

# *COLLEGE LIFE*

*2026*



学校法人 鶴鳴学園

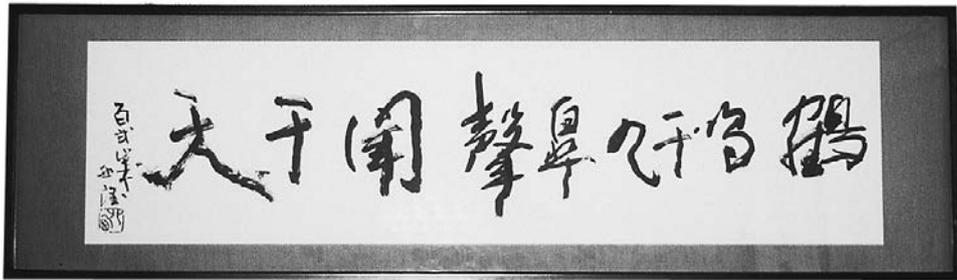
長崎女子短期大学



# 目 次

1. 沿革	1
2. 学歌・学園歌	2
3. 令和8年度学年暦	4
4. 機構・組織図	6
5. 長崎女子短期大学学則	9
6. 授業科目の履修について	25
◦ 授業科目（令和8年度入学者）	
生活創造学科 栄養士コース	31
生活創造学科 地域未来創生コース	35
幼児教育学科	39
◦ 授業科目（令和7年度入学者）	
生活創造学科 栄養士コース	43
生活創造学科 地域未来創生コース	47
幼児教育学科	51
7. 学生生活	
1. 学生生活について	57
2. 学生心得	58
3. キャリア支援センター	61
4. 図書館	62
5. チューター制度	62
6. 学生相談室	62
7. オフィスアワー	62
8. 本学独自の奨学金制度	62
9. その他の奨学生制度等	64
10. 在学中の諸手続	64
◦ 諸届等について	66
8. 規則集	71
9. 教育システム総覧	91
10. 教職員名簿	96
11. 学内配置図	97

## 建学の精神



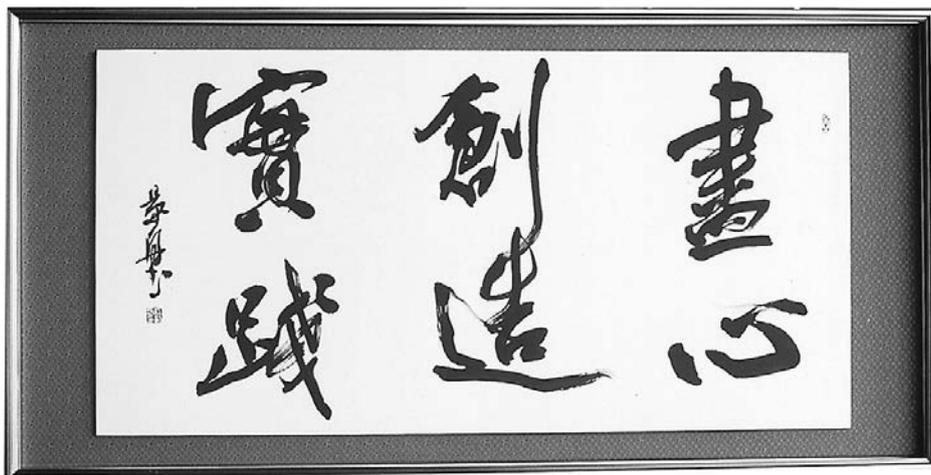
つるきゅうこう  
鶴九臯に鳴きて声天に聞こゆ

これは、中国の古典「詩経」の小雅・鶴鳴篇の中の一節で、本学園の建学の精神である。鶴は、人に知られない山奥の沢辺で鳴いても、その声は遠くまで達するという意味であり、この詩句には深い人間的意味が込められている。

社会の中で人に知られなくても、地味だが現実に根ざして誠実に生き、学び続けている人は、深い谷間で鳴く鶴の声が、やがて天の高みまで響くように、必ず人々から高く評価されるようになるということである。

本学園では、深い誠実な生き方を示す「至誠」を基本として、人間教育を大切に、「品性」を涵養する学園を創造し続けている。

## 学 訓



尽心・創造・実践

これは、常に至誠の心をもって事に当たり、「もの・こと」の本質を見つめ続け、古き慣習にとらわれず、より良きもの、より高きものを創ることに努め、かつ、これを単なる理念に留めることなく実践することを意味する。

# 沿 革

- 明治29年10月 笠原田鶴子 長崎女子学院を創立  
昭和26年3月 学校法人鶴鳴学園と組織変更 原田アサ 初代理事長に就任  
35年6月 原田鶴代 第2代理事長に就任  
40年12月 鶴鳴女子短期大学（家政科）設置認可  
41年4月 原田鶴代 鶴鳴女子短期大学開学 家政科100名  
原田寅次郎 鶴鳴女子短期大学初代学長に就任  
42年4月 家政科を家政専攻（100名）と食物栄養専攻（100名）に分離増設  
43年4月 家政科家政専攻の定員増（100名→150名）  
44年4月 鶴鳴女子短期大学を長崎女子短期大学に改称  
食物栄養専攻の定員増（100名→150名）  
45年4月 家政科家政専攻を家政専攻と被服意匠専攻に分離増設  
家政専攻（150名→100名）、被服意匠専攻50名  
11月 長岡達 第2代学長に就任  
46年8月 原田延介 第3代理事長に就任  
48年4月 幼児教育学科を増設 定員50名  
家政科を家政学科に改称、定員減 家政専攻（100名→30名）、  
食物栄養専攻100名、被服意匠専攻（50名→30名）  
52年9月 体育館完成  
54年1月 新学生寮（若竹寮）完成  
4月 原田延介 第3代学長に就任  
原田慶子 学園長に就任  
56年11月 学生ホール（1号館）完成  
57年4月 家政学科家政専攻と被服意匠専攻を統合し生活文化専攻を設置  
定員60名  
60年4月 長谷川信 第4代学長に就任  
63年4月 家政学科を生活科学科に生活文化専攻を生活情報専攻に改組  
平成1年4月 生活科学科内専攻課程の定員変更  
食物栄養専攻（100名→80名）、生活情報専攻（60名→80名）  
2年4月 菊谷元資 第5代学長に就任  
3年4月 幼児教育学科定員増（50名→80名）  
生活情報専攻の臨時定員増（80名→120名・平成9年まで）  
6年10月 新校舎（2号館）完成  
7年4月 中西弘樹 第6代学長に就任  
8年10月 学園創立100周年  
12年4月 田中正明 第7代学長に就任  
13年4月 生活科学科に生活福祉専攻（介護福祉士養成）を設置、  
生活福祉専攻定員40名、生活情報専攻（80名→40名）  
17年9月 1号館外壁全面改修工事並びに学生食堂連絡通路完成  
18年3月 (財)短期大学基準協会第三者評価「適格」認定を受ける  
19年4月 幼児教育学科定員増（80名→100名）  
20年4月 江副功 第8代学長に就任  
22年4月 奈良佐保短期大学と相互評価を実施  
生活福祉専攻を介護福祉専攻に改称  
8月 文部科学省大学教育推進プログラムに「長崎食育学を活かした食文化伝承と情報発信」が採択  
23年4月 生活情報専攻を生活総合ビジネス専攻に改称  
25年3月 (財)短期大学基準協会第三者評価2回目の「適格」認定を受ける  
26年4月 浦川末子 第9代学長に就任  
生活科学科を生活創造学科に改称  
専攻課程の廃止（コース制）、栄養士コースの定員減（80名→60名）  
28年4月 玉島健二 第10代学長に就任  
本学創立50周年、学園創立120周年  
30年3月 文部科学省私立大学等改革総合支援事業（タイプ1・タイプ5）に採択される  
4月 生活創造学科の定員減（140名→100名）  
31年3月 文部科学省私立大学等改革総合支援事業（タイプ1・タイプ5）に採択される  
4月 原田雄司 第4代理事長に就任  
生活創造学科 介護福祉士コースの廃止  
令和2年3月 (財)大学・短期大学基準協会認証評価「適格」認定を受ける  
文部科学省私立大学等改革総合支援事業（タイプ1・タイプ3）に採択される  
3年3月 文部科学省私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）に採択される  
4月 生活創造学科の定員減（100名→70名）  
6年4月 橋本剛 第5代理事長・第11代学長に就任  
7年4月 生活創造学科内ビジネス・医療秘書コースを地域未来創生コースに改組  
8年4月 幼児教育学科の定員減（100名→70名）

# 長崎女子短期大学 学歌

市村 宏 作詞  
石井 歡 作曲

Moderato  
*mp*

みよーきんだいのあけぼのを  
あまーくさなだのしおのかも

なきつげわたるたんちょうの つるのみなとと  
かようえいひこのやまなみの ばんりょくせーまる

*mf* *mp*

はばたきてくもいーにのーぼーるおかのうえ  
がくえんにじんしーんそーぞーうじつーせんと

きょうがくのふはゆーるぎなくおとめのしろとそびえたつかが  
こころにきざむきーんのもじおとめらここにはなさけりはえ

*f* *rit.* *a tempo*

やけいーまーぞながさきじよしたんだい  
あれとーわーにながさきじよしたんだい

## 学歌

一、みよ近代の曙を

鳴き告げ渡る丹頂の

鶴の港と羽ばたきて

雲井にのぼる丘の上

教学の府はゆるぎなく

乙女の城と聳え立つ

輝けいまぞ長崎女子短大

二、天草灘の潮の香も

かよう英彦の山脈の

万緑せまる学園に

尽心・創造・実践と

心に刻む金の文字

乙女らここに花咲けり

栄あれ永久に長崎女子短大

# 鶴鳴学園 学園歌

(80周年記念・昭和50年制定)

服部 正 作詞・作曲

Allegro Moderato

のぼろうのぼろうのぼろう たゆまずに  
のぼればひろがるますみのそらよ  
あかるいえがおのあつまるところ  
やさしいこころをよせあうところ  
あーここかくめいにまなぶものわれら  
そのしあわせをこころにむすぶ  
いつもあかるいかくめいがくえん

## 学園歌

一、のぼろうのぼろうのぼろうたゆまずに

のぼれば広がる真澄の空よ

明るい笑顔の集るところ

優しい心を寄せ合うところ

あゝここ鶴鳴に学ぶものわれら

その幸を心に結ぶ

いつも明るい鶴鳴学園

二、磨こう磨こう磨こうひとすじに

磨けばきらめく知識の光

輝く伝統ゆるがぬところ

気高き理想を求めるところ

あゝここ鶴鳴に学ぶものわれら

その教えこそ心に刻む

いつもゆかしい鶴鳴学園

三、歌おう歌おう歌おうさわやかに

歌えばみなぎる希望と若さ

親しい友と肩組むところ

まことの友情湧きでるところ

あゝここ鶴鳴に学ぶものわれら

その喜びに心はずむ

いつも楽しい鶴鳴学園

# 令和8年度 学年暦

日曜	4月	5月	6月	日曜	7月	日曜	8月	日曜	9月
1 水	2年生オリエンテーション 教職員会/入寮式(午後)	1Y保育実習依頼訪問/2Y教育 実習オリエンテーション	1 月	1 水	2L 医療管理秘書士認定試験	1 土	1 火	1 火	春学期成績開示日
2 木	春学期入学式		2 火	2 木	「初年次セミナーA」(第8回)	2 日	2 水	2 水	
3 金	健康診断(午前:2年生、午後:新入生) /新入生物品販売/2年生教科書販売	憲法記念日	3 水	3 金	2Y保育実習オリエンテーション	3 月	3 木	3 木	
4 土		みどりの日	4 木	4 土	2Y保育実習オリエンテーション(予備日)	4 火	4 金	4 金	
5 日		こどもの日	5 金	5 日		5 水	5 土	5 土	
6 月	新入生オリエンテーション	振替休日	6 土	6 月		6 木	6 日	6 日	
7 火	新生オリエンテーション/新生教科書販売	「初年次セミナーA」(第3回)	7 日	7 火	S 学 外 実 習 I	7 金	7 月	7 月	
8 水	春学期始業		8 月	8 水		8 土	8 火	8 火	
9 木	「初年次セミナーA」(第1回)	2SLY火曜日授業	9 火	9 木		9 日	9 水	9 水	
10 金			10 水	10 金		10 月	10 木	10 木	
11 土	2Y金曜日授業		11 木	11 土	2Y月曜日授業	11 火	11 日	11 金	
12 日		学友自治会定期総会	12 金	12 日		12 水	12 土	12 土	
13 月			13 土	13 月		13 木	13 日	13 日	
14 火			14 日	14 火		14 金	14 月	14 月	
15 水			15 月	15 水		15 土	15 火	15 火	
16 木		オープンキャンパス	16 火	16 木		16 日	16 水	16 水	秋学期入学式
17 金			17 水	17 金		17 月	17 木	17 木	
18 土	開学記念日/2Y水曜日授業		18 木	18 土		18 火	18 金	18 金	
19 日			19 金	19 日		19 水	19 土	19 土	
20 月			20 土	20 月	海の日	20 木	20 日	20 日	
21 火		「初年次セミナーA」(第4回)	21 日	21 火		21 金	21 月	21 月	敬老の日
22 水			22 月	22 水		22 土	22 火	22 火	国民の休日
23 木	「初年次セミナーA」(第2回)	スポーツフェスタ	23 火	23 木		23 日	23 水	23 水	秋分の日/夏季休業終了
24 金			24 水	24 金	S 卓袱料理試食会	24 月	24 木	24 木	秋学期始業ガイダンス /教科書販売/避難訓練
25 土	2SY月曜日授業		25 木	25 土	2Y火曜日授業	25 火	25 金	25 金	秋学期始業(2Y除く)
26 日			26 金	26 日		26 水	26 土	26 土	
27 月			27 土	27 月		27 木	27 日	27 日	
28 火		「初年次セミナーA」(第5回)	28 日	28 火		28 金	28 月	28 月	2Y 教育 実習
29 水	昭和の日		29 月	29 水		29 土	29 火	29 火	
30 木	1Y教育実習依頼訪問	2Y金曜日授業	30 火	30 木	L 中間成果発表会	30 日	30 水	30 水	
				31 日	オープンキャンパス(17:00-19:00)	31 月			

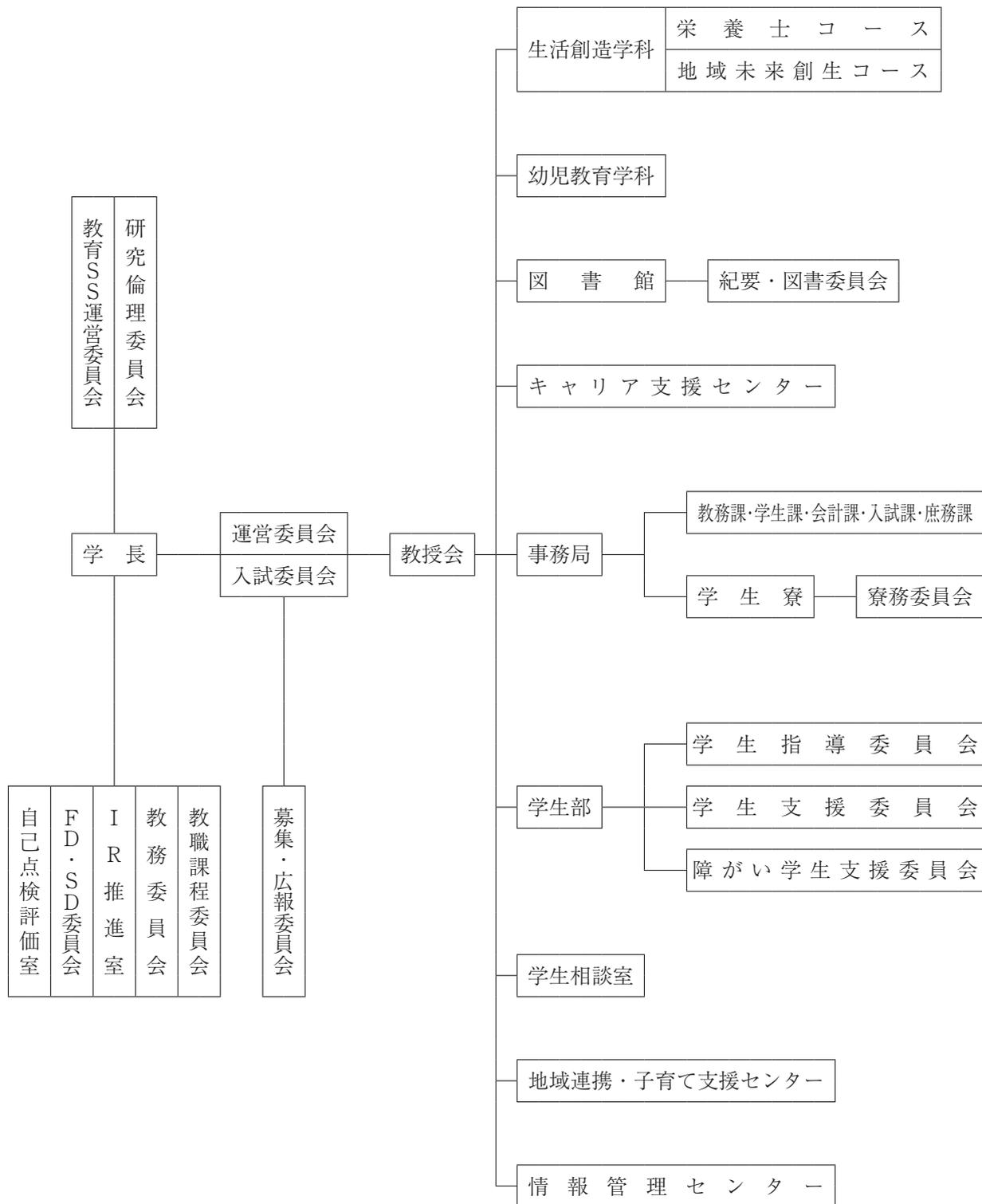
※S…生活創造学科栄養士コース、L…生活創造学科地域未来創生コース、Y…幼児教育学科  
 ※教養科目の補講は、指定の補講日以外の日に行われる場合があります。

# 令和8年度 学年暦

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
1	木	1	日	1	火	1	金	1	月	1	月
	学園創立記念日						元日				秋学期成績開示日
2	金	2	月	2	水	2	土	2	火	2	火
3	土	3	火	3	木	3	日	3	水	3	水
			文化の日						L成果発表会		
4	日	4	水	4	金	4	月	4	木	4	木
			1Y施設実習事前訪問								
5	月	5	木	5	土	5	火	5	金	5	金
			「初年次セミナーB」(第4回)								
6	火	6	金	6	日	6	水	6	土	6	土
7	水	7	土	7	月	7	木	7	日	7	日
			1Y 2Y月曜日授業								
8	木	8	日	8	火	8	金	8	月	8	月
9	金	9	月	9	水	9	土	9	火	9	火
10	土	10	火	10	木	10	日	10	水	10	水
11	日	11	水	11	金	11	月	11	木	11	木
12	月	12	木	12	土	12	火	12	金	12	金
			スポーツの日								
			2Y秋学期始業/ガイダンス/教科書販売								
13	火	13	金	13	日	13	水	13	土	13	土
14	水	14	土	14	月	14	木	14	日	14	日
15	木	15	日	15	火	15	金	15	月	15	月
16	金	16	月	16	水	16	土	16	火	16	火
17	土	17	火	17	木	17	日	17	水	17	水
18	日	18	水	18	金	18	月	18	木	18	木
19	月	19	木	19	土	19	火	19	金	19	金
20	火	20	金	20	日	20	水	20	土	20	土
21	水	21	土	21	月	21	木	21	日	21	日
22	木	22	日	22	火	22	金	22	月	22	月
23	金	23	月	23	水	23	土	23	火	23	火
24	土	24	火	24	木	24	日	24	水	24	水
25	日	25	水	25	金	25	月	25	木	25	木
26	月	26	木	26	土	26	火	26	金	26	金
27	火	27	金	27	日	27	水	27	土	27	土
28	水	28	土	28	月	28	木	28	日	28	日
29	木	29	日	29	火	29	金	29	月	29	月
30	金	30	月	30	水	30	土	30	火	30	火
31	土	31	木	31	日	31	日	31	日	31	日
											春季休業終了

※S…生活創造学科栄養士コース、L…生活創造学科地域未来創生コース、Y…幼児教育学科  
 ※教養科目の補講は、指定の補講日以外の日に行われる場合があります。

# 令和8年度 長崎女子短期大学 機構・組織図



学

则



# 長崎女子短期大学学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 長崎女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に従い、高等学校の教育の基礎の上に一般教養と実地的な専門教育を授け、建学の精神に基づき、良識と技能を備え、併せて社会や家庭に有為で自立する心を持つ女性の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成し、教育水準の向上を図るために、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

(認証評価)

第3条 第1条の目的を達成し、教育水準の向上を図るために、教育研究等の総合的な状況について政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下次項において「認証評価」という。）を受けるものとする。

2 自己評価等及び認証評価に関する事項は、別に定める。

## 第2章 学科及び収容定員並びに教育研究上の目的

(学科及び収容定員)

第4条 本学に設置する学科は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活創造学科
  - (2) 幼児教育学科
- 2 生活創造学科には、栄養士コース及び地域未来創生コースを設ける。
- 3 前2項に規定する学科及びコースの収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活創造学科	70名	140名
（栄養士コース）	（ 40名）	（ 80名）
（地域未来創生コース）	（ 30名）	（ 60名）
幼児教育学科	70名	140名

(教育研究上の目的)

第5条 前条第1項に規定する学科の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活創造学科では、建学の精神と教育理念に基づき、常に向上心を持ち、現代社会における豊かな生活の創造に寄与する者の養成を目的とする。
- (2) 幼児教育学科では、建学の精神と教育理念に基づき、豊かな人間性と思いやりの心を持ち、社会の平和と幸福に寄与する自立した保育者の養成を目的とする。

## 第3章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とし、学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の授業期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 学園創立記念日：10月1日
  - (3) 開学記念日：4月18日
  - (4) 春季休業日：3月5日から3月31日まで
  - (5) 夏季休業日：8月10日から9月30日まで
  - (6) 冬季休業日：12月25日から翌年1月7日まで
- 2 必要と認めた場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。
  - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎年4月とする。

- 2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、学長は、学年の途中においても学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学者の受入れに関する方針)

第11条の2 本学は、本学及び学科の教育上の目的を踏まえて、入学者の受入れに関する方針を定めるものとする。

- 2 入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の手続により願出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付するとともに、誓約書その他本学所定の書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前2項の規定により入学を許可された者が入学を辞退しようとする場合は、本学が指定する期日までに申し出なければならない。

(再入学及び転入学)

第15条 本学に再入学又は転入学を願出た者がいるときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(転学)

第16条 本学から他の短期大学に転学を希望する場合は、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第17条 転学科は原則として認めない。ただし、特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上、学長は、これを許可することができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 当該学期分の授業料等の滞納がある場合、学生は、退学を願い出ることができない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の事由により修学が不相当と認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第6条第2項の在学期間には算入しない。

(復学)

第21条 休学期間を満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第6条第2項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第20条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者又は長期間無届で欠席し、照会してもなお引き続き出席しない者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成及び実施に関する方針)

第23条 本学は、本学及び学科の教育上の目的を踏まえて、教育課程の編成及び実施に関する方針を定め、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成及び実施に関する方針は、別に定める。

(授業科目)

第23条の2 授業科目は、教養科目及び専門教育科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

2 各授業科目を必修科目及び選択科目に分ける。

3 開設する授業科目及び単位数等は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

(授業の方法)

第23条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位)

第24条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必

要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、ゼミナール等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(授業科目の履修及び単位の授与)

第25条 本学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の方法により学修の成果を評価して単位を与える。

- 2 この章に定めるもののほか、履修方法、履修登録単位数の上限、試験及び単位の授与等については、別に定める。  
(成績の評価)

第26条 成績の評価は、S、A、B、C、F及びWの評語をもって表す。ただし、F及びWには単位を与えない。

- 2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 学生が本学の第1年次に入学する前に他の短期大学、大学（外国の短期大学又は大学を含む。）又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認めるときは、次条第1項及び第28条の2第1項の規定により本学において修得したとみなす単位と合わせて30単位を超えない範囲で本学において修得したのものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という。）との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により他の短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合本学において修得した単位とみなすことができる単位数は、前項と合わせて30単位を超えない範囲とする。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第28条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項から同条第3項までの規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生等に関する特例)

第30条 外国人留学生に対して、第23条の2に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

- 2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下「帰国子女」という。）の教育について、本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。
- 3 外国人留学生及び帰国子女が前2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって教養科目の単位に代えることができる。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は第6条第1項に規定する期間以上在学し、教養科目8単位以上及び専門教育科目42単位以上を含む合計62単位以上を修得し、かつ、別に定めるグレード・ポイント・アベレージの基準を満たさなければならない。

2 卒業要件単位のうち、第23条の3第2項の授業の方法により修得できる単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定に関する方針)

第31条の2 本学は、本学及び学科の教育上の目的を踏まえて、卒業の認定に関する方針を定めるものとする。

2 前項の卒業の認定に関する方針は、別に定める。

(卒業)

第32条 第31条の卒業の要件を満たした者には、前条の卒業の認定に関する方針に基づき、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

3 本学を卒業した者には、長崎女子短期大学学位規程の定めるところにより「短期大学士」の学位を授与する。

(免許及び資格の取得)

第33条 本学において取得することができる免許及び資格は、次のとおりとする。

学 科	教育職員免許状	その他の免許及び資格
生活創造学科		栄養士免許
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格

2 幼児教育学科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、第31条の規定によるほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第216号）により本学において別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

3 生活創造学科栄養士コースにおいて、栄養士免許を取得しようとする者は、第31条の規定によるほか、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）により本学において別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

4 幼児教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、第31条の規定によるほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により本学において別に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

## 第7章 検定料及び授業料等

(検定料)

第34条 入学、転入学及び再入学を志願する者は、別表第4に定める検定料を納付しなければならない。

(授業料等)

第35条 本学の授業料等は、次のとおりとする。ただし、その他必要と認められる場合には、別に徴収することができる。

納付金の種別	金額	備考
入学金	220,000円	入学時
授業料	720,000円	年額
教育運営費	220,000円	年額

2 系列の長崎女子高等学校からの推薦入学者については、入学金の納付を免除する。

(授業料等の徴収)

第36条 授業料等は、次のとおり徴収するものとする。

(1) 入学金は、入学時の所定の日までに納付しなければならない。

(2) 授業料及び教育運営費は、それぞれ年額の2分の1に相当する額を春学期及び秋学期の2期に分けて徴収する。

学期区分	金額	納期
春学期	470,000円	4月20日まで
秋学期	470,000円	10月20日まで

(授業料等の免除及び徴収猶予)

第37条 学生で、経済的理由によって授業料等の納付が困難な者であり、かつ、学業人物ともに優秀と認められる者に対しては、願い出によりその全部又は一部を免除することがある。

2 特別の事情により所定の納期に納付困難な者に対しては、願い出により分納及び延納を認め、徴収を猶予することがある。

3 前2項の授業料等の免除及び徴収猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(退学等の場合の授業料等)

第38条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命じられた者又は停学中の者についても、当該期分の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第39条 休学の場合の授業料等は、徴収しない。ただし、徴収した授業料等は、返還しない。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料及び授業料等は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項に規定する入学手続を完了した者のうち、同条第3項の規定により本学が指定する期日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学金を除く授業料等を返還する。

## 第8章 教育研究実施組織等

(教育研究実施組織)

第41条 本学は、教育研究上の目的を達成するため、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(事務局)

第42条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

## 第9章 教授会

(教授会)

第43条 本学に重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、必要と認めるときは、准教授、講師、助教及びその他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 研究生、科目等履修生、特別科目等履修学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 本学及び他の短期大学等を卒業した者が、更に学修を希望するときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学学生以外の者で、1又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第26条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修学生)

第46条 他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。以下この項において同じ。）の学生については、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、特別科目等履修学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別科目等履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生には、本学の規則を準用する。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第49条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為があった者には、学長は、教授会の議を経て懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席正常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 訓告、停学及び退学の処分の手続については別に定める。

## 第12章 図 書 館

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 公 開 講 座

(公開講座)

第51条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第14章 厚 生 施 設

(学生寮)

第52条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第15章 学 則 の 改 正

(学則の改正)

第53条 学則の改定又は廃止の必要が生じた場合には、学長は、教授会の議を経たのち、理事会の承認を得てこれを行う。

## 附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年4月1日)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日)

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日)

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日)

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日)

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日)

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日)

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日)

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月1日)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度の幼児教育学科の総定員は、130名とする。

3 第4条に規定する学生定員は、平成10年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成3年度		平成4年度～平成9年度		平成10年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活情報専攻		120名	200名	120名	240名	80名	200名

附 則 (平成4年4月1日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する学生定員は平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成10年度～平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科 生活情報専攻		120名	240名	80名	200名

附 則（平成11年4月1日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（平成13年4月1日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成13年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科 専 攻	入 学 定 員	総 定 員
生活科学科		
生活情報専攻	40名	120名
生活福祉専攻	40名	40名

附 則（平成14年4月1日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日）

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成19年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科 専 攻	入学定員	総定員
幼児教育学科	100名	180名

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（平成26年4月1日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については従前の学則を適用する。また、第4条の規定にかかわらず、平成26年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
生活創造学科	140名	300名

附 則（平成27年4月1日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成30年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
生活創造学科	100名	240名

附 則（平成31年4月1日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。
- 3 第4条の規定にかかわらず、令和3年度の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
生活創造学科	70名	170名

附 則（令和4年4月1日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の学則を適用する。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、第1条、第5条、第8条、第11条の2、第13条、第14条、第18条、第23条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第28条、第28条の2、第31条の2、第32条及び第32条の2を除き、なお従前の学則を適用する。この場合において、第23条の2中「教養科目」とあるのは「基礎科目」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第31条第2項第2号の規定は、令和6年度入学者から適用する。
- 2 令和5年度以前の幼児教育学科入学者の卒業要件単位については、改正後の第31条第2項第2号の規定にかかわらず、次のとおり修得するものとする。

教 養 科 目	専 門 教 育 科 目	合 計
14単位以上	48単位以上	62単位以上

- 3 別表第1及び別表第2の規定は、改正後の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以後に在籍する令和6年度以前の生活創造学科ビジネス・医療秘書コース入学者については、第4条第2項中及び第3項の表中「地域未来創生コース」とあるのは「ビジネス・医療秘書コース」と読み替えるものとする。
- 3 別表第1及び別表第2の規定は、改正後の規定にかかわらず、令和7年度以後に在籍する令和6年度以前の入学者にあっては、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度の幼児教育学科の収容定員については、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、170名とする。
- 3 第23条の2第3項及び別表第1から別表第3までの規定は、改正後の規定にかかわらず、令和8年度以後に在籍する令和7年度以前の入学者にあっては、なお従前の例による。
- 4 令和8年度以後に在籍する令和7年度以前の生活創造学科入学者の卒業要件単位については、改正後の第31条の規定にかかわらず、次のとおり修得するものとする。

教 養 科 目	専 門 教 育 科 目	合 計
14単位以上	48単位以上	62単位以上

別表第1 教養科目（第23条の2関係）

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次
			必修	選択	
教養科目 (全学科)	初年次セミナーA	講義	1		1
	初年次セミナーB	講義	1		1
	データサイエンス基礎	講義		2	2
	ヒトと生物	講義		2	2
	日本国憲法	講義		2	2
	デモクラシーと現代史	講義		1	2
	平和学	講義		1	2
教養科目 (生活創造学科)	長崎観光まちづくり論	講義		2	2
	華道概論	講義		1	2
	茶道概論	講義		1	2
	心理学	講義		2	2
	経済学	講義		2	2
	生活と音楽	講義		1	2
	生活と書	講義		1	2
	生涯スポーツA	演習		1	1
	生涯スポーツB	演習		1	1
	英語Ⅰ	演習	1		1
	英語Ⅱ	演習		1	1
	中国語Ⅰ	演習		1	1
	中国語Ⅱ	演習		1	1
	韓国語Ⅰ	演習		1	1
	韓国語Ⅱ	演習		1	1
士 学 科 栄 養 士 コ ー ス	マナー学	講義	2		1
	国語表現法	講義	1		1
	基礎数理	講義	2		1
域 来 創 生 コ ー ス	ウェルビーイング入門	講義	1		1
教養科目 (幼児教育学科)	マナー学	講義	2		1
	国語表現法	講義	1		1
	情報科学	講義	2		1
	体育講義	講義		1	1
	体育実技	実技		1	1
	英語A	演習	1		1
	英語B	演習		1	1
	ボイストレーニング(うた表現)	演習		1	1
合計			15	29	

## 備考

生活創造学科地域未来創生コースにあっては、「長崎観光まちづくり論」を必修とする。

別表第2 生活創造学科専門教育科目（第23条の2関係）

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次
			必修	選択	
専 門 教 育 科 目 (栄 養 士 コ ー ス)	栄養士の科学	講義	2		1
	長崎食育学Ⅰ	実習	1		1
	長崎食育学Ⅱ	実習	1		2
	情報処理演習	演習	1		1
	栄養士スキルアップ特講Ⅰ	講義		1	2
	栄養士スキルアップ特講Ⅱ	講義		1	2
	公衆衛生学	講義	2		2
	社会福祉概論	講義		2	2
	解剖生理学	講義		2	1
	解剖生理学実習	実習		1	2

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次
			必修	選択	
専門教育科目 (栄養士コース)	生化学Ⅰ	講義	2		1
	生化学Ⅱ	講義		2	2
	生化学実験	実験		1	2
	運動生理学	講義		1	2
	病理学	講義		1	2
	食品学Ⅰ (食品成分の科学)	講義	2		1
	食品学基礎実験	実験		1	1
	食品学Ⅱ (食品の機能)	講義		2	1
	食品加工学実習	実習		1	2
	食品衛生学	講義	2		1
	食品衛生学実験	実験		1	1
	栄養学Ⅰ (基礎栄養学)	講義	2		1
	栄養学Ⅱ (ライフステージと栄養)	講義		2	1
	応用栄養学実習	実習		1	1
	臨床栄養学Ⅰ (病態の理論)	講義	2		1
	臨床栄養学Ⅱ (食事療法の原理)	講義		2	2
	臨床栄養学実習	実習		1	2
	栄養指導論Ⅰ	講義	2		1
	栄養指導論実習Ⅰ	実習		1	1
	栄養指導論Ⅱ	講義		2	1
	栄養指導論実習Ⅱ	実習		1	2
	公衆栄養学	講義	2		2
	給食経営管理論	講義	2		1
	給食経営管理論実習Ⅰ	実習		1	1
	給食経営管理論実習Ⅱ	実習		1	2
	学外実習総合演習	演習		1	2
	学外実習Ⅰ	実習		1	2
	学外実習Ⅱ	実習		1	2
	調理学	講義	2		1
	調理学実習Ⅰ (調理実験を含む)	実習	1		1
調理学実習Ⅱ	実習		1	1	
調理学実習Ⅲ	実習		1	2	
ゼミナールⅠ	演習		1	2	
ゼミナールⅡ	演習		1	2	
	コース計		26	36	
専門教育科目 (地域未来創生コース)	数的理解	講義	2		1
	情報セキュリティ	講義	1		1
	プログラミング1	演習	1		2
	プログラミング2	演習		1	2
	ウェブデザイン	演習		1	1
	ビジネス文書作成1	演習	1		1
	ビジネス文書作成2	演習		1	1
	ビジネスデータ活用1	演習	1		1
	ビジネスデータ活用2	演習		1	1
	情報検索	講義	2		1
	時事研究	講義	2		2
	ビジネスの英会話	演習	1		2
	社会心理学	講義	2		1
	スピーチコミュニケーション	講義	2		1
	日本語表現	講義	2		1
	手話講座	演習	1		1
	ビジネス実務1	講義	2		1
	ビジネス実務2	講義	2		1
	簿記会計学	講義	2		1
	SNS論	講義	2		1
ロールモデル研究	講義	2		2	

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	
			必修	選択		
専門教育科目 (地域未来創生コース)	AI活用	講義		1	2	
	インターンシップ1	実習	1		1	
	インターンシップ2	実習		1	2	
	インターンシップ3	実習		2	2	
	インターンシップ4	実習		2	2	
	キャリアアップセミナー	演習	1		1・2	
	ビジネスデザイン	講義		2	1	
	マーケティング	講義		1	1	
	商店街フィールドワーク	演習		1	2	
	イベントプランニング	講義		1	2	
	農林水産6次産業化	講義		1	2	
	長崎観光フィールドワーク	演習		1	2	
	まちづくり景観	講義		1	2	
	世界の多様な食	講義		1	1	
	長崎の食文化と外食産業	講義		1	2	
	薬学(薬理)基礎	講義		2	2	
	医学一般	講義		2	1	
	医療事務論	講義		2	1	
	医療事務実技	講義		2	2	
	臨床心理学	講義		2	2	
	医療管理学	講義		2	2	
	社会福祉概論	講義		2	2	
	食と健康管理	講義		1	1	
	長寿社会フィールドワーク	演習		1	2	
		コース計		30	36	
		合計		56	72	

別表第3 幼児教育学科専門教育科目(第23条の2関係)

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次
			必修	選択	
専門教育科目	子どもと健康	講義	1		1
	子どもと人間関係	講義	1		1
	子どもと環境	講義	1		1
	子どもと言葉	講義	1		1
	子どもと音楽表現	演習	1		1
	子どもと造形表現(基礎)	演習	1		1
	子どもと造形表現(応用)	演習		1	1
	保育と音楽表現a	演習		1	1
	保育と音楽表現b	演習		1	1
	子どもの歌と伴奏法a	演習		1	2
	子どもの歌と伴奏法b	演習		1	2
	保育内容総論	演習	2		1
	領域「健康」の指導法I	演習		1	1
	領域「健康」の指導法II	演習		1	1
	領域「人間関係」の指導法I	演習		1	1
	領域「人間関係」の指導法II	演習		1	1
	領域「環境」の指導法I	演習		1	1
	領域「環境」の指導法II	演習		1	1
	領域「言葉」の指導法I	演習		1	1
	領域「言葉」の指導法II	演習		1	1
	領域「表現」の指導法I	演習		1	1
	領域「表現」の指導法II	演習		1	1
	運動遊びの実践	演習		2	2
	子どもの絵と製作I	演習		1	1
	子どもの絵と製作II	演習		2	2
	造形原理	演習		1	2

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次
			必修	選択	
専門教育科目	カリキュラム論Ⅰ	講義		1	1
	カリキュラム論Ⅱ	講義		1	1
	保育原理	講義		2	1
	教育原理（教育史を含む）	講義	2		1
	子ども家庭福祉	講義		2	1
	社会福祉	講義		2	2
	発達心理学Ⅰ	講義	1		1
	発達心理学Ⅱ	講義		1	1
	子どもの保健	講義		2	2
	子どもの食と栄養	演習		2	2
	乳児保育Ⅰ	講義		2	1
	乳児保育Ⅱ	演習		1	2
	子どもの健康と安全	演習		1	1
	保育とICT活用	講義		1	1
	保育方法論	講義		1	2
	子ども家庭支援論	講義		2	1
	社会的養護Ⅰ	講義		2	1
	社会的養護Ⅱ	演習		1	1
	保育者論	講義		2	2
	教育相談（幼児のカウンセリング理論を含む）	講義		2	2
	子どもの理解と援助	演習		1	2
	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ	演習	1		2
	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅱ	演習		1	2
	子育て支援	演習		1	2
	保育実習指導Ⅰ a	演習		1	1
	保育実習指導Ⅰ b	演習		1	2
	保育実習Ⅰ（施設）	実習		2	1
	保育実習Ⅰ（保育所）	実習		2	2
	保育実習指導Ⅱ	演習		1	2
	保育実習Ⅱ	実習		2	2
	保育実習指導Ⅲ	演習		1	2
	保育実習Ⅲ	実習		2	2
	教育実習指導	実習		1	2
教育実習Ⅰ	実習		2	2	
教育実習Ⅱ	実習		2	2	
保育・教職実践演習	演習		2	2	
ゼミナール a	演習		2	2	
ゼミナール b	演習		2	2	
合計			12	75	

別表第4 入学者選抜検定料（第34条関係）

試験種別	検定料	備考
学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜、社会人選抜、転入学、再入学	27,000円	学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜及び社会人選抜の出願者であって、ウェブ出願を利用する場合は、23,000円とする。
大学入学共通テスト利用選抜	5,000円	一般選抜に同時出願する場合は、27,000円とする。この場合において、ウェブ出願を利用する場合は、23,000円とする。

# 授業科目の履修について



# 授業科目の履修について

## －履修とは－

- ◆ 履修とは、特定の科目を学び、その単位を修得することをいいます。
- ◆ 短期大学での学びは、きわめて自由かつ自主的なものです。したがって、学生は、当然自発的、自主的に学ぶ意思を持っているということが前提です。
- ◆ 勉学に対する意欲が低く、授業の出席や学修を怠った学生は、当然、履修科目の単位修得は難しくなります。加えて、進級、卒業、免許・資格の取得がかなわなくなる場合もあります。

### 1 履修期間

履修期間は、春学期と秋学期に区分されます。本年度の履修期間は、次のとおりです。

<令和8年度履修期間> ※それぞれ休業日を除く。

#### 【春学期】

- 授業期間  
令和8年4月8日から令和8年8月3日まで
- 定期試験期間  
令和8年8月4日から令和8年8月7日まで

#### 【秋学期】

- 授業期間  
令和8年9月25日から令和9年2月8日まで
- 定期試験期間  
令和9年2月9日から令和9年2月16日まで

### 2 授業科目の種類

授業科目は、教養科目及び専門教育科目に分かれます。更に必修科目及び選択科目に分かれます。

- 教養科目  
豊かな人間性と幅広い教養、そして社会人として必要な基礎的スキルを養うための科目群です。
- 専門教育科目  
各学科・コースの教育目的に基づき、特定の職業や分野に直結する高度な知識と技術を修得するための科目群です。
- 必修科目  
必ず履修しなければならない授業科目です。この必修科目の全ての単位を修得しなければ卒業することができません。
- 選択科目  
学生各自が適宜選択して履修する授業科目です。ただし、学則に定める卒業に必要な単位数を充足するように選択して履修しなければ卒業することができません。

### 3 卒業要件

卒業するためには、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- 本学に2年以上在学していること
- 教養科目8単位及び専門教育科目42単位を含む62単位以上を修得すること
- 卒業時のグレード・ポイント・アベレージ（詳細は後述。以下「GPA」という。）が1.20以上であること

### 4 進級要件

1年次在学生在が2年次に進級するためには、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

<進級要件>

- 本学に1年以上在学していること
- 進級判定時点での通算GPAが1.20以上であること
- 進級判定時点での修得単位数が31単位以上であること

## 5 免許及び資格の取得

教育職員免許状（幼稚園教諭二種）、栄養士免許、保育士資格等の免許及び資格を取得するためには、卒業要件のほかに、それぞれ別に定める授業科目の単位を修得しなければなりません。

## 6 履修登録

授業科目の履修に当たり、重要な手続が「履修登録」です。この手続を行わなければ単位の修得はできません。登録の方法等については、学科・コースごとに行われる履修指導で説明されます。

### <令和8年度履修登録期間>

令和8年度の履修登録は、原則として、下記期間（それぞれ休業日を除く。）で行ってください。

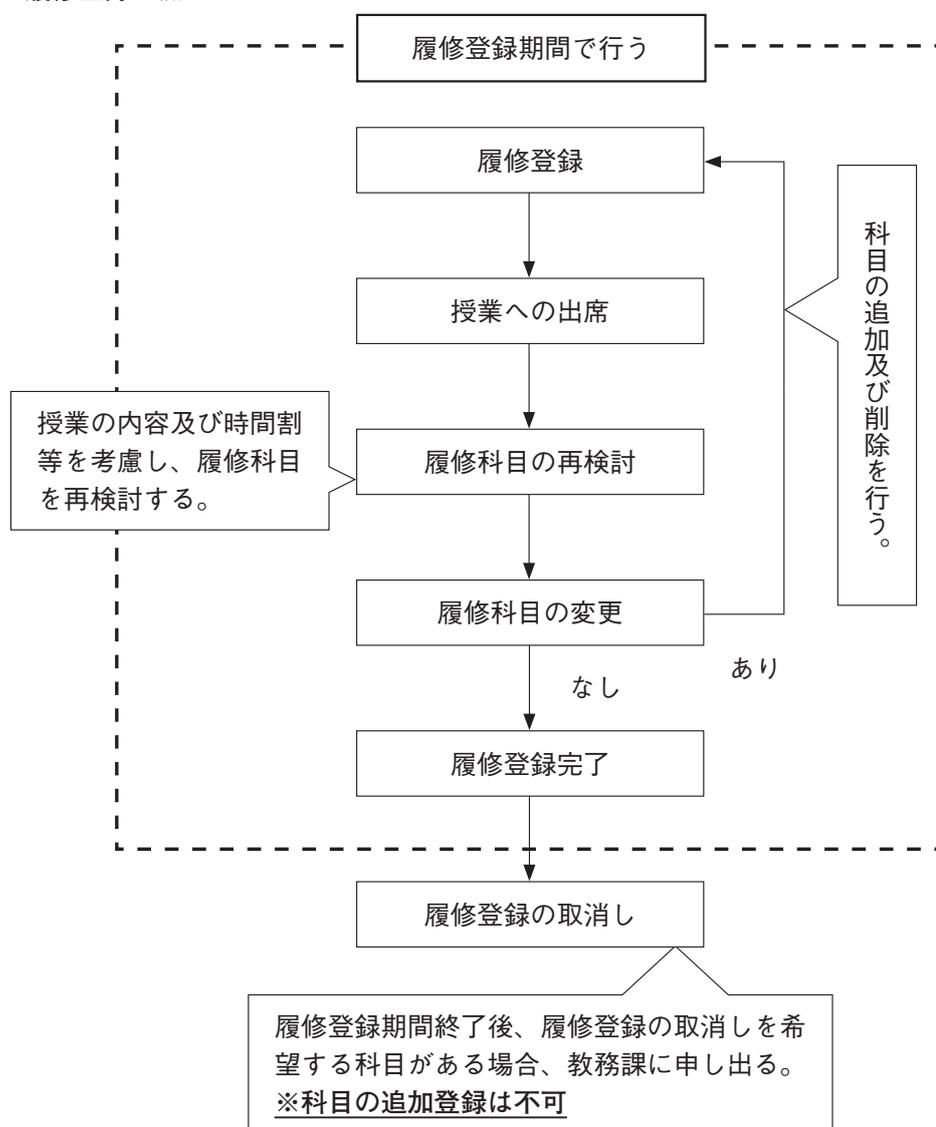
#### 【春学期】

令和8年4月8日から令和8年4月21日まで

#### 【秋学期】

令和8年9月25日から令和8年10月9日まで

### ○ 履修登録の流れ



### <履修登録に当たっての留意事項>

- 履修登録は、全て学生の責任により行うものです。授業科目表、シラバス、時間割表等を参照の上、十分検討した上で、各学期の所定の期間内に行ってください。
- 履修登録は、ヨリソル（教学システム）で行います。
- 上級年次の授業科目を履修することはできません。
- 同一時限に開講される複数科目を履修することはできません。

- 履修登録をしていない授業科目は、受験資格が認められません。
- 単位を修得した授業科目は、再び履修することができません。
- 単位を修得できなかった授業科目を再び履修する場合にも、改めて履修登録を行う必要があります。再履修を考慮した時間割の編成は、原則として行いません。
- 履修登録期間終了後の登録の追加は認められません。
- 履修登録期間終了後に登録の取消しを希望する場合は、授業時数の3分の1を超えない期間内に、教務課に申し出てください。
- 履修登録期間又は履修の取消し期間内に登録を取り消さず、受講を放棄した場合、成績評価は「W」（脱落）となります。
- 以上のほか、「長崎女子短期大学履修規程」に詳しい規定があります。

## 7 CAP（キャップ）制度（履修登録単位数の制限）

CAP 制度とは、計画的な学修を促すため、通常の授業に加え、予習・復習を含めた学修時間を確保することを目的として、年間の履修登録単位数に上限を設ける制度です。本学では、1年間に履修登録することができる適正な単位数の上限を次のとおり定めています。ただし、学外実習科目、集中講義科目、フィールドワーク科目、インターンシップ科目及び卒業単位に含まない科目は、この上限単位数から除外されます。

学 科	コ ー ス	1年間に履修登録することができる単位数の上限
生活創造学科	栄養士コース	48 単位
	地域未来創生コース	45 単位
幼児教育学科		50 単位

## 8 シラバス

シラバスとは、各授業科目の詳細な計画書です。シラバスには、授業のテーマ、到達目標、毎回の計画、事前・事後学修の内容、成績評価の方法、使用する教科書や参考書等の情報を詳しく明記しています。シラバスは、長崎女子短期大学公式ウェブサイト（以下「公式サイト」という。）及びヨリソルで確認することができます。履修登録前にシラバスを参照し、履修計画に活用してください。

## 9 授業について

履修科目の単位を修得するためには、授業時数の3分の2以上の出席が必要です。したがって、例えば、15週開講の授業科目の場合は6回欠課時点で、8週開講の授業科目の場合は3回欠課時点で当該履修科目の単位を修得できなくなります。この場合、当該履修科目の成績評価は、「W（脱落）」となります。

### ○ 授業変更について

授業は、原則として、各学期の時間割表に従って開講されますが、諸事情により休講や時間変更等を行う場合があります。授業の休講等の情報は、ヨリソル、Gmailで通知します。こまめに確認するよう心掛けましょう。

### ○ 公欠について

本学が規定するやむを得ない事由（下記<主な公欠事由>参照。以下「公欠事由」という。）により授業を欠課した場合、「公欠」が適用されます。この場合の欠課は、上述の欠課時数には含まれません。ただし、公欠は、通常の欠課と合わせて授業時数の2分の1を超えて適用することができません。

公欠は、所定の手続により適用されます。公欠事由で授業を欠課した場合は、教務課にその旨を申し出てください。

### <主な公欠事由>

- 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症罹患
- 配偶者及び2親等以内の親族（父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫）の死亡
- 学外施設等での実習
- 就職試験及び進学試験

- 鉄道の遅延あるいは運転見合せ

## 10 試験

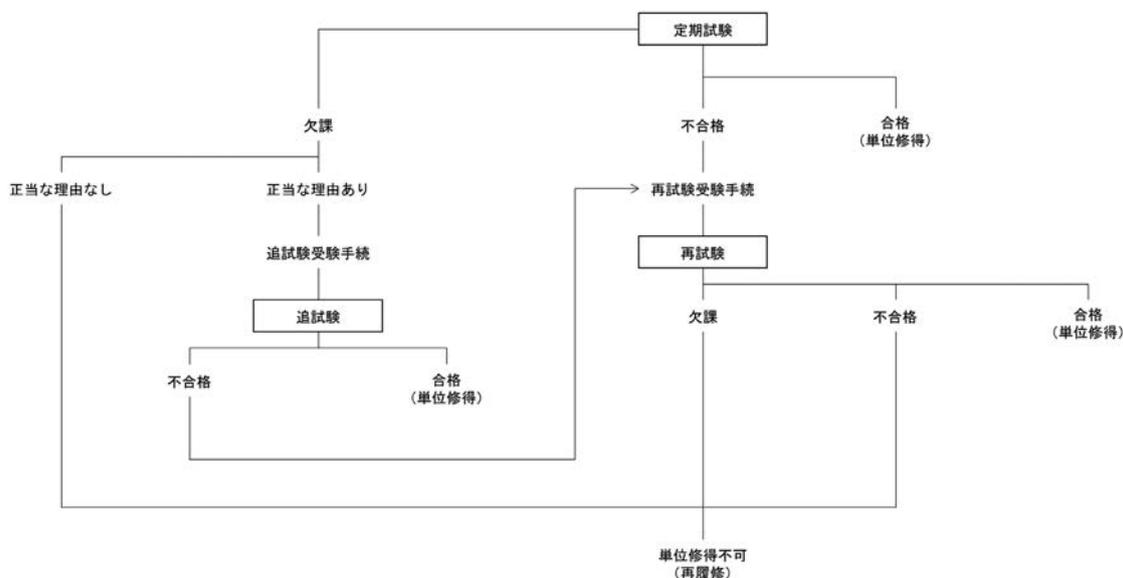
授業科目の単位は、試験その他の方法により学修の成果を評価し、その評価が合格点に達していることにより授与されます。試験には、主に次の種類があります。

試験の種類別	定義	受験手続
定期試験	授業の終了に応じて、原則として各学期の所定の期間に行う試験です。	
追試験	やむを得ない事由により定期試験が受けられなかった者に対して行う試験です。追試験を受験するためには、事前に右記手続が必要です。	追試験願を記入の上、公欠届及び公欠事由を証明する書類を添えて教務課に提出してください。
再試験	定期試験及び追試験の不合格者に対して行う試験です。再試験を受験するためには、事前に右記手続が必要です。	再試験願を記入の上、1科目につき1,000円の受験料を会計課に納付してください。

### < 試験に関する留意事項 >

- 定期試験の時間割表は、試験開始の1週間前までに配布します。
- 次に掲げる項目のうち、いずれかに該当する学生には、受験資格が認められません。
  - 当該授業科目の履修登録をしていない者
  - 欠課時数が授業時数の3分の1を超える者
  - 当該学期の授業料を納付していない者
  - その他教授会において受験資格喪失を決議された者
- 試験の可否は、ヨリソルで通知します。
- 再試験及び再々試験の成績評価は、60点が最高評点となります。
- 以上のほか、試験及び単位授与については、「長崎女子短期大学試験に関する規程」及び「長崎女子短期大学履修規程」に規定があります。

### ◆ 試験についてのフロー図



## 11 成績評価及び GPA

### (1) 成績評価について

授業科目の成績評価は、次の基準により行われます。また、各授業科目の成績評価に基づき、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与します。

判定	成績評価	評語	GP	成績評価基準
合格	100点～90点	S	4	授業科目において設定された到達目標を極めて高い水準で達成した
	89点～80点	A	3	授業科目において設定された到達目標を高い水準で達成した
	79点～70点	B	2	授業科目において設定された到達目標をおおむね達成した
	69点～60点	C	1	授業科目において設定された到達目標を最低限達成した
不合格	59点以下	F	0	授業科目において設定された到達目標を達成していない
	脱落	W	0	放棄又は未受験等により授業科目において設定された到達目標を評価できなかった

## (2) GPA

GPAとは、1単位当たりの評価平均値で、学修全体の達成度を計る値となります。学生は、この値を高めるよう計画的な履修を心掛けましょう。GPAは、進級、卒業の判定等に用います。

## (3) GPAの種類

GPAは、「学期GPA」及び「通算GPA」に区分されます。それぞれ次式により計算し、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを表示します。

### ○ 学期GPA

当該学期における学修の状況及び成果を示す指標とするものです。学期GPAは、次式により算出されます。

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期の履修登録科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期の履修登録単位数}}$$

### ○ 通算GPA

在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標とするものです。通算GPAは、次式により算出されます。

$$\text{通算GPA} = \frac{(\text{入学時から当該学期までの履修登録科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{入学時から当該学期までの履修登録単位数}}$$

## ◆ GPA算出例

ある学期の成績に基づく学期GPAの算出例を以下に示します。

### (例1)

授業科目	科目a	科目b	科目c	科目d	科目e	科目f	科目g	科目h	科目i	科目j
単位数	2	2	1	1	2	2	1	1	1	2
成績評価	A	C	C	B	S	B	A	A	S	B
G P	3	1	1	2	4	2	3	3	4	2

$$\begin{aligned} \text{学期GPA} &= \frac{\{(3 \times 2) + (1 \times 2) + (1 \times 1) + (2 \times 1) + (4 \times 2) + (2 \times 2) + (3 \times 1) + (3 \times 1) + (4 \times 1) + (2 \times 2)\}}{(2 + 2 + 1 + 1 + 2 + 2 + 1 + 1 + 1 + 2)} \\ &= 2.466 \dots \rightarrow \underline{2.47} \text{ (小数点第3位四捨五入後)} \end{aligned}$$

### (例2)

授業科目	科目a	科目b	科目c	科目d	科目e	科目f	科目g	科目h	科目i	科目j
単位数	2	2	1	1	2	2	1	1	1	2
成績評価	C	C	F	W	C	C	C	C	B	C
G P	1	1	0	0	1	1	1	1	2	1

$$\begin{aligned} \text{学期GPA} &= \frac{\{(1 \times 2) + (1 \times 2) + (0 \times 1) + (0 \times 1) + (1 \times 2) + (2 \times 2) + (1 \times 1) + (1 \times 1) + (2 \times 1) + (1 \times 2)\}}{(2 + 2 + 1 + 1 + 2 + 2 + 1 + 1 + 1 + 2)} \\ &= 0.933 \dots \rightarrow \underline{0.93} \text{ (小数点第3位四捨五入後)} \end{aligned}$$

上記(例2)では、学期GPAが1.00を下回っています。この状態が次の学期以降も続くと、進級や卒業ができなくなります。

## 12 長期にわたる教育課程の履修

学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（＝長期履修）を認めることができます。長期履修を希望する場合は、チューター又は教務課に相談してください。

## 13 他学科開設科目（生活創造学科にあっては他コースの開設科目を含む。以下同じ。）の履修

学生は、1年間に履修登録することができる単位数の上限（「7 CAP（キャップ）制度（履修登録単位数の制限）」参照）を超えず、かつ、教養科目及び専門教育科目を合わせて10単位を超えない範囲内で他学科開設科目を履修することができます。これによって修得した単位は、卒業要件単位に加算されます。ただし、他学科開設科目の履修には、一定の条件があります。他学科開設科目の履修を希望する学生は、速やかに教務課に相談してください。

なお、この制度は、令和5年度以前の入学者は適用外です。

### < 他学科開設科目の履修条件 >

- 所定の手続により、あらかじめ履修を希望する授業科目の担当者の許可を受けること。
- 次のイからへまでの授業科目は、他学科開設科目の履修対象外とすること。
  - イ 教育実習、保育・教職実践演習
  - ロ 保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育・教職実践演習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅱ、保育実習指導Ⅲ
  - ハ 学外実習Ⅰ、学外実習Ⅱ
  - ニ 他学科開設科目を履修しようとする学生が所属する学科・コースが開設する授業科目と同一名称の授業科目
  - ホ 1年次在學生にあっては、2年次に配当されている専門教育科目
  - ヘ その他学科・コースが定める授業科目

### ◇ 関係規程

長崎女子短期大学学則  
長崎女子短期大学履修規程  
長崎女子短期大学教育職員免許状取得に関する履修細則  
長崎女子短期大学保育士資格取得に関する履修細則  
長崎女子短期大学栄養士免許取得に関する履修細則  
長崎女子短期大学試験に関する規定  
長崎女子短期大学長期履修規程



# 令和8年度入学者 授 業 科 目 表

生活創造学科 栄養士コース

科目区分	科目領域	科目コード	授 業 科 目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許資格要件 任用資格 社会福祉士	他学科学生の履修	備 考	
						必 修	選 択	1 年 次		2 年 次					
								春学期	秋学期	春学期	秋学期				
教 養 科 目		26A001	初年次セミナーA	講義	オムニバス	1		○							
		26A002	初年次セミナーB	講義	オムニバス	1			○						
		26A003	データサイエンス基礎	講義	森		2			○					
		26A004	ヒトと生物	講義	松 尾		2			○					
		26A005	日本国憲法	講義	太田(久)		2			○					
		26A006	デモクラシーと現代史	講義	船 勢		1			○					
		26A007	平 和 学	講義	山口(響)		1			○					
		26B001	長崎観光まちづくり論	講義	松 島		2			○				可	
		26B002	華 道 概 論	講義	大 町		1				○			可	
		26B003	茶 道 概 論	講義	西 田		1				○			可	
		26B004	心 理 学	講義	小 槻		2				○		指定	可	
		26B005	経 済 学	講義	林		2				○		指定	可	
		26B006	生 活 と 音 楽	講義	福 井		1				○			可	
		26B007	生 活 と 書	講義	北 山		1				○			可	
		26B008	生涯スポーツA	演習	宮崎美保		1	○						可	
		26B009	生涯スポーツB	演習	宮崎美保		1		○					可	
		26B010	英 語 I	演習	関 口	1		○							
		26B011	英 語 II	演習	関 口	1			○						前提科目：英語 I
		26B012	中 国 語 I	演習	堺	1	○							可	
		26B013	中 国 語 II	演習	堺	1		○						可	前提科目：中国語 I
		26B014	韓 国 語 I	演習	孫	1	○							可	
		26B015	韓 国 語 II	演習	孫	1		○						可	前提科目：韓国語 I
		26S001	マ ナ ー 学	講義	江 頭	2		○							
		26S002	国 語 表 現 法	講義	馬 場	1		○							不可
		26S003	基 礎 数 理	講義	糺・コース類	2		○							不可
		計						8	25						
		専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎	26S101	栄養士の科学	講義	松 尾	2		○					可
				26S102	長崎食育学 I	実習	オムニバス	1		○					不可
				26S103	長崎食育学 II	実習	オムニバス	1			○				不可
				26S104	情報処理演習	演習	森・濱口	1		○				推奨	不可
				26S105	栄養士スキルアップ特講I	講義	オムニバス	1			○			推奨	不可
				26S106	栄養士スキルアップ特講II	講義	オムニバス	1				○		推奨	不可
			社 会 生 活 と 健 康	26S201	公衆衛生学	講義	吉 井	2			○			必 指定	可
26S202	社会福祉概論			講義	松 永	2				○		必 指定	可		
人 体 構 造 の 機 能	26S301		解剖生理学	講義	井 上	2		○				必	可		
	26S302		解剖生理学実習	実習	井 上	1			○			必	不可		
	26S303		生 化 学 I	講義	吉 井	2		○				必	可		
	26S304		生 化 学 II	講義	吉 井	2			○			必	可		
	26S305		生 化 学 実 験	実験	吉 井	1				○		必	不可		
	26S306		運 動 生 理 学	講義	秋 山	1				○		必	可		
	26S307		病 理 学	講義	七 條	1				○		必	可		
食 品 と 生 衛	26S401		食品学I(食品成分の科学)	講義	池 田	2		○				必	可		
	26S402		食品学基礎実験	実験	桑 原	1	○					必	不可		
	26S403		食品学II(食品の機能)	講義	池 田	2		○				必	可		
	26S404	食品加工学実習	実習	コース教員	1				○		推奨	不可			
	26S405	食 品 衛 生 学	講義	桑 原	2		○				必	可			
	26S406	食品衛生学実験	実験	桑 原	1		○				必	不可			

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許及び資格要件		他学科学生の履修	備考	
						必修	選択	1年次		2年次		栄養士	社会福祉主事任用資格			
								春学期	秋学期	春学期	秋学期					
専門教育科目	栄養と健康	26S501	栄養学Ⅰ(基礎栄養学)	講義	桑原	2		○				必	指定※	可		
		26S502	栄養学Ⅱ(ライフステージと栄養)	講義	桑原		2		○			必	指定※	可		
		26S503	応用栄養学実習	実習	富工		1		○			必		不可		
		26S504	臨床栄養学Ⅰ(病態の理論)	講義	古賀	2			○			必		可		
		26S505	臨床栄養学Ⅱ(食事療法の原理)	講義	古賀		2			○		必		可		
		26S506	臨床栄養学実習	実習	古賀		1			○		必		不可		
	栄養の導	26S601	栄養指導論Ⅰ	講義	古賀	2		○				必		可		
		26S602	栄養指導論実習Ⅰ	実習	富工		1		○			必		不可		
		26S603	栄養指導論Ⅱ	講義	古賀		2		○			必		可		
		26S604	栄養指導論実習Ⅱ	実習	富工		1			○		必		不可		
		26S605	公衆栄養学	講義	桑原	2					○	必		可		
	給食の営	26S701	給食経営管理論	講義	富工	2		○				必		可		
		26S702	給食経営管理論実習Ⅰ	実習	富工		1		○			必		不可		
		26S703	給食経営管理論実習Ⅱ	実習	富工		1			○		必		不可		
		26S704	学外実習総合演習	演習	コース教員		1			○	○	必		不可	2年次春学期及び秋学期で15週間講	
		26S705	学外実習Ⅰ	実習	コース教員		1			○		必		不可		
		26S706	学外実習Ⅱ	実習	コース教員		1				○	必		不可		
		26S707	調理学	講義	太田(智)	2		○				必		可		
		26S708	調理学実習Ⅰ(調理実験を含む)	実習	太田(智)		1		○			必		不可		
		26S709	調理学実習Ⅱ	実習	太田(智)		1			○		必		不可		
		26S710	調理学実習Ⅲ	実習	太田(智)		1				○	推奨		不可		
ゼミ	26S801	ゼミナールⅠ	演習	コース教員		1			○				不可			
	26S802	ゼミナールⅡ	演習	コース教員		1				○			不可			
計						26	36									
合計						34	61									

【免許及び資格取得要件】

[栄養士]

必…必修科目、推奨…推奨科目

[社会福祉主事任用資格]

指定…指定科目。同じ印の科目の中から3科目以上履修

指定※…同じ印の科目の単位を全て履修して資格取得要件（指定科目3科目以上履修）の1科目となる。

資格試験対策講座	担当者
日商プログラミング検定対策講座	森
MOS対策講座	濱口
登録販売者受験対策講座	濱口・古賀・桑原・太田(智)

※受講を希望する場合は、各講座の担当者にその旨を申し出ること。

【単位互換制度（NICE キャンパス長崎）】

長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が提供する授業科目を履修し、単位を修得した場合、その単位は、教養科目の修得単位として卒業単位に計上する。



# 令和8年度入学者 生活創造学科 地域未来創生コース

## カリキュラム・ツリー

		1年次		2年次		学習成果の到達目標	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期		
教養科目		初年次セミナーA	初年次セミナーB	データサイエンス基礎	華道概論	「尽心」 誠実な態度と人間力	①学習意欲 ・ ②規律性
		生涯スポーツA	生涯スポーツB	ヒトと生物	茶道概論		
		英語 I	英語 II	日本国憲法	心理学		
		中国語 I	中国語 II	民主主義と現代史	経済学		
		韓国語 I	韓国語 II	平和学	生活と音楽		
		ウェルビーイング入門	長崎観光まちづくり論	生活と書			
コアカリキュラム		情報セキュリティ	数的理解	プログラミング1	プログラミング2	「創造」 高度な知性と創造力	③知識・④技能・⑤情報活用能力・⑧コミュニケーション力・⑥問題解決力・⑦言語活用能力
		情報検索	ウェブデザイン	ビジネスの英会話	時事研究		
		ビジネス文書作成1	ビジネス文書作成2	ロールモデル研究			
		ビジネスデータ活用1	ビジネスデータ活用2	AI活用			
		スピーチコミュニケーション	日本語表現	インターンシップ2			
		手話講座	社会心理学		インターンシップ3		
		ビジネス実務1	ビジネス実務2		インターンシップ4		
		簿記会計学	SNS論				
		インターンシップ1	キャリアアップセミナー				
専門教育科目	地域ビジネスデザインユニット	マーケティング	ビジネスデザイン	イベントプランニング 農林水産6次産業化	商店街フィールドワーク	「実践」 適切な行動と実践力	⑨主体性・⑩協働性
	食・観光・ホスピタリティユニット		観光進化論 世界の多様な食	まちづくり景観 長崎の食文化と外食産業			
健康・医療事務ユニット			医学一般	公衆衛生学	薬学(薬理)基礎		
			医療管理学	臨床心理学	長寿社会フィールドワーク		
			医療事務論	医療事務実技	社会福祉概論		
			食と健康管理				

# 令和8年度入学者 授 業 科 目 表

## 生活創造学科 地域未来創生コース

科目区分	科目領域	科目コード	授 業 科 目	授 業 形 態	担 当 者	単位数		配当年次及び学期				資格要件		他学科学生の履修	備 考
						必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		医療管理秘書士 / 診療実務士	社会福祉主事 任用資格		
								春学期	秋学期	春学期	秋学期				
教 養 科 目		26A001	初年次セミナーA	講義	オムニバス	1		○							
		26A002	初年次セミナーB	講義	オムニバス	1			○						
		26A003	データサイエンス基礎	講義	森		2				○		必		
		26A004	ヒトと生物	講義	松 尾		2				○				
		26A005	日本国憲法	講義	太田(久)		2				○				
		26A006	デモクラシーと現代史	講義	船 勢		1				○				
		26A007	平 和 学	講義	山口(響)		1				○				
		26B001	長崎観光まちづくり論	講義	松 島	2					○				可
		26B002	華 道 概 論	講義	大 町		1					○			可
		26B003	茶 道 概 論	講義	西 田		1					○			可
		26B004	心 理 学	講義	小 槻		2					○		指定	可
		26B005	経 済 学	講義	林		2					○		指定	可
		26B006	生 活 と 音 楽	講義	福 井		1					○			可
		26B007	生 活 と 書	講義	北 山		1					○			可
		26B008	生涯スポーツA	演習	宮崎美保		1	○							可
		26B009	生涯スポーツB	演習	宮崎美保		1		○						可
		26B010	英 語 I	演習	関 口	1		○							
		26B011	英 語 II	演習	関 口		1		○						前提科目：英語 I
		26B012	中 国 語 I	演習	堺		1	○							可
		26B013	中 国 語 II	演習	堺		1		○						前提科目：中国語 I
		26B014	韓 国 語 I	演習	孫		1	○							可
26B015	韓 国 語 II	演習	孫		1		○						前提科目：韓国語 I		
26L001	ウェルビーイング入門	講義	松 島		1		○						可		
計						6	23								
専 門 教 育 科 目	コアカリキュラム	26L101	数 的 理 解	講義	森	2			○					不可	
		26L102	情報セキュリティ	講義	森	1		○						不可	
		26L103	プログラミング1	演習	森	1				○				可	
		26L104	プログラミング2	演習	森		1				○			可	
		26L105	ウェブデザイン	演習	森		1		○					不可	
		26L106	ビジネス文書作成1	演習	濱 口	1		○				必		不可	
		26L107	ビジネス文書作成2	演習	濱 口		1		○			必		不可	
		26L108	ビジネスデータ活用1	演習	木 須	1		○				必		不可	
		26L109	ビジネスデータ活用2	演習	木 須		1		○			必		不可	
		26L110	情 報 検 索	講義	濱 口	2		○				必		不可	
		26L111	時 事 研 究	講義	小 林	2				○				可	
		26L112	ビジネスの英会話	演習	プリガンティ	1				○				可	
		26L113	社 会 心 理 学	講義	木 須	2			○			必		不可	
		26L114	スピーチコミュニケーション	講義	高 柳	2		○						可	
		26L115	日 本 語 表 現	講義	馬 場	2			○			必		可	
		26L116	手 話 講 座	演習	下 瀬	1		○						可	
		26L117	ビジネス実務1	講義	江 頭	2		○				必		不可	
		26L118	ビジネス実務2	講義	江 頭	2			○			必		不可	
26L119	簿 記 会 計 学	講義	吉田(高)	2		○						可			
26L120	S N S 論	講義	武 内	2			○					不可			

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				資格要件		他学科学士の履修	備考	
						必修	選択	1年次		2年次		医療管理秘書士 ／ 診療実務士	社会福祉主事 任用資格			
								春学期	秋学期	春学期	秋学期					
専門 教育 科目	コア カリ キュ ラム	26L121	ロールモデル研究	講義	松 島	2				○				不可		
		26L122	A I 活 用	講義	橋 本		1			○				不可		
		26L123	インターンシップ1	実習	コース教員	1		○						不可	30時間以上の実習	
		26L124	インターンシップ2	実習	コース教員		1			○	○			不可	30時間以上の実習	
		26L125	インターンシップ3	実習	コース教員		2				○			不可	60時間以上の実習	
		26L126	インターンシップ4	実習	コース教員		2				○			不可	60時間以上の実習	
		26L127	キャリアアップセミナー	演習	コース教員	1				○	○			不可		
	地域 ビジ ネス ユニ ット	26L201	ビジネスデザイン	講義	コース教員		2		○					不可		
		26L202	マーケティング	講義	甲 斐	1		○						不可		
		26L203	商店街フィールドワーク	演習	松 島	1					○			不可		
		26L204	イベントプランニング	講義	松 島	1				○				不可		
		26L205	農林水産6次産業化	講義	橋 本	1				○				不可		
	食・ 観光・ ホ スピ タリ ティ ユニ ット	26L301	長崎観光フィールドワーク	演習	松 島	1					○			不可		
		26L302	まちづくり景観	講義	平 山	1				○				不可		
		26L303	世界の多様な食	講義	佐々木	1		○						不可		
		26L304	長崎の食文化と外食産業	講義	山口(広)	1				○				不可		
	健康・ 医療 事務 ユニ ット	26L401	薬学(薬理)基礎	講義	七 條	2					○	必		可		
		26L402	医学一般	講義	大 安	2			○			必	指定	可		
		26L403	医療事務論	講義	尾 崎	2			○			必		不可	集中講義	
		26L404	医療事務実技	講義	尾 崎	2				○		必		不可	集中講義	
		26L405	臨床心理学	講義	木 須	2				○		必		不可		
		26L406	医療管理学	講義	濱 口	2				○		必		不可		
		26L407	社会福祉概論	講義	松 永	2					○		指定	不可		
		26L408	食と健康管理	講義	桑 原	1		○						不可		
		26L409	長寿社会フィールドワーク	演習	木 須	1					○			不可		
	計						30	36								
	合 計						36	59								

【資格取得要件】

[医療管理秘書士／診療実務士]  
必…必修科目

[社会福祉主事任用資格]  
指定…指定科目。同じ印の科目の中から3科目以上履修

資格試験対策講座	担当者
日商プログラミング検定対策講座	森
MOS対策講座	濱口
登録販売者受験対策講座	濱口・古賀・桑原・太田(智)

【単位互換制度 (NICE キャンパス長崎・JC-Link)】

長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校並びに西九州大学短期大学部が提供する授業科目を履修し、単位を修得した場合、その単位は、教養科目の修得単位として卒業単位に計上する。



# 令和8年度入学者 幼児教育学科

## カリキュラム・ツリー

	1年次		2年次		学修成果の到達目標
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
教養科目	初年次セミナーA マナー学 情報科学 体育講義 英語A	初年次セミナーB 国語表現法 体育実技 英語B ボイストレーニング(うた表現)	データサイエンス基 ヒトと生物 日本国憲法 デモクラシーと現代史 平和学		「尽心」 誠実な態度と人間力 ① 学習意欲・② 規律性
教科に關する科目	子どもと健康 子どもと言葉 子どもと造形表現(基礎) 子どもと造形表現(応用) 保育と音楽表現a	子どもと人間関係 子どもと環境 子どもと音楽表現 保育と音楽表現b	子どもの歌と伴奏法a 子どもの歌と伴奏法b		「創造」 高度な知性と創造力 ③ 知識・④ 技能・⑤ 情報活用能力・⑥ 課題解決力・⑦ 7言・⑧ コミュニケーション力
専門教育科目	教育・保育課程及び指導法				「実践」 適切な行動と実践力 ⑨ 主体性・⑩ 協働性
	保育内容総論 領域「人間関係」の指導法 I 領域「環境」の指導法 I 領域「健康」の指導法 I 領域「言葉」の指導法 I 領域「表現」の指導法 I 子どもの絵と製作 I カリキュラム論 I	領域「健康」の指導法 II 領域「健康」の指導法 II 領域「人間関係」の指導法 II 領域「環境」の指導法 II 領域「言葉」の指導法 II 領域「表現」の指導法 II 子どもの絵と製作 II カリキュラム論 II	運動遊びの実践 子どもの絵と製作 II 造形原理		
保育の基礎理論	保育原理 教育原理(教育史を含む) 子ども家庭福祉 発達心理学 I 発達心理学 II	乳児保育 I 子どもの健康と安全 保育とIT活用	子どもの保健 子どもの食と栄養 乳児保育 II 保育方法論	社会福祉	
	保育職の意義				
学外実習	社会的養護 I 社会的養護 II	子ども家庭支援論 社会的養護 II	教育相談(幼児のワンセリング理論を含む) 特別な教育的ニーズの理解とその支援 I 特別な教育的ニーズの理解とその支援 II	保育者論 子どもの理解と援助 子育て支援	
	保育実習指導 I a 保育実習指導 I b	保育実習 I (施設) 保育実習 I (保育所)	保育実習 I (保育所) 保育実習指導 II 保育実習 II 保育実習指導 III 保育実習 III 教育実習指導 教育実習 I 教育実習 II 保育・教職実践演習		
ハルゼ	ゼミナールa		ゼミナールb		

# 令和8年度入学者 授 業 科 目 表

## 幼児教育学科

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許及び資格要件		他学科学士の履修	備 考		
						必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		教 諭 二 種 園 児	保 育 士			社 会 福 祉 主 事 任 用 資 格	
								春 学 期	秋 学 期	春 学 期	秋 学 期						
教 養 科 目		26A001	初年次セミナーA	講義	オムニバス	1		○									
		26A002	初年次セミナーB	講義	オムニバス	1		○									
		26A003	データサイエンス基礎	講義	森	2				○							
		26A004	ヒトと生物	講義	松 尾	2				○							
		26A005	日本国憲法	講義	太田(久)	2				○		必					
		26A006	デモクラシーと現代史	講義	船 勢	1				○							
		26A007	平 和 学	講義	山口(響)	1				○							
		26Y001	マ ナ ー 学	講義	江 頭	2		○									
		26Y002	国語表現法	講義	馬 場	1			○							不可	
		26Y003	情 報 科 学	講義	織 田	2		○				必				不可	
		26Y004	体 育 講 義	講義	野 田	1	○					必	必			可	
		26Y005	体 育 実 技	実技	野 田	1		○				必	必			可	15 週開講
		26Y006	英 語 A	演習	関 口	1		○				必	必				
		26Y007	英 語 B	演習	関 口	1		○				必	必				
		26Y008	ボイストレーニング(うた表現)	演習	中 澤	1		○								可	
		計				8	12										
専 門 教 育 科 目	教 科 に 関 する 科 目	26Y101	子どもと健康	講義	野田・三原	1		○				必	必			可	
		26Y102	子どもと人間関係	講義	小 槻	1		○				必	必			可	
		26Y103	子どもと環境	講義	本 村	1		○				必	必			可	
		26Y104	子どもと言葉	講義	船 勢	1		○				必	必			可	
		26Y105	子どもと音楽表現	演習	福井・中村	1		○				必	必			可	8 週開講
		26Y106	子どもと造形表現(基礎)	演習	山 中	1		○				必	必			可	8 週開講
		26Y107	子どもと造形表現(応用)	演習	山 中	1	○									不可	8 週開講
		26Y108	保育と音楽表現a	演習	福井・中村他	1	○						必			不可	
		26Y109	保育と音楽表現b	演習	福井・中村他	1		○					必			不可	
		26Y110	子どもの歌と伴奏法a	演習	福井・中村他	1			○							不可	
		26Y111	子どもの歌と伴奏法b	演習	福井・中村他	1				○						不可	
	教 育 ・ 保 育 課 及 指 導 法	26Y201	保育内容総論	演習	本 村	2		○				必	必			可	15 週開講
		26Y202	領域「健康」の指導法Ⅰ	演習	野 田	1		○				必	必			可	8 週開講
		26Y203	領域「健康」の指導法Ⅱ	演習	野 田	1		○								不可	前提科目：領域「健康」の指導法Ⅰ。8 週開講
		26Y204	領域「人間関係」の指導法Ⅰ	演習	小 槻	1	○					必	必			可	8 週開講
		26Y205	領域「人間関係」の指導法Ⅱ	演習	小 槻	1		○								不可	前提科目：領域「人間関係」の指導法Ⅰ。8 週開講
		26Y206	領域「環境」の指導法Ⅰ	演習	本 村	1	○					必	必			可	8 週開講
		26Y207	領域「環境」の指導法Ⅱ	演習	本 村	1		○								不可	前提科目：領域「環境」の指導法Ⅰ。8 週開講
		26Y208	領域「言葉」の指導法Ⅰ	演習	船 勢	1		○				必	必			可	8 週開講
		26Y209	領域「言葉」の指導法Ⅱ	演習	船 勢	1		○								不可	前提科目：領域「言葉」の指導法Ⅰ。8 週開講
		26Y210	領域「表現」の指導法Ⅰ	演習	山 中	1		○				必	必			可	8 週開講
		26Y211	領域「表現」の指導法Ⅱ	演習	山 中	1		○								不可	前提科目：領域「表現」の指導法Ⅰ。8 週開講
		26Y212	運動遊びの実践	演習	野 田	2			○				必			可	15 週開講
		26Y213	子どもの絵と製作Ⅰ	演習	山 中	1		○								可	8 週開講
		26Y214	子どもの絵と製作Ⅱ	演習	山 中	2			○							不可	前提科目：子どもの絵と製作Ⅰ。15 週開講
		26Y215	造 形 原 理	演習	織 田	1			○							可	8 週開講
		26Y216	カリキュラム論Ⅰ	講義	本 村	1		○				必	必			不可	
	26Y217	カリキュラム論Ⅱ	講義	本 村	1		○					必			不可	前提科目：カリキュラム論Ⅰ	
	保 育 の 基 礎 理 論	26Y301	保 育 原 理	講義	船 勢	2	○					必		指定		可	
		26Y302	教育原理(教育史を含む)	講義	船 勢	2		○				必	必	指定		可	
		26Y303	子ども家庭福祉	講義	南 條	2	○						必	指定		可	
		26Y304	社 会 福 祉	講義	宮崎美緒子	2				○			必	指定		可	
		26Y305	発達心理学Ⅰ	講義	小 槻	1		○				必	必			可	
		26Y306	発達心理学Ⅱ	講義	小 槻	1	○						必			不可	前提科目：発達心理学Ⅰ
	26Y307	子どもの保健	講義	三 原	2			○				必			可		

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許及び資格要件		他学科学生の履修	備考	
						必修	選択	1年次		2年次		幼稚園教諭二種	保育士任用資格			
								春学期	秋学期	春学期	秋学期					
専門教育科目	保育の基礎理論	26Y308	子どもの食と栄養	演習	太田(智)		2			○			必	可	15週開講	
		26Y309	乳児保育Ⅰ	講義	三原		2		○				必	可		
		26Y310	乳児保育Ⅱ	演習	三原		1			○			必	不可	8週開講	
		26Y311	子どもの健康と安全	演習	三原		1		○				必	可	8週開講	
		26Y312	保育とICT活用	講義	織田		1		○			必		不可		
		26Y313	保育方法論	講義	本村		1			○		必		不可		
	保育職の意義	26Y401	子ども家庭支援論	講義	南條		2		○				必	可		
		26Y402	社会的養護Ⅰ	講義	宮崎美緒子		2	○					必	可		
		26Y403	社会的養護Ⅱ	演習	宮崎美緒子		1		○				必	不可	8週開講	
		26Y404	保育者論	講義	船勢		2			○	必	必		可		
		26Y405	教育相談(幼児のカウンセリング理論を含む)	講義	小槻		2		○		必	必		可		
		26Y406	子どもの理解と援助	演習	小槻		1			○		必		可	8週開講	
		26Y407	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ	演習	宮崎美緒子	1				○		必	必	可	8週開講	
		26Y408	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅱ	演習	宮崎美緒子	1			○			必		不可	前提科目:特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ。8週開講	
		26Y409	子育て支援	演習	三原		1			○		必		可	8週開講	
	学外実習	26Y501	保育実習指導Ⅰa	演習	実習担当教員		1	○					必	不可		
		26Y502	保育実習指導Ⅰb	演習	実習担当教員		1		○				必	不可		
		26Y503	保育実習Ⅰ(施設)	実習	実習担当教員		2		○				必	不可	前提科目:保育実習指導Ⅰa、保育実習指導Ⅰb	
		26Y504	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	実習担当教員		2			○			必	不可	前提科目:保育実習指導Ⅰa、保育実習指導Ⅰb	
		26Y505	保育実習指導Ⅱ	演習	実習担当教員		1			○		選必①		不可		
		26Y506	保育実習Ⅱ	実習	実習担当教員		2			○	○	選必②		不可	前提科目:保育実習指導Ⅱ	
		26Y507	保育実習指導Ⅲ	演習	三原・中村		1			○		選必①		不可		
		26Y508	保育実習Ⅲ	実習	三原		2			○	○	選必②		不可	前提科目:保育実習指導Ⅲ	
		26Y509	教育実習指導	実習	実習担当教員		1			○	○	必		不可		
		26Y510	教育実習Ⅰ	実習	実習担当教員		2			○		必		不可		
		26Y511	教育実習Ⅱ	実習	実習担当教員		2				○	必		不可	前提科目:教育実習Ⅰ	
26Y512		保育・教職実践演習	演習	本村・船勢他		2				○	必	必	不可			
ゼミ	26Y601	ゼミナールa	演習	担当教員		2			○				不可			
	26Y602	ゼミナールb	演習	担当教員		2				○			不可			
計						12	75									
合計						20	87									

【免許及び資格取得要件】

【幼稚園教諭二種】

必…必修科目

【保育士】

必…必修科目

選必①…同じ表記の科目の中から1単位以上選択必修

選必②…同じ表記の科目の中から2単位以上選択必修

○「選必①」及び「選必②」に関する補足説明

次のイ及びロの組合せから、1つ以上を選択して履修しなければならない。

イ 保育実習指導Ⅱ(1単位) + 保育実習Ⅱ(2単位)

ロ 保育実習指導Ⅲ(1単位) + 保育実習Ⅲ(2単位)

【社会福祉主事任用資格】

指定…指定科目。同じ印の科目の中から3科目以上履修

資格試験対策講座	担当者
日商プログラミング検定対策講座	森
MOS対策講座	濱口
登録販売者受験対策講座(※2年次開講)	濱口・古賀・桑原・太田(智)

※受講を希望する場合は、各講座の担当者にその旨を申し出ること。

【単位互換制度(NICEキャンパス長崎)】

長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が提供する授業科目を履修し、単位を修得した場合、その単位は、教養科目の修得単位として卒業単位に計上する。



# 令和7年度入学者 生活創造学科 栄養士コース

## カリキュラム・ツリー

		1年次		2年次		学修成果の到達目標	
		前期	後期	前期	後期		
教養科目		初年次セミナーA	初年次セミナーB	データサイエンス基	日本文化概論	「尽心」 誠実な態度と人間力	① 学習意欲・② 規律性
		マナー学	生涯スポーツB	長崎観光入門	心理学		
		国語表現法	英語Ⅱ	ヒトと生物	経済学		
		基礎数理	中国語Ⅱ	日本国憲法	生活と音楽		
		生涯スポーツA	韓国語Ⅱ	デモクラシーと現代史	生活とアート		
		英語Ⅰ		平和学	生活と書		
		中国語Ⅰ					
		韓国語Ⅰ					
専門教育科目	専門基礎	栄養士の科学		栄養士スキルアップ特講		「創造」 高度な知性と創造力	③ 知識・④ 技能・⑤ 情報活用能力・⑥ 課題解決力・ ⑦ 言語活用能力・⑧ コミュニケーション力
		長崎食育学					
		情報処理演習					
	社会生活			公衆衛生学	社会福祉概論		
	人体の構造と機能	解剖生理学		解剖生理学実習			
		生化学Ⅰ	生化学Ⅱ	生化学実験			
				運動生理学			
				病理学			
	食品と衛生	食品学Ⅰ(食品成分の科学)	食品学Ⅱ(食品の機能)	食品加工学実習			
		食品学基礎実験	食品衛生学実験				
	食品衛生学						
栄養と健康	栄養学Ⅰ(基礎栄養学)	栄養学Ⅱ(ライフステージと栄養)	臨床栄養学Ⅱ(食事療法の原理)				
		応用栄養学実習	臨床栄養学実習				
		臨床栄養学Ⅰ(病態の理論)					
栄養の指導	栄養教育指導論Ⅰ	栄養教育指導論実習Ⅰ	栄養教育指導論実習Ⅱ	公衆栄養学			
		栄養教育指導論Ⅱ					
給食の運営	給食経営管理論	給食経営管理論実習Ⅰ	給食経営管理論実習Ⅱ				
	調理学	調理学実習Ⅱ	学外実習総合演習				
	調理学実習Ⅰ(調理学実験を含む)		学外実習Ⅰ	学外実習Ⅱ			
				調理学実習Ⅲ			
ゼミ		プレゼミナール	ゼミナール				

# 令和7年度入学者 授 業 科 目 表

## 生活創造学科 栄養士コース

科目区分	科目領域	科目コード	授 業 科 目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許資格及び任用資格 栄養士 社会福祉士	他学科学生の履修	備 考	
						必 修	選 択	1 年次		2 年次					
								前期	後期	前期	後期				
教 養 科 目		25S001	初年次セミナーA	講義	オムニバス	1		○							
		25S002	初年次セミナーB	講義	オムニバス	1			○						
		25S003	データサイエンス基礎	講義	森	2				○					
		25S004	マ ナ ー 学	講義	江 頭	2			○						
		25S005	国 語 表 現 法	講義	馬 場	1			○					不可	
		25S006	基 礎 数 理	講義	米倉(コース教員)	2			○					不可	
		25S007	長崎観光入門	講義	松 島	2				○				可	
		25S008	日本文化概論	講義	大町・西田	2					○			可	
		25S009	ヒ ト と 生 物	講義	松 尾	2				○					
		25S010	心 理 学	講義	小 槻	2					○		指定	可	
		25S011	経 済 学	講義	林	2					○		指定	可	
		25S012	日 本 国 憲 法	講義	太田(久)	2					○				
		25S013	デモクラシーと現代史	講義	船 勢	1					○				
		25S014	平 和 学	講義	山口(響)	1					○				
		25S015	生 活 と 音 楽	講義	福 井	1						○			可
		25S016	生 活 と 書	講義	北 山	1						○			可
		25S017	生涯スポーツA	演習	宮崎美保	1	○								可
		25S018	生涯スポーツB	演習	宮崎美保	1		○							可
		25S019	英 語 I	演習	関 口	1		○							
		25S020	英 語 II	演習	関 口	1			○						前提科目：英語 I
		25S021	中 国 語 I	演習	堺	1	○								可
		25S022	中 国 語 II	演習	堺	1		○							可 前提科目：中国語 I
		25S023	韓 国 語 I	演習	孫	1	○								可
		25S024	韓 国 語 II	演習	孫	1		○							可 前提科目：韓国語 I
計						6	27								
専 門 教 育 科 目	専門基礎	25S101	栄養士の科学	講義	松 尾	2		○						可	
		25S102	長崎食育学	実習	オムニバス	1		○						不可	
		25S103	情報処理演習	演習	森・濱口	1		○				推奨		不可	
		25S104	栄養士スキルアップ特講	講義	オムニバス	1				○		推奨		不可	
	社会生活と健康	25S201	公衆衛生学	講義	吉 井	2				○		必 指定		可	
		25S202	社会福祉概論	講義	松 永	2				○		必 指定		可	
	人体の構造と機能	25S301	解剖生理学	講義	井 上	2			○			必		可	
		25S302	解剖生理学実習	実習	井 上	1				○		必		不可	
		25S303	生 化 学 I	講義	吉 井	2			○			必		可	
		25S304	生 化 学 II	講義	吉 井	2				○		必		可	
		25S305	生 化 学 実 験	実験	吉 井	1					○	必		不可	
		25S306	運 動 生 理 学	講義	秋 山	1					○	必		可	
		25S307	病 理 学	講義	七 條	1					○	必		可	
	食 品 と 生 衛	25S401	食品学I(食品成分の科学)	講義	池 田	2		○				必		可	
		25S402	食品学基礎実験	実験	桑 原	1	○					必		不可	
		25S403	食品学II(食品の機能)	講義	池 田	2		○				必		可	
25S404		食品加工学実習	実習	コース教員	1					○	推奨		不可		
25S405		食 品 衛 生 学	講義	桑 原	2		○				必		可		
25S406		食品衛生学実験	実験	桑 原	1		○				必		不可		

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許及び資格要件		他学科学生の履修	備考	
						必修	選択	1年次		2年次		栄養士	社会福祉士			
								前期	後期	前期	後期					
専門教育科目	栄養と健康	25S501	栄養学Ⅰ(基礎栄養学)	講義	桑原	2		○				必	指定※	可		
		25S502	栄養学Ⅱ(ライフステージと栄養)	講義	桑原		2		○			必	指定※	可		
		25S503	応用栄養学実習	実習	富工		1		○			必		不可		
		25S504	臨床栄養学Ⅰ(病態の理論)	講義	古賀	2			○			必		可		
		25S505	臨床栄養学Ⅱ(食事療法の原理)	講義	古賀		2			○		必		可		
		25S506	臨床栄養学実習	実習	古賀		1			○		必		不可		
	栄養の導	25S601	栄養教育指導論Ⅰ	講義	古賀	2		○				必		可		
		25S602	栄養教育指導論実習Ⅰ	実習	富工		1		○			必		不可		
		25S603	栄養教育指導論Ⅱ	講義	古賀		2		○			必		可		
		25S604	栄養教育指導論実習Ⅱ	実習	富工		1			○		必		不可		
		25S605	公衆栄養学	講義	桑原	2					○	必		可		
	給食の営	25S701	給食経営管理論	講義	富工	2		○				必		可		
		25S702	給食経営管理論実習Ⅰ	実習	富工		1		○			必		不可		
		25S703	給食経営管理論実習Ⅱ	実習	富工		1			○		推奨		不可		
		25S704	学外実習総合演習	演習	コース教員		1			○	○	必		不可	2年次春学期及び秋学期で15週間講	
		25S705	学外実習Ⅰ	実習	コース教員		1			○		必		不可		
		25S706	学外実習Ⅱ	実習	コース教員		1				○	必		不可		
		25S707	調理学	講義	太田(智)	2		○				必		可		
		25S708	調理学実習Ⅰ(調理実験を含む)	実習	太田(智)	1		○				必		不可		
		25S709	調理学実習Ⅱ	実習	太田(智)		1		○			必		不可		
		25S710	調理学実習Ⅲ	実習	太田(智)		1				○	必		不可		
ゼミ	25S801	プレゼミナール	演習	コース教員	1			○					不可			
	25S802	ゼミナール	演習	コース教員	4				○	○			不可			
計						30	33									
合計						36	60									

【免許及び資格取得要件】

[栄養士]

必…必修科目、推奨…推奨科目

[社会福祉主事任用資格]

指定…指定科目。同じ印の科目の中から3科目以上履修

指定※…同じ印の科目の単位を全て履修して資格取得要件（指定科目3科目以上履修）の1科目となる。

資格試験対策講座	担当者
日商プログラミング検定対策講座	森
MOS対策講座	濱口
登録販売者受験対策講座	濱口・古賀・桑原・太田(智)

※受講を希望する場合は、各講座の担当者にその旨を申し出ること。

【単位互換制度（NICE キャンパス長崎）】

長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が提供する授業科目を履修し、単位を修得した場合、その単位は、教養科目の修得単位として卒業単位に計上する。



# 令和7年度入学者 生活創造学科 地域未来創生コース

## カリキュラム・ツリー

		1年次		2年次		学習成果の到達目標	
		前期	後期	前期	後期		
教養科目		初年次セミナーA	初年次セミナーB	データサイエンス基	日本文化概論	「尽心」 誠実な態度と人間力	①学習意欲 ・ ②規律性
		生涯スポーツA	生涯スポーツB	長崎観光入門	心理学		
		英語 I	英語 II	ヒトと生物	経済学		
		中国語 I	中国語 II	日本国憲法	生活と音楽		
		韓国語 I	韓国語 II	デモクラシーと現代 平和学	生活と書		
コアカリキュラム		情報セキュリティ	数的理解	プログラミング1	プログラミング2	「創造」 高度な知性と創造力	③知識・④技能・⑤情報活用能力・⑧コミュニケーション力 ⑦言語活用能力・⑥問題解決力・
		情報検索	ウェブデザイン	ビジネスの英会話	時事研究		
		ビジネス文書作成1	ビジネス文書作成2	ロールモデル研究			
		ビジネスデータ活用	ビジネスデータ活用	AI活用			
		スピーチコミュニケーション	日本語表現	インターンシップ2			
		手話講座	社会心理学		インターンシップ3		
		ビジネス実務1	ビジネス実務2		インターンシップ4		
		簿記会計学	SNS論				
		インターンシップ1	キャリアアップセミナー				
専門教育科目	地域ビジネスデザインユニット	マーケティング	ビジネスデザイン	イベントプランニング 農林水産6次産業化	商店街フィールドワーク	「実践」 適切な行動と実践力	⑨主体性・⑩協働性
	食・観光・ホスピタリティユニット		観光進化論 世界の多様な食	まちづくり景観 長崎の食文化と外食産	長崎観光フィールドワー		
健康・医療事務ユニット			医学一般	公衆衛生学	薬学(薬理)基礎		
			医療管理学	臨床心理学	長寿社会フィールドワー		
			医療事務論	医療事務実技	社会福祉概論		
			食と健康管理				

# 令和7年度入学者 授 業 科 目 表

## 生活創造学科 地域未来創生コース

科目区分	科目領域	科目コード	授 業 科 目	授 業 形 態	担 当 者	単位数		配当年次及び学期				資格要件		他学科学生の履修	備 考
						必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		医療管理秘書士 診療実務士	社会福祉主事 任用資格		
								前 期	後 期	前 期	後 期				
教 養 科 目		25L001	初年次セミナーA	講義	オムニバス	1		○							
		25L002	初年次セミナーB	講義	オムニバス	1			○						
		25L003	データサイエンス基礎	講義	森	2				○		必			
		25L004	長崎観光入門	講義	松 島	2				○				可	
		25L005	日本文化概論	講義	大町・西田	2					○			可	
		25L006	ヒトと生物	講義	松 尾	2				○					
		25L007	心 理 学	講義	小 槻	2					○		指定	可	
		25L008	経 済 学	講義	林	2					○		指定	可	
		25L009	日本国憲法	講義	太田(久)	2					○				
		25L010	デモクラシーと現代史	講義	船 勢	1					○				
		25L011	平 和 学	講義	山口(響)	1					○				
		25L012	生 活 と 音 楽	講義	福 井	1						○			可
		25L013	生 活 と 書	講義	北 山	1						○			可
		25L014	生涯スポーツA	演習	宮崎美保	1	○								可
		25L015	生涯スポーツB	演習	宮崎美保	1		○							可
		25L016	英 語 I	演習	関 口	1		○							
		25L017	英 語 II	演習	関 口	1			○						前提科目：英語 I
		25L018	中 国 語 I	演習	堺	1	○								可
		25L019	中 国 語 II	演習	堺	1			○						可
		25L020	韓 国 語 I	演習	孫	1	○								可
		25L021	韓 国 語 II	演習	孫	1				○					可
計						5	23								
専 門 教 育 科 目	コアカリキュラム	25L101	数 的 理 解	講義	森	2			○					不可	
		25L102	情報セキュリティ	講義	森	1			○					不可	
		25L103	プログラミング1	演習	森	1				○				可	
		25L104	プログラミング2	演習	森	1					○			可	
		25L105	ウェブデザイン	演習	森	1			○					不可	
		25L106	ビジネス文書作成1	演習	濱 口	1		○				必		不可	
		25L107	ビジネス文書作成2	演習	濱 口	1			○			必		不可	
		25L108	ビジネスデータ活用1	演習	木 須	1		○				必		不可	
		25L109	ビジネスデータ活用2	演習	木 須	1			○			必		不可	
		25L110	情 報 検 索	講義	濱 口	2			○			必			不可
		25L111	時 事 研 究	講義	小 林	2				○					可
		25L112	ビジネスの英会話	演習	ブリガンティ	1					○				可
		25L113	社 会 心 理 学	講義	木 須	2			○			必			不可
		25L114	スピーチコミュニケーション	講義	高 柳	2			○						可
		25L115	日 本 語 表 現	講義	馬 場	2				○		必			可
		25L116	手 話 講 座	演習	下 瀬	1			○						可
		25L117	ビジネス実務1	講義	江 頭	2			○			必			不可
		25L118	ビジネス実務2	講義	江 頭	2				○		必			不可
		25L119	簿記会計学	講義	吉 田	2			○						可
		25L120	S N S 論	講義	武 内	2				○					不可
25L121	ロールモデル研究	講義	松 島	2					○				不可		

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				資格要件		他学科生の履修	備考	
						必修	選択	1年次		2年次		医療管理秘書士 ／ 診療実務士	社会福祉主事 任用資格			
								前期	後期	前期	後期					
専門教育科目	コアカリキュラム	25L122	A I 活用	講義	橋本		1				○				不可	
		25L123	インターンシップ1	実習	コース教員	1		○							不可	30時間以上の実習
		25L124	インターンシップ2	実習	コース教員		1				○	○			不可	30時間以上の実習
		25L125	インターンシップ3	実習	コース教員		2					○			不可	60時間以上の実習
		25L126	インターンシップ4	実習	コース教員		2					○			不可	60時間以上の実習
		25L127	キャリアアップセミナー	演習	コース教員	1			○	○					不可	
	地域ビジネス	25L201	ビジネスデザイン	講義	コース教員		2		○						不可	
		25L202	マーケティング	講義	甲斐	1		○							不可	
		25L203	商店街フィールドワーク	演習	松島	1					○				不可	
		25L204	イベントプランニング	講義	松島	1			○						不可	
		25L205	農林水産6次産業化	講義	橋本	1				○					不可	
	食・観光・ホスピタリティユニット	25L301	長崎観光フィールドワーク	演習	松島	1					○				不可	
		25L302	観光進化論	講義	松島	1		○							不可	
		25L303	まちづくり景観	講義	平山	1				○					不可	
		25L304	世界の多様な食	講義	佐々木	1		○							不可	
		25L305	長崎の食文化と外食産業	講義	山口(広)	1				○					不可	
	健康・医療事務ユニット	25L401	薬学(薬理)基礎	講義	七條	2					○		必		可	
		25L402	医学一般	講義	大安	2		○					必	指定	可	
		25L403	医療事務論	講義	尾崎	2		○					必		不可	集中講義
		25L404	医療事務実技	講義	尾崎	2			○				必		不可	集中講義
		25L405	臨床心理学	講義	木須	2			○				必		不可	
25L406		医療管理学	講義	濱口	2			○				必		不可		
25L407		社会福祉概論	講義	松永	2				○				指定	不可		
25L408		食と健康管理	講義	桑原	1		○							不可		
25L409		長寿社会フィールドワーク	演習	木須	1					○				不可		
計						30	37									
合計						35	60									

【資格取得要件】

[医療管理秘書士／診療実務士]  
必…必修科目

[社会福祉主事任用資格]  
指定…指定科目。同じ印の科目の中から3科目以上履修

資格試験対策講座	担当者
日商プログラミング検定対策講座	森
MOS対策講座	濱口
登録販売者受験対策講座	濱口・古賀・桑原・太田(智)

【単位互換制度 (NICE キャンパス長崎)】

長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が提供する授業科目を履修し、単位を修得した場合、その単位は、教養科目の修得単位として卒業単位に計上する。



# 令和7年度入学者 幼児教育学科

## カリキュラム・ツリー

教育科目	1年次		2年次		学修成果の到達目標
	前期	後期	前期	後期	
教育科目	初年次セミナーA	初年次セミナーB	データサイエンス基礎	ヒトと生物	「尽心」 誠実な態度と人間力
	マナー学	体育実技	日本国憲法		
	国語表現法	英語Ⅱ	デモクラシーと現代史		
	情報科学	ボイストレーニング(うた表現)	平和学		
	体育講義				
	英語Ⅰ				
教科に関する科目	子どもと健康	子どもと人間関係	子どもの歌と伴奏法a	子どもの歌と伴奏法b	①学習意欲・②規律性
	子どもと環境	保育と音楽表現b			
	子どもと言葉				
	子どもと音楽表現				
	子どもと造形表現(基礎)				
	子どもと造形表現(応用)				
	保育と音楽表現a				
教育・保育課程及び指導法	保育内容総論	領域「健康」の指導法Ⅰ	運動遊びの実践		③知識・④技能・⑤情報活用能力・⑥課題解決力・⑦言語活用能力・⑧コミュニケーション力・⑨主体性・⑩協働性
	領域「人間関係」の指導法Ⅰ	領域「健康」の指導法Ⅱ	子どもの絵と製作Ⅱ		
		領域「人間関係」の指導法Ⅱ	造形原理		
		領域「環境」の指導法Ⅰ			
		領域「環境」の指導法Ⅱ			
		領域「言葉」の指導法Ⅰ			
		領域「言葉」の指導法Ⅱ			
		領域「表現」の指導法Ⅰ			
		領域「表現」の指導法Ⅱ			
		子どもの絵と製作Ⅰ			
		カリキュラム論Ⅰ			
		カリキュラム論Ⅱ			
	専門教育科目	保育原理	保育とICT活用	保育方法論	
教育原理(教育史を含む)		乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅱ		
発達心理学Ⅰ		子どもの健康と安全	子どもの保健		
発達心理学Ⅱ			子どもの食と栄養		
子ども家庭福祉					
保育職の意義	社会的養護Ⅰ	子ども家庭支援論	教育相談(幼児のカウンセリング理論を含む)	子育て支援	「実践」 適切な行動と実践力
		社会的養護Ⅱ	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ	保育者論	
			特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅱ	子どもの理解と援助	
学外実習	保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ	保育実習指導Ⅱ	保育実習Ⅱ	⑨主体性・⑩協働性
			保育実習指導Ⅲ	保育実習Ⅲ	
			教育実習		
			保育・教職実証演習		
ゼミ			ゼミナールⅠ	ゼミナールⅡ	

# 令和7年度入学者 授 業 科 目 表

## 幼児教育学科

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許及び資格要件			他学科学生の履修	備考	
						必修	選択	1年次		2年次		幼稚園 教諭二種 保育士	任用資格	社会福祉 士			
								前期	後期	前期	後期						
教養科目		25Y001	初年次セミナーA	講義	オムニバス	1		○									
		25Y002	初年次セミナーB	講義	オムニバス	1			○								
		25Y003	データサイエンス基礎	講義	森	2				○							
		25Y004	マナー学	講義	江頭	2		○									
		25Y005	国語表現法	講義	馬場	1		○								不可	
		25Y006	情報科学	講義	織田	2		○				必				可	
		25Y007	ヒトと生物	講義	松尾	2				○							
		25Y008	日本国憲法	講義	太田(久)	2				○		必					
		25Y009	デモクラシーと現代史	講義	船勢	1				○							
		25Y010	平和学	講義	山口(響)	1				○							
		25Y011	体育講義	講義	野田	1	○					必	必			可	
		25Y012	体育実技	実技	野田	1		○				必	必			可	15週開講
		25Y013	英語 I	演習	関口	1		○				必	必				
		25Y014	英語 II	演習	関口	1		○				必	必				前提科目：英語 I
		25Y015	ボイストレーニング(うた表現)	演習	中澤	1		○					必			可	
		計				8	12										
専門教育科目	教科に関する科目	25Y101	子どもと健康	講義	野田	1		○				必	必		可		
		25Y102	子どもと人間関係	講義	小槻	1			○			必	必		可		
		25Y103	子どもと環境	講義	本村	1		○				必	必		可		
		25Y104	子どもと言葉	講義	船勢	1		○				必	必		可		
		25Y105	子どもと音楽表現	演習	福井・中村	1		○				必	必		可	8週開講	
		25Y106	子どもと造形表現(基礎)	演習	山中	1		○				必	必		可	8週開講	
		25Y107	子どもと造形表現(応用)	演習	山中	1	○						選		可	8週開講	
		25Y108	保育と音楽表現 a	演習	福井・中村他	1	○						必		可		
		25Y109	保育と音楽表現 b	演習	福井・中村他	1		○					必		可		
		25Y110	子どもの歌と伴奏法 a	演習	福井・中村他	1			○					選		可	
		25Y111	子どもの歌と伴奏法 b	演習	福井・中村他	1				○				選		可	
	保育課程及び指導法	25Y201	保育内容総論	演習	本村	2		○				必	必		可		
		25Y202	領域「健康」の指導法 I	演習	野田	1		○				必	必		可	8週開講	
		25Y203	領域「健康」の指導法 II	演習	野田	1		○					選		可	前提科目：領域「健康」の指導法 I。8週開講	
		25Y204	領域「人間関係」の指導法 I	演習	小槻	1	○					必	必		可	8週開講	
		25Y205	領域「人間関係」の指導法 II	演習	小槻	1		○					選		可	前提科目：領域「人間関係」の指導法 I。8週開講	
		25Y206	領域「環境」の指導法 I	演習	本村	1		○				必	必		可	8週開講	
		25Y207	領域「環境」の指導法 II	演習	本村	1		○					選		可	前提科目：領域「環境」の指導法 I。8週開講	
		25Y208	領域「言葉」の指導法 I	演習	船勢	1		○				必	必		可	8週開講	
		25Y209	領域「言葉」の指導法 II	演習	船勢	1		○					選		可	前提科目：領域「言葉」の指導法 I。8週開講	
		25Y210	領域「表現」の指導法 I	演習	山中	1		○				必	必		可	8週開講	
		25Y211	領域「表現」の指導法 II	演習	山中	1		○					選		可	前提科目：領域「表現」の指導法 I。8週開講	
		25Y212	運動遊びの実践	演習	野田	2			○				必		可		
		25Y213	子どもの絵と製作 I	演習	山中	1		○					選		可	8週開講	
		25Y214	子どもの絵と製作 II	演習	山中	2			○				選		可	前提科目：子どもの絵と製作 I	
		25Y215	造形原理	演習	織田	1			○				選		可	8週開講	
		25Y216	カリキュラム論 I	講義	本村	1		○				必	必		可		
	25Y217	カリキュラム論 II	講義	本村	1		○					必		可	前提科目：カリキュラム論 I		
	保育の基礎理論	25Y301	保育原理	講義	船勢	2	○					必	必	指定	可		
		25Y302	教育原理(教育史を含む)	講義	船勢	2		○				必	必	指定	可		
25Y303		子ども家庭福祉	講義	南條	2	○						必	指定	可			
25Y304		社会福祉	講義	宮崎美緒子	2				○			必	指定	可			

科目区分	科目領域	科目コード	授業科目	授業形態	担当者	単位数		配当年次及び学期				免許及び資格要件			他学科学生の履修	備考		
						必修	選択	1年次		2年次		幼稚園教諭二種	保育士	任用資格 社会福祉主事				
								前期	後期	前期	後期							
専門 教育 科目	保育の 基礎理論	25Y305	発達心理学Ⅰ	講義	小 槻	1		○					必	必		可		
		25Y306	発達心理学Ⅱ	講義	小 槻		1	○						必			可	前提科目：発達心理学Ⅰ
		25Y307	子どもの保健	講義	三 原	2				○				必			可	
		25Y308	子どもの食と栄養	演習	太田(智)	2				○				必			可	
		25Y309	乳児保育Ⅰ	講義	三 原	2		○						必			可	
		25Y310	乳児保育Ⅱ	演習	三 原	1				○				必			可	8週開講
		25Y311	子どもの健康と安全	演習	三 原	1		○						必			可	8週開講
		25Y312	保育とICT活用	講義	織 田	1		○						必	選		可	
		25Y313	保育方法論	講義	本 村	1				○				必	選		可	
	保育職の 意 義	25Y401	子ども家庭支援論	講義	南 條	2		○						必			可	
		25Y402	社会的養護Ⅰ	講義	荒 木	2	○							必			可	
		25Y403	社会的養護Ⅱ	演習	荒 木	1		○						必			可	8週開講
		25Y404	保育者論	講義	船 勢	2				○			必	必			可	
		25Y405	教育相談（幼児のカウンセリング理論を含む）	講義	小 槻	2				○				必	必		可	
		25Y406	子どもの理解と援助	演習	小 槻	1				○				必			可	8週開講
		25Y407	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ	演習	宮崎美緒子	1				○				必	必		可	8週開講
		25Y408	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅱ	演習	宮崎美緒子	1				○				必			可	前提科目：特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ。8週開講
	25Y409	子育て支援	演習	三 原	1				○				必			可	8週開講	
	学外実習	25Y501	保育実習指導Ⅰ	演習	実習担当教員	2	○	○	○					必			不可	
		25Y502	保育実習Ⅰ	実習	実習担当教員	4		○	○					必			不可	前提科目：保育実習指導Ⅰ
		25Y503	保育実習指導Ⅱ	演習	実習担当教員	1			○					選必①			不可	
		25Y504	保育実習Ⅱ	実習	実習担当教員	2			○	○				選必②			不可	前提科目：保育実習指導Ⅱ
		25Y505	保育実習指導Ⅲ	演習	実習担当教員	1			○					選必①			不可	
		25Y506	保育実習Ⅲ	実習	三 原	2			○	○				選必②			不可	前提科目：保育実習指導Ⅲ
		25Y507	教育実習	実習	実習担当教員	5			○	○				必			不可	
		25Y508	保育・教職実践演習	演習	本村・船勢他	2				○				必	必		不可	
ゼミ	25Y601	ゼミナールⅠ	演習	担当教員	2				○							不可		
	25Y602	ゼミナールⅡ	演習	担当教員	2				○							不可	前提科目：ゼミナールⅠ	
計						16	71											
合 計						24	83											

【免許及び資格取得要件】

【幼稚園教諭二種】

必…必修科目

【保育士】

必…必修科目

選…選択科目

選必①…同じ印の科目の中から1単位以上選択必修

選必②…同じ印の科目の中から2単位以上選択必修

○「選必①」及び「選必②」に関する補足説明

次のイ及びロの組合せから、1つ以上を選択して履修しなければならない。

イ 保育実習指導Ⅱ（1単位）＋保育実習Ⅱ（2単位）

ロ 保育実習指導Ⅲ（1単位）＋保育実習Ⅲ（2単位）

【社会福祉主事任用資格】

指定…指定科目。同じ印の科目の中から3科目以上履修

資格試験対策講座	担当者
日商プログラミング検定対策講座	森
MOS対策講座	濱 口
登録販売者受験対策講座（※2年次開講）	濱口・古賀・桑原・太田(智)

※受講を希望する場合は、各講座の担当者にその旨を申し出ること。

【単位互換制度（NICE キャンパス長崎）】

長崎県内の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が提供する授業科目を履修し、単位を修得した場合、その単位は、教養科目の修得単位として卒業単位に計上する。



学 生 生 活



# 1. 学生生活について

本学では、学生生活に関する事務を処理するために、事務局（教務課・学生課・会計課）及びキャリア支援センターが置かれています。それぞれの主な担当業務は次のとおりです。

## 事務局及びキャリア支援センターについて

### ○ 受付時間

平日 9時00分から 17時45分まで

※ 窓口及び電話での問合せ等は、受付時間内に行ってください。時間外の対応はできません。

※ 電子メールでの問合せ等は、24時間受け付けています。ただし、問合せ等への回答は、上記受付時間中の対応となります。

※ 夏季・冬季・春季休業期間中は、受付時間が平日 9時00分から 17時00分までになります。

### ○ 連絡先

電話：095-826-5344（代表）

電子メール：事務局（総合） [jimu-ml@nagasaki-joshi.ac.jp](mailto:jimu-ml@nagasaki-joshi.ac.jp)

教務課 [kyoumuka@nagasaki-joshi.ac.jp](mailto:kyoumuka@nagasaki-joshi.ac.jp)

学生課 [gakuseika@nagasaki-joshi.ac.jp](mailto:gakuseika@nagasaki-joshi.ac.jp)

キャリア支援センター [career@nagasaki-joshi.ac.jp](mailto:career@nagasaki-joshi.ac.jp)

会計課 [kaikeika@nagasaki-joshi.ac.jp](mailto:kaikeika@nagasaki-joshi.ac.jp)

### ○ 教務課

- 履修方法、試験その他修学上の一般事務に関すること。
- 授業時間割の設定、教室の配当に関すること。
- 学年暦に関すること。
- 入学、卒業、退学、休学、復学等に関すること。
- 学生の成績、単位、在学証明に関すること。
- 学籍簿の整理、保管に関すること。
- 科目等履修生、留学生に関すること。
- 各種免許及び資格に関すること。
- 学修奨励奨学金制度に関すること。
- 施設・設備の使用許可に関すること。
- その他教務に関すること。

### ○ 学生課

- 学生全体及び個人の福利厚生に関すること。
- 学生生活の諸問題に関すること。
- 学生による掲示、放送、出版物及び集会に関すること。
- 学生参加行事の企画及び実施に関すること。
- サークル室及び学生ロッカーの利用に関すること。
- 通学証明書及び学生旅客運賃割引証の発行に関すること。
- 自動車通学の許可に関すること。
- 日本学生支援機構奨学金及びその他の奨学金に関すること。
- 学生の健康管理に関すること。
- その他学生の福利厚生に関すること。

### ○ キャリア支援センター

- キャリア教育推進に関すること。
- 就職指導、調査に関すること。
- 求人先の開拓及び連絡に関すること。
- 就職の斡旋に関すること。

- ・ 就職希望学生の登録並びに調書及び推薦書の作成に関すること。
- ・ 就職後の連絡に関すること。
- ・ 地域のニーズを把握するための研究・協議会に関すること。
- ・ セカンドステージへの発展教育に関すること。
- ・ その他学生の就職に関すること。

○ 会計課

- ・ 学納金の収納に関すること。
- ・ 学外実習会計事務に関すること。
- ・ 学生寮等補助活動会計に関すること。
- ・ 自販機やコピー機等の管理に関すること。
- ・ その他会計業務に関すること。

## 2. 学 生 心 得

本学学生は服装を正し、大学の内外を問わず学生としての品位を保持し、礼節を守り、良識に基づいて行動してください。

○ 学生証

- ・ 学生証は、本学の学生としての身分を証明するものです。常に携帯し、必要あるときはいつでも提示できるようにしてください。
- ・ 以下の場合には学生証の提示が求められます。

【学内】

- ・ 試験を受けるとき
- ・ 図書館を利用するとき
- ・ 学割証などの証明書の交付を申請するとき

【学外】

- ・ 通学定期乗車券を購入するとき
- ・ 学割証を使って乗車券を購入するとき
- ・ その他、学割サービスを受けるとき
- ・ 学生証は、あなたの身分を証明するものです。他人に貸与又は譲渡してはいけません。また、他人に拾得され悪用されれば大きな被害を被ることもありますので、その取扱いには細心の注意を払い、万一紛失したときは、直ちに学生課に届け出てください。
- ・ 学生証の有効期間は、入学時から2か年です。したがって、休学又は留年した場合には2か年経過後、再交付を申請してください。
- ・ 本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を返納してください。

○ 学籍番号

入学と同時に、入学年度と学科・コースを表した学籍番号が各学生に与えられます。学内における各種の提出書類には、氏名とともにこの番号を必ず記入することになっているので、よく記憶しておいてください。学籍番号の数字、記号には次のような意味があります。

例 26 S A 06 26 L A 15 26 Y A 32  
 ① ② ③ ④ ① ② ③ ④ ① ② ③ ④

- ① 入学年度を表す。  
26は2026年入学
- ② 学科又はコースを表す。  
S：生活創造学科栄養士コース  
L：生活創造学科地域未来創生コース  
Y：幼児教育学科

- ③ クラスを表す。  
A：Aクラス  
B：Bクラス
- ④ クラスでの個人番号を表す。

○ 連絡事項等の通知等

学生への連絡事項等は、原則として Gmail 及びヨリソルで行います。一旦通知した連絡事項については、皆さんが周知したものとして取り扱います。したがって、連絡を見なかったという理由で責任を免れることはできません。毎日機会あるごとに注意して確認するよう心掛けてください。

また、各種手続等に必要の様式や諸規程等は、Google ドライブ（共有ドライブ＞学生・教職員共有ドライブ）で確認することができます。

○ 服装及びマナー

服装は、任意とします。ただし、各自の良識により本学の学生としての品位を十分保持するものでなければなりません。学生は、学内外を問わず、学生としてのマナー（礼法及び言葉遣い）に常に留意するとともに、知的な若さと学生らしさを保持するための清楚な容姿に心がけてください。

○ 自動車（バイクを含む。）通学について

本学では、学生が父母等の同意を得て自動車通学許可願を提出した場合、本学が必要と認める場合にこれを許可します。ただし、駐車場の収容能力を超えて願い出があった場合には、許可者を制限します。

・ 手続

自動車通学を希望する者は、以下の書類を学生課に提出し許可を受けなければなりません。

- ・ 自動車通学許可願（所定の用紙）
- ・ 誓約書（所定の用紙）
- ・ 運転免許証、車検証及び自動車保険証（任意保険）加入の写し  
※ 任意自動車保険は、対人・対物賠償額の限度額をそれぞれ「無制限」としていることが条件です。

・ 管理費

自動車通学を許可された者は、駐車場の管理費として所定の金額（年額 6,000 円、半期 3,000 円）を支払ってください。

・ 許可証の交付

- ・ 自動車通学を許可された者には、自動車通学許可証を交付します。許可証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
- ・ 許可する期間は、原則として、1年間とします。ただし、継続して許可を希望する場合には、更新の手続を必要とします。更新の手続については別に指示します。

・ 駐車場

- ・ 自動車通学を許可された者には、駐車場ゲートのリモコンを貸与します。リモコンは他人に貸与又は譲渡することはできません。また、万一これを紛失した場合には、実費弁償とします。
- ・ 駐車場を利用できるのは授業期間中の平日及び補講が設定された土曜日のみであり、日曜祭日のほか、長期休暇期間中は、原則利用できないものとします。

・ 遵守事項

自動車通学を許可された者は、別に定める遵守事項を厳守しなければなりません。

○ 健康管理

- ・ 学生は、毎年定期の健康診断を受けなければなりません。
- ・ 健康診断の結果、学長は、校医の意見により、学生に治療を命じ、その間通学を停止することがあります。
- ・ 心身上の問題が生じたときには、学生相談室やチューターに相談し、早期回復に努めてください。

○ 学内の美化

「自分達の環境は自分達で美しく」をモットーに学生一人ひとりが学内の美化に心がけてください。ゴミは設置されているゴミ箱に分別して捨ててください。

- 飲酒・喫煙の禁止  
学生の学内（寮を含む。）での飲酒・喫煙を禁止します。また、公式行事（クラブ、同好会、クラス活動等）の場合は、学外でも飲酒・喫煙を禁止します。
- 所持品管理  
貴重品はなるべく所持しないように心掛け、自己の責任において管理してください。
- アルバイト  
短大に入学すると、一見余暇が多いように感じ、アルバイトを希望する学生が多くなります。しかしそれは単なる余暇ではなく、学生自身が自学自習するための貴重な時間なのです。学生は勉強するために入学したのですから、アルバイトは学生の本分である勉強に支障のない範囲で行うようにしてください。  
※ 次のアルバイトは禁止します。
  - ・ 危険を伴うもの（車を使っての配達など）
  - ・ 訪問販売、勧誘、集金など
  - ・ チラシ配りやポスター貼り
  - ・ 風俗営業（バー、スナック、パチンコなど）
- 紛失物と拾得物
  - ・ 学内で物品を紛失したとき、また、拾得したときは、学生課に届けてください。
  - ・ 拾得物は学生課で保管し、1号館学生ロビーの収納ケースに入れ、一定期間公示します。
- 学生教育研究災害傷害保険について  
この保険制度は、全国の大学の学生を対象に、正課中の授業及び通学中などにおける不慮の事故による負傷・廃疾・死亡といった不測の事故に備えてできた制度です。学生の互助共済・任意加入を基本としていますが、本学においては万一教育研究中に学生が災害事故に遭遇した場合、安心して補償救済が受けられるように、学生全員がこの保険に加入しています。もし不幸にして、正課中及び学校行事や課外活動中に生じた事故又は通学中に生じた事故によって身体に負傷を被った場合には、学生課に相談してください。
- スマートフォン及び学業用ノート PC の利用について

#### スマートフォン及び学業用ノート PC を利用する際の大切な5つのこと。

本学では、学内に Wi-Fi 環境を整えており、スマートフォンや学業用ノート PC を誰でも簡単に接続してインターネットを利用することができます。ただし、一般的な商業施設とは利用目的が異なります。

以下には、これら情報機器の利用に当たり、学生の皆さんに「これだけは守ってほしい5項目」を掲げています。最低限のルールとして記憶してください。

##### ◆ コンピュータウイルスの感染を防ぐには

コンピュータウイルスに感染しているかどうかを判断するには、セキュリティソフトをインストールしておく必要があります。本学では「ESET」というセキュリティソフトを推奨しています。学業用ノート PC には、必ず ESET をインストールしてください。

##### ◆ セキュリティソフトは常に最新の状態にしておく

コンピュータウイルスは例外なく日々進化しています。セキュリティソフトも自動更新することでそれに対応します。セキュリティソフトは常に最新の状態にしておきましょう。

##### ◆ 怪しいサイトは見ない

興味本位で怪しいサイトの閲覧はやめましょう。このようなサイトはウイルスの宝庫と思って間違いありません。

##### ◆ SNS に誹謗中傷を書き込まない

ネットでのトラブルで一番多いのが誹謗中傷の書き込みです。何気ない書き込みが相手を傷つけてしまうことがあります。ネットに書き込んだ文言はすぐに拡散される可能性があり、一度書き込んだものは一生消せないと思ってください。

◆ ルールを守って楽しいネットライフを

ネットを利用する際には、一般社会常識的なルールを守りましょう。検索にせよ閲覧にせよ、そのほとんどが匿名で行われますので、安易な気持ちになりがちです。ルールを守って楽しいネットライフを送りましょう。

〈学生用 Wi-Fi〉

SSID：NWJC-NET-STU

パスワード：KAKUMEI841

※ 体育館や一部実習室など接続できない場所があります。

その他、詳しい内容は、「長崎女子短期大学 情報セキュリティポリシー」を参照してください。

URL：<https://www.nagasaki-joshi.ac.jp/security-policy/>

ノート PC 等の情報機器に関するトラブルは、情報管理センターまで。

相談窓口：事務局 林田（教務課の窓口を訪ねてください。）

電子メール：joho-ml@nagasaki-joshi.ac.jp

### 3. キャリア支援センター

#### 〈キャリア支援センターが目指すもの〉

本学では、学生が明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢、また、激しい社会の変化に対応し主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観・職業観を身につけ、それぞれが直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育を推進しています。つまり、2年間を通して将来を担う学生の「生きる力」と「人間力」を強化する教育を目指しています。

#### 〈キャリア支援センターの活用法〉

- 就職・進学活動では、各学科・コースで独自に定められている規則を遵守してください。
- 各学科・コースで定期的実施するキャリア支援のガイダンスには必ず出席してください。
- 就職・進学についての相談と事務的な手続は、キャリア支援センターで取扱います。
- 卒業年次（2年次）の最初に進路調査票をキャリア支援センターに提出してください。
- 就職の斡旋を希望する場合は「就職斡旋希望申込書」を、証明書の発行を希望する場合は「証明書交付願」をキャリア支援センターに提出してください。
- 学校推薦の場合、求人先に対する推薦者の選考は、各学科・コースの推薦会議で行います。
- 自由応募の場合でも、担当教員とキャリア支援センターに受験の連絡をしてください。
- 就職試験の後は、試験内容報告書をキャリア支援センターに提出してください。
- 就職が内定したときは、内定届けをキャリア支援センターに提出してください。
- 書類の提出日を厳守し、担当教員への報告・連絡・相談を常に行ってください。
- キャリア支援センターは自由に使用できますが、マナーには心掛けてください。
- 卒業年次（2年次）の最後に就職活動調査を行い、以後の支援活動に活用します。
- キャリア支援に関する個人情報、本来の目的以外に使用することはありません。
- 卒業後の進路（就職・進学等）についての相談は、各学科・コースの担当教員が行います。

## 4. 図 書 館

図書館は、見晴らしのいい2号館3階にあり、図書や雑誌・新聞などの閲覧・貸出しを行っています。文芸書や生活に役立つ面白い本はもちろん、各学科・コースで実施される検定や実習に必要な図書も多数取りそろえています。蔵書を探す際は、専用のパソコンに書名や筆名、キーワードなどを入力することで蔵書検索ができます。また、視聴覚コーナーでは好きなDVDを選んで視聴することができます。

充実した学生生活を送るためにも、学業や生活に関する情報を探しに、ぜひ図書館へ足を運んでください。

### ○ 開館時間

平日9時00分から17時45分まで。

※ 開閉館時間の変更・臨時休館等については、メール及び掲示等で通知します。

### ○ 貸出について

- ・ 1人5冊まで、貸出期間は1週間です。
- ・ 貸出を受けたいときは、カウンターで学生証を提示してください。

### ○ 返却について

- ・ 必ず返却期限内に返却してください。
- ・ 返却が遅れた場合は、遅れた日数分貸出停止となります。
- ・ 閉館時は返却ボックスを利用してください。

### ○ その他

- ・ 手荷物は、図書館利用者専用のロッカー又は館内簡易ロッカーに預けて入館してください。
- ・ 館内では、迷惑行為、携帯電話の使用及び写真撮影を禁止します。
- ・ その他図書館について分からないことは、館内の職員又は下記アドレスに問い合わせてください。

図書館メールアドレス：library@nagasaki-joshi.ac.jp

## 5. チューター制度

2年間の学生生活の間には、様々な問題に直面することがあると思います。チューター制度は、そうした皆さんのために設けられている少数数編成の担任制度です。チューターは、2年間にわたって学生生活上の問題（履修状況、健康状態、就職活動など）を把握し、充実した学生生活が送れるように親身になって支援をします。

## 6. 学 生 相 談 室

チューター制度以外にも、皆さんの悩みや心配事について、親身になって相談に応じてくれるのが学生相談室です。この相談室は、皆さんのどのような相談事にも適切に対応してくれます。気軽に相談してください。

学生相談室予約フォーム

相談室の利用は、ウェブ予約のほか、相談室へ直接来て予約することもできます。予約が取れていない場合でも、担当者の時間に空きがあれば当日にお話を伺えることがあります（混み合っている場合は別日をご案内します）。



## 7. オフィスアワー

本学では、授業に関する学生の質問に応じるために、学内の教員がオフィスアワーを設けています。各教員のオフィスアワー開設時間は、Google ドライブ（共有ドライブ>学生・教職員共有ドライブ）で確認できます。

## 8. 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金制度については、公式サイトを確認してください。

HOME > 入試情報 > 奨学金制度・教育ローン

<https://www.nagasaki-joshi.ac.jp/admissions/syougakukin/>

[QRコード]



### 学修奨励奨学金制度について

この制度は、本学在学中に対象となる資格等を取得した学生に対し奨励区分に応じて最大 30,000 円の奨学金を給付する制度です。在学中に資格等を取得して本制度に申請を希望する学生は、当該資格等の取得後 1 か月以内に教務課に申し出てください。

なお、この制度は、令和 6 年度入学者から適用されます。

#### ○奨励区分及び奨学金の額

奨励区分	奨学金の額
A	30,000円
B	20,000円
C	10,000円
D	受験料相当 <sup>注1</sup>

注1 受験料に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額とする。また、受験料の補助を受けたときは、正規の受験料から補助の額を差し引いた額とする。

#### ○対象資格等及び奨励区分

資格等の種類	等級等	奨励区分
実用英語技能検定	1 級	A
	準 1 級	B
	2 級	C
	準 2 級	D
TOEIC	900 点以上	A
	800 点以上 900 点未満	B
	650 点以上 800 点未満	C
	500 点以上 650 点未満	D
秘書技能検定試験	1 級	B
	準 1 級	C
	2 級	D
ビジネス文書検定	1 級	C
	2 級及び 3 級	D
日商 PC 検定 (文書作成)	1 級	B
	2 級	C
	3 級	D
日商 PC 検定 (データ活用)	1 級	B
	2 級	C
	3 級	D
日商プログラミング検定	STANDARD、BASIC 及び ENTRY	D
日商簿記検定	1 級	A
	2 級	B
	3 級	D
Microsoft Office Specialist (Word、Excel、PowerPoint、Access、Outlook)	一般レベル及び上級レベル (エキスパート)	D
登録販売者試験		B
IT パスポート試験		D
栄養士実力認定試験	認定証 A	D
その他の資格等 <sup>注2</sup>		当該資格等の取得難易度等による

注2 資格等の種類は限定しない。奨学金給付の可否は本学が判断する。

## 9. その他の奨学生制度等

- 日本学生支援機構奨学金制度  
奨学金には、「貸与型」の奨学金と「給付型」の奨学金があります。詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構公式ウェブサイトを確認してください。
- 長崎県保育士修学資金貸付事業  
この事業は、保育士養成施設に在学し、将来長崎県内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成と確保に資することを目的としています。  
本学幼児教育学科を卒業後、保育士として長崎県内で5年間(過疎地域は3年間)就業したときは、貸付金の返還が免除されます。
- 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）  
この制度は、一定の要件を満たす社会人の方\*が受講し修了した場合に、受講者本人が本講座に支払った教育訓練経費の50%（2年間で上限800,000円）に相当する額をハローワークから支給される制度です。また、資格を取得し、修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合には、教育訓練経費の20%（2年間で上限320,000円）が追加して支給されます。  
※ 該当者について、又は支給申請の詳細については、お住まいの地域を管轄するハローワークにご確認ください。
- 地方公共団体の奨学金制度  
都道府県等による独自の奨学金制度で、内容はそれぞれに異なります。
- 高等教育の修学支援新制度  
世帯の収入などの要件に合う学生を対象として、授業料等の減免(授業料と入学金の免除又は減額)、給付型奨学金(原則返還が不要な奨学金)の2つの支援が行われます。詳しくは、文部科学省公式ウェブサイト(トップ>教育>大学・大学院、専門教育>高等教育の修学支援新制度)を確認してください。

その他の奨学生制度等については、その都度 Gmail や掲示等でお知らせします。

## 10. 在学中の諸手続 (こんなとき→こうする)

短大生活において、必要な諸手続は、自分で責任をもって行います。以下をよく読み、諸届等について(P 66・67)を参照しながら、各自忘れずに手続をしてください。

- 公欠について  
公欠事由(主なものは、P 27 参照)による授業の欠課は、公欠扱いとなり、単位の授与に関わる欠課時数には計上されません。公欠事由により授業を欠課した場合は、公欠届を記入の上、公欠事由の証明書類を添えて教務課に提出してください。公欠に関する詳細な規定は、「長崎女子短期大学公欠に関する規程」(P 81～P 84)を確認してください。
- 休学、退学、復学、再入学について
  - 休学したいときは、所定の用紙(P 66 参照)に保証人連署の上、願出を教務課に提出してください。病気による場合は、医師の診断書が必要です。
  - 退学したいときは、休学の場合と同じ手続を取ります。ただし、当該期分の授業料等が未納である場合、退学を願い出ることができません。
  - 休学している学生が復学を希望するときは、所定の用紙(P 66 参照)に保証人連署の上、教務課に提出してください。  
なお、病気による休学で治療完了による復学の場合は、医師の診断書が必要です。
  - 退学した学生が3年以内に再入学を希望する場合は、再入学願(P 66 参照)を教務課に提出してください。
- 授業料等の分納又は延納を希望するとき  
特別の事情により所定の期限までに納付が困難な学生は、学費分納願又は延納願(P 66 参照)を会計課に提出してください。

- 各種証明書に関すること
 

在学・学割・卒業見込などの証明書が必要なときは、「証明書交付願」(P 68)に必要事項を記入し、対応する取扱い窓口へ提出してください。証明書の種類や取扱窓口などについては「各種証明書」(P 67)を参照してください。

なお、就職に関して必要な書類等は就職についての項(P 61)を熟読してあらかじめ用意しておくことが必要です。
- 学内で病気やけがをしたとき
 

学内で病気になったりけがをしたときは、直ちに授業科目の教員はもとより、身近な友人や教職員の援助を受けるとともに学生課に届け出て、応急処置を受けましょう。
- 校医について
 

学校医は、城野<sup>しりの</sup>恵理(ひぐち医院)先生です。

住所 〒850-0804 長崎市彦見町2-9 (TEL 823-1956)

(早坂からバスで白木(約5分)下車、徒歩3分)
- 団体設立について
 

活動内容、団体名簿等を添付し、許可願(P 66参照)を学生課に提出してください。
- 学友自治会活動に関すること
  - 学生間での連絡(掲示、ポスターなど)をしたいときは、責任者は学生課で許可印を受けてください。原則として掲示期間は1週間とし、用済のものは責任者がとりはずしてください。
  - 団体(クラブなど)を結成したいときは、学友自治会の承認を受け、許可願(P 66参照)を学生課に提出してください。
  - 学外活動、学外団体への加盟や参加をしたいときは、学外において本学名を使用して活動するとき(賛助出演を含む)は1週間前までに許可願(P 66参照)を学生課に提出して承認を受けてください。終了後は報告書を直ちに学生課に提出してください。
  - 合宿や団体旅行をしたいとき
 

団体責任者は許可願(P 66参照)に連帯保証人(保護者)の承諾書を添えて、1週間前までに学生課に願い出て承認を受けてください。終了後は、結果の報告書を直ちに学生課に提出してください。
  - 集会をしたいとき
 

原則として1週間前までに許可願(P 66参照)を学生課に提出し承認を受けてください。集会時間は原則として18時までとします。
  - 施設や器具を使用したり、借りたいときは、許可願(P 66参照)を1週間前までに教務課に提出してください。使用に当たっては、次に掲げる事項に注意してください。
    - (イ) 当該管理者の指示に従うこと。
    - (ロ) 使用時間を守る。原則として月～金曜日は9時00分から18時00分の間です。休日や休暇中の場合は教務課とよく相談すること。
    - (ハ) 責任者は、清掃、戸締り、火気に対する注意を十分にはらい、使用中に問題が発生した場合は、直ちに当該管理者、教務課に報告すること。
    - (ニ) 許可をうけても学校運営上必要があるときは変更や取り消すことがあります。
    - (ホ) 万一、破損したり紛失したときは事情により弁償してもらうことがあります。
- 学生寮に関すること
 

寮に入りたいときは、学生課に相談してください。学期の途中でも欠員のある場合は、選考の上、入寮が許可されることがあります。
- 購買部について
 

学内購買部は、学生食堂にあります。

営業時間：平日9時30分から15時00分まで
- 学生食堂について
 

営業時間：平日11時30分から13時30分まで

# 諸届等について

## 1 諸届書及び諸願書

- 諸届類は、学校所定の用紙により提出してください。
- 全ての事由は具体的に、文字はボールペンで丁寧に記入してください。
- 必要に応じて、医師の診断書等の証明書を添付してください。
- 諸届願書及び諸願書は、遅滞なく提出してください。
- 不明な点については、当該書類の取扱い窓口にご相談してください。

	事 項	取扱い 窓 口	備 考
諸届書	履修取消・追加願	教務課	
	欠 席 届	〃	病気の場合は、医師の診断書添付のこと。
	公 欠 届	教務課 キャリア支援 センター	公欠事由の証明書類を添付すること。 就職試験及び進学試験による公欠の場合は、教務課及び キャリア支援センターへ提出すること。
	忌 引 届	教務課	会葬礼状等添付
	保 証 人 変 更 届	学生課	誓約書添付
	学生住所（変更）届	〃	
	本 籍 地 変 更 届	〃	戸籍抄本添付
	改 姓（名）届	〃	〃
	拾得・紛失・盗難届	〃	
就職決定（内定）届	キャリア支援 センター		
諸願書	休 学 願	教務課	保証人連署の上、提出すること。病気の場合は、医師の診 断書を添付すること。
	復学・再入学願	〃	
	退 学 願	〃	病気の場合は、医師の診断書添付
	追 試 験 願	〃	公欠届及びその他必要書類添付
	再 試 験 願	〃	1科目につき1,000円の受験料を納付すること。
	施設・器具使用許可願	〃	教室も含む。学生心得の事項を厳守のこと。
	団体設立許可願	学生課	
	招 聘 許 可 願	〃	外部から講師を招く場合
	学外大会・集会等 加盟参加許可願	〃	長崎市を離れる場合は、1週間前までに旅行届を 提出すること。
	合宿・団体旅行許可願	〃	外泊は、保護者の承諾書添付
	特 別 許 可 願	〃	
	学生証再交付願	〃	
	自動車通学許可願	〃	誓約書、運転免許証（写し）、車検証（写し）及び任意保険 の証券（写し）を添付
	集 会 許 可 願	〃	1週間前までに提出
	学 費 分 納 願	会計課	
学 費 延 納 願	〃		

## 2 各種証明書等

- ・ 諸証明書は、所定の用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて取扱い窓口に提出してください。
- ・ 発行手続の時間は、平日9時00分から17時45分までとし、翌日（申込日が休業日の前日の場合、翌窓口受付日）に交付します。

	事 項	取扱い 窓 口	手数料	備 考
諸証明書等	在学証明書	教 務 課	300円	
	在寮証明書	〃		
	卒業見込証明書	キャリア支援 セ ン タ ー		英文の場合は1,000円
	成績証明書	〃		〃
	各種免許・資格取得見込証明書	〃		
	推薦書（就職用）	〃		
	追試験受験許可書	会 計 課	原則無料	長崎女子短期大学試験に関する 規程第10条第4項(P85)の規定 により受験資格が認められた者 は、1科目につき1,000円
	再試験受験許可書	〃	1科目につき 1,000円	〃
	通学証明書	学 生 課	50円	
	学生運賃割引証明書	〃	20円	

## 3 学外実習費（令和8年度）

学外実習費は、実習先への謝礼金、通信費等に使用します。

- 保育士学外実習費 23,000円 1年次納付
- 幼稚園教育実習費 25,000円 2年次納付
- 栄養士学外実習費 25,000円 2年次納付

※ ただし、変更があり得ます。

証明書交付願

下記証明書の交付をお願いします。

記

受付年月日 年 月 日

証明書	単価	交付数	備考（提出先、用途等）
在学証明書	300 円	通	
在寮証明書		通	
卒業見込証明書		通	
卒業証明書		通	
成績証明書		通	
保育士資格取得見込証明書		通	
幼稚園教諭免許取得見込証明書		通	
栄養士免許取得見込証明書		通	
保育士資格取得証明書（再発行）		通	
社会福祉主事任用資格取得証明書		通	
人物証明書		通	
推薦書（就職用）		通	
健康診断証明書		通	
その他（ ）	通		
卒業見込証明書（英文）	1,000 円	通	
卒業証明書（英文）		通	
成績証明書（英文）		通	
通学証明書	50 円	通	
合計	円		

領収印

学籍番号 \_\_\_\_\_ ※不明な場合は未記入で可

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_ (改姓後)

生年月日 昭和・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※郵送希望の場合、以下を記入してください。

送付先 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※卒業生は、以下の枠内も併せて記入してください。

卒業年	昭和・平成・令和____年	※不明な場合は未記入で可
	_____学科_____	コース・専攻

# 規 則 集

- (1) 長崎女子短期大学履修規程
- (2) 長崎女子短期大学教育職員免許状取得に関する履修細則
- (3) 長崎女子短期大学保育士資格取得に関する履修細則
- (4) 長崎女子短期大学栄養士免許取得に関する履修細則
- (5) 長崎女子短期大学公欠に関する規程
- (6) 長崎女子短期大学試験に関する規程
- (7) 長崎女子短期大学長期履修規程

※各種規程等は、Google ドライブ（共有ドライブ＞学生・教職員共有ドライブ）でも確認できます。



## 長崎女子短期大学履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長崎女子短期大学学則（以下「学則」という。）第25条第2項及び第26条第2項の規定に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）において開設する授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学の教育課程は、教養科目及び専門教育科目から成り、各授業科目を必修科目及び選択科目に分ける。授業科目は、各年次に配当して編成するものとする。

(卒業要件)

第3条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、学則第31条の規定による62単位以上を修得するとともに、卒業時のグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が1.20以上でなければならない。

2 前項に定めるGPAの要件を満たさない者であつて、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、当該者の卒業を認めることができる。

(進級要件)

第4条 1年次に在籍する学生が2年次に進級するためには、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 進級判定時点において、1年次の在学期間が1年以上となることが確実と認められる者であること。
- (2) 進級判定時点における通算GPAが1.20以上であること。
- (3) 進級判定時点における修得単位数が31単位以上であること。

2 前項第2号及び第3号の要件を満たさない者であつて、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、当該学生の進級を認めることができる。

(長期履修を許可された者の進級要件)

第4条の2 長崎女子短期大学長期履修規程第9条の規定により長期履修を許可された者については、前条第1項第3号の規定にかかわらず、当該学生が提出した長期履修計画書において入学年度に履修する授業科目の総単位数の9割以上を修得している場合は、同号の要件を満たしたものとみなす。

(履修方法)

第5条 授業科目の履修方法は、学則別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(他学科の授業科目の履修)

第5条の2 学生は、第11条第1項に規定する1年間に履修登録することができる単位数の上限を超えず、かつ、次項に定める上限単位数を超えない範囲内で他学科（生活創造学科にあっては、他コースを含む。）の授業科目（以下「他学科開設科目」という。）を履修することができる。

2 前項の規定による他学科開設科目の履修は、教養科目及び専門教育科目を合わせて10単位を上限とする。

3 次の各号の一に該当する授業科目は、第1項の規定による履修を認めない。

- (1) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第2条第1項の表第5欄に掲げる科目に対応して本学が開設する授業科目
- (2) 児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）別表第1による教科目の欄に掲げる保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ及び保育実践演習に対応して本学が開設する授業科目及び告示別表第2に掲げる系列のうち、保育実習に対応して本学が開設する授業科目
- (3) 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）別表第1備考第3号に規定する校外実習に対応して本学が開設する授業科目
- (4) 他学科開設科目を履修しようとする学生が所属する学科・コースが開設する授業科目と同一名称の授業科目
- (5) 1年次在学学生にあっては、2年次に配当されている専門教育科目
- (6) その他学科・コースが定める授業科目

4 学生は、他学科開設科目を履修しようとするときは、あらかじめ別記様式第1号によりその旨を当該授業科目の担当者に願い出て、許可を受けなければならない。

5 履修の許可を受けた授業科目の修得単位は、卒業要件単位に加算する。

(免許及び資格の取得)

第6条 幼児教育学科に在籍する者であって、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び免許法施行規則の規定に基づき、教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、長崎女子短期大学教育職員免許状取得に関する履修細則に定める単位を修得しなければならない。

第7条 幼児教育学科に在籍する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定に基づき、保育士資格を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、長崎女子短期大学保育士資格取得に関する履修細則に定める単位を修得しなければならない。

第8条 生活創造学科栄養士コースに在籍する者であって、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び施行規則の規定に基づき、栄養士免許を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、長崎女子短期大学栄養士免許取得に関する履修細則に定める単位を修得しなければならない。

(履修登録)

第9条 単位を修得するためには、第2条の規定による区分に従い、当該年度の各学期に履修しようとする全ての授業科目について履修登録を行わなければならない。

2 履修登録期間は、各学期の始業日から起算して学則第9条に規定する休業日を除く10日間とする。

3 授業の初回の開講日が前項に規定する履修登録期間の最終日の翌日以降となる授業科目は、前項の規定にかかわらず、履修登録を行うことができる。

4 前項の規定による履修登録の期間は、当該授業科目の授業の初回の開講日から起算して学則第9条に規定する休業日を除く10日間とする。

(履修登録の取消し)

第10条 履修科目は、次項に定める期間内に、所定の手続により履修登録を取り消すことができる。

2 履修登録の取消し期間は、授業時数の3分の1を超えない範囲内の期間とする。

3 前条に定める履修登録期間中に授業時数の3分の1を超えて授業が開講される授業科目については、前項の規定にかかわらず、前条に規定する履修登録期間中に履修を取り消すことができる。

(履修登録単位数の上限)

第11条 学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、次の表の定めるところによる。

学科	1年間に履修登録することができる単位数の上限
生活創造学科 (栄養士コース)	48単位
(地域未来創生コース)	45単位
幼児教育学科	50単位

2 次の各号に掲げる授業科目の単位数は、前項の規定にかかわらず、その上限に含まないものとする。

(1) 学外実習科目、集中講義科目、フィールドワーク科目、インターンシップ科目及び卒業単位に含まない科目

(2) 学則第27条から第28条の2まで及び第30条の規定により単位認定された科目

3 複数学期にまたがる授業科目の登録単位数は、前学期に算入する。

(履修登録単位数の上限の特例)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで授業科目を履修登録することができる。

(1) 生活創造学科地域未来創生コースの学生であって、1年次に前条第1項に規定する単位数を履修登録しその全ての授業科目の単位を修得している場合で、通算GPAが3.50以上であるときは、次年度において、50単位を上限として授業科目を履修することができる。

(2) 幼児教育学科の学生であって、1年次に前条第1項に規定する単位数を履修登録しその全ての授業科目の単位を修得している場合で、通算GPAが3.20以上であるときは、次年度において、60単位を上限として授業科目を履修することができる。

(免許及び資格取得に必要な授業科目の履修の制限)

第13条 教育職員免許状、栄養士免許及び保育士資格（以下「免許及び資格」という。）を取得しようとする者であって、1年次の通算GPAが1.20未満の者は、原則として、免許及び資格取得に必要な授業科目及びこれに関連する授業科目の履修を制限する。

2 前項に規定する履修の制限に関して必要な事項は、別に定める。

(継続履修制度)

第14条 休学開始年度に履修していた教養科目のうち、複数学期にまたがって開講される授業科目は、

復学年度に引き続き履修することができる。

2 復学年度に未開講又は廃止とされている授業科目は、前項の規定にかかわらず、履修することができない。

3 前項の規定により履修することができなかった授業科目は、履修登録が取り消される。

(授業科目の再履修)

第14条の2 単位を修得できなかった授業科目は、再履修することができる。

2 学生は、前項の規定により授業科目を再履修する場合は、あらかじめ別記様式第2号によりその旨を教務課及び再履修する授業科目の担当者に届け出なければならない。

(既修得科目の再履修)

第14条の3 既に単位を修得した授業科目（以下「既修得科目」という。）については、原則として再履修を認めない。ただし、原級留置となった学生については、既修得科目の再履修を認めることができる。

2 前項ただし書の規定による既修得科目の再履修（以下「既修得科目の再履修」という。）の対象となる授業科目は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 当該既修得科目の成績評価がCであること。

(2) 当該年度において、原則として同一内容の授業として開講されている科目であること。

3 既修得科目の再履修として履修登録できる単位数は、1年間につき10単位を上限とする。

4 既修得科目の再履修は、在学期間中1回に限り認めるものとする。

5 再履修を希望する既修得科目の履修登録については、第9条の定めるところによる。

6 再履修した既修得科目の成績評価については、当該年度のシラバスの評価基準に基づき行う。

7 既修得科目の再履修によって修得した成績評価は、原則として、既に修得した単位及び成績評価を失効させるものではない。ただし、既修得科目の再履修により修得した成績評価が、既に修得した当該授業科目の成績評価を上回った場合は、当該成績評価をもって、既に修得した成績評価に代えるものとする。

8 前項ただし書の規定により成績評価が代えられた授業科目については、当該成績評価に基づき、GPAを算出するものとする。

(成績評価及び単位の授与)

第15条 履修科目の成績評価及び学則第25条に定める単位の授与は、当該授業科目の担当者が行う。

2 履修科目の成績評価は、試験及びその他の方法により行う。

3 成績の評価は、評点により行い、100点を最高評点とする。結果は、S、A、B、C、F及びWの評語をもって表す。

4 成績評価の基準等については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	90点～100点	S	授業科目において設定された到達目標を極めて高い水準で達成した
	80点～89点	A	授業科目において設定された到達目標を高い水準で達成した
	70点～79点	B	授業科目において設定された到達目標をおおむね達成した
	60点～69点	C	授業科目において設定された到達目標を最低限達成した
不合格	59点以下	F	授業科目において設定された到達目標を達成していない
	脱落	W	放棄又は未受験等により授業科目において設定された到達目標の達成度を評価できなかった

5 学則第27条から第28条の2まで及び第30条の規定により単位認定された授業科目の成績評価は、前項の規定にかかわらず、「認定」とし、評語「N」をもって表す。

6 F及びWには、当該授業科目の単位を与えない。

7 成績通知表及び成績証明書には、原則として、第4項及び第5項に定める評語を記載する。

8 1の授業科目について、授業時数の3分の2以上の出席がない者については、当該授業科目の単位を与えない。

(授業料未納により除籍された者の単位の取扱い)

第15条の2 学則第22条第3号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る開講科目の単位を与えない。

(GPA)

第16条 前条第4項及び第5項に定める成績評価のほか、当該評価に対し次の表の定めるところによりグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与する。付与したGPの平均値によるGPAを算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

成績評価	評語	GP
90点～100点	S	4
80点～89点	A	3
70点～79点	B	2
60点～69点	C	1
59点以下	F	0
脱落	W	

2 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標とする「学期GPA」及び在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標とする「通算GPA」に区分する。

3 第2項の規定により区分されるGPAは、それぞれ次の式により計算するものとし、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを表示させるものとする。

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期の履修登録科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}}{\text{当該学期の履修登録単位総数}}$$

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{入学時から当該学期までの履修登録科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}}{\text{入学時から当該学期までの履修登録単位総数}}$$

4 次の各号に掲げる授業科目は、GPA算出の対象外とする。

- (1) 学則第27条から第28条の2まで及び第30条の規定により単位認定された科目
- (2) 卒業単位に含まない科目
- (3) 履修取消しを行った科目

5 複数学期にまたがって開講される授業科目のGPAは、後学期に算入する。

6 再履修した授業科目のGPAは、再履修して修得した成績評価により計算する。

7 成績通知表には、学期GPA及び通算GPAを記載し、成績証明書には、通算GPAを記載する。

(学修指導)

第17条 学期GPAが1.20未満の者には、チューターが学修指導を行う。

2 学期GPAが1.20未満の者には、原則として、当該学生の連帯保証人に通知し、希望があれば、学科長又はコース長及びチューターが面談を行う。

(開講基準)

第18条 履修者が5名以下の授業科目は、開講を取り消すことがある。

2 前項の規定により開講が取り消された授業科目は、履修登録が取り消される。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 単位認定規程は、これを廃止する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前の入学生については、第2条中「教養科目」とあるのを「基礎科目」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第5条の2の規定は、令和6年度入学者から適用する。

附 則（令和7年4月1日）

1 この規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 令和7年度以後に在籍する令和6年度以前の生活創造学科ビジネス・医療秘書コース入学者については、第11条第1項の表中「地域未来創生コース」とあるのは「ビジネス・医療秘書コース」と、「45単位」とあるのは「50単位」と、第12条第1号中「生活創造学科地域未来創生コース」とあるのは「生活創造学科ビジネス・医療秘書コース」と、「50単位」とあるのは「60単位」と読み替えるものとする。
- 附 則（令和8年4月1日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

※この規程は、学生向け周知を目的として、様式を省略して掲載しています。

## 長崎女子短期大学教育職員免許状取得に関する履修細則

（趣 旨）

第1条 この細則は、長崎女子短期大学学則第33条第2項並びに長崎女子短期大学履修規程第6条及び第13条の規定に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における教育職員免許状（以下「免許状」という。）の取得に関し必要な事項を定めるものとする。

（免許状の種類）

第2条 本学において取得することができる免許状の種類は、次の表の定めるところによる。

学科	免許状の種類
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状

（基礎資格）

第3条 幼稚園教諭二種免許状の授与を受けるためには、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学士の学位を有し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）に定める所要の単位を修得しなければならない。

（履修科目及び単位数）

第4条 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第1及び別表第2に定める単位を修得しなければならない。

（教育実習に係る授業科目の履修の制限）

第5条 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者であって、入学時から施行規則第2条第1項の表第5欄に掲げる科目に対応して本学が開設する授業科目の履修開始までの通算GPAが1.20未満の者は、原則として、当該授業科目を履修することができない。

（改 廃）

第6条 この細則の改廃は、教職課程委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日）

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日）

1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年度以後に在籍する令和7年度以前の入学者に対する細則の適用については、第5条の規定を除き、なお従前の例による。

別表第1 施行規則第66条の6の規定により定める授業科目及び単位数

施行規則に定める科目	最低修得単位数	本学開設科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	体育講義	1
		体育実技	1
外国語コミュニケーション	2	英語A	1
		英語B	1
情報機器の操作	2	情報科学	2
合計	8	合計	8

別表第2 施行規則第2条第1項の表により定める授業科目及び単位数

施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	本学開設科目	単位数		
				必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	12	健康	子どもと健康	1	
			人間関係	子どもと人間関係	1	
			環境	子どもと環境	1	
			言葉	子どもと言葉	1	
			表現	子どもと音楽表現	1	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		子どもと造形表現（基礎）	1		
			保育内容総論	2		
			領域「健康」の指導法Ⅰ	1		
			領域「人間関係」の指導法Ⅰ	1		
			領域「環境」の指導法Ⅰ	1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	6	領域「言葉」の指導法Ⅰ	1		
			領域「表現」の指導法Ⅰ	1		
			教育原理（教育史を含む）	2		
	保育者論		2			
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）						
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			発達心理学Ⅰ	1		

施行規則に定める科目区分等		最低 修得単位	本学開設科目	単位数	
				必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	6	特別な教育的ニーズの理解とその支援 I	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論 I	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	保育方法論 保育とICT活用	1 1	
	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談 (幼児のカウンセリング理論を含む)	2	
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導 教育実習 I 教育実習 II	1 2 2	
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習	2	
大学が独自に設定する科目		2	最低修得単位を超えて履修した領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教育の基礎的理解に関する科目		
合計		31	合計	31	
備考 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、最低修得単位を超えて修得した領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教育の基礎的理解に関する科目について合わせて2単位以上を修得するものとする。					

## 長崎女子短期大学保育士資格取得に関する履修細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、長崎女子短期大学学則（以下「学則」という。）第33条第4項並びに長崎女子短期大学履修規程第7条及び第13条の規定に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における保育士資格の取得に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格取得要件)

第2条 本学において保育士資格を取得しようとする者は、学則第31条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法施行規則第6条の2の3第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）の規定に基づき、卒業要件を満たし、かつ、別表第1から別表第3までに定める単位を修得しなければならない。

(保育実習に係る授業科目の履修の制限)

第3条 保育士資格を取得しようとする者であって、次の各号に掲げる授業科目の履修開始までの通算GPAが1.20未満の者は、原則として、当該各号に掲げる授業科目を履修することができない。

- (1) 告示別表第1の教科目の欄に掲げる「保育実践演習」に対応して本学が開設する授業科目
- (2) 告示別表第2第4号に規定する「保育実習」に対応して本学が開設する授業科目

(改 廃)

第4条 この細則の改廃は、教職課程委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行し、改正後の第2条の規定については、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日以後に在籍する令和6年度以前の入学者については、改正後の第2条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日）

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年度以後に在籍する令和7年度以前の入学者に対する細則の適用については、第2条及び第3条の規定を除き、なお従前の例による。

別表第1 告示第1条第3号により定める授業科目及び単位数

系 列	授業科目	授業形態	単位数	
			必 修	選 択
外国語に関する演習	英語A	演習	1	
	英語B	演習	1	
体育に関する講義	体育講義	講義	1	
体育に関する実技	体育実技	実技	1	
外国語、体育以外の科目	学則別表第1に掲げる授業科目	不問	4以上	
合 計			8以上	
備考				
(1) 外国語、体育以外の科目の単位の修得方法は、外国語に関する演習、体育に関する講義、体育に関する実技に対応して本学が開設する授業科目を除く学則別表第1に掲げる授業科目について4単位以上を修得するものとする。				
(2) 外国語、体育以外の科目については、6単位以上開設するものとする。				

別表第2 告示別表第1により定める授業科目及び単位数

系 列	授業科目	授業形態	単位数	
			必 修	選 択
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	
	教育原理（教育史を含む）	講義	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育者論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学Ⅰ	講義	1	
	発達心理学Ⅱ	講義	1	
	教育相談（幼児のカウンセリング理論を含む）	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	
保育の内容・方法に関する科目	カリキュラム論Ⅰ	講義	1	
	カリキュラム論Ⅱ	講義	1	
	保育内容総論	演習	2	
	領域「健康」の指導法Ⅰ	演習	1	
	領域「人間関係」の指導法Ⅰ	演習	1	
	領域「環境」の指導法Ⅰ	演習	1	
	領域「言葉」の指導法Ⅰ	演習	1	
	領域「表現」の指導法Ⅰ	演習	1	
	保育と音楽表現 a	演習	1	
	保育と音楽表現 b	演習	1	
	運動遊びの実践	演習	2	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	
	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅰ	演習	1	
	特別な教育的ニーズの理解とその支援Ⅱ	演習	1	
社会的養護Ⅱ	演習	1		
子育て支援	演習	1		
保育実習	保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	
	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	
	保育実習指導Ⅰ a	演習	1	
	保育実習指導Ⅰ b	演習	1	
総合演習	保育・教職実践演習	演習	2	
	合 計		52	

別表第3 告示別表第2により定める授業科目及び単位数

系 列	授業科目	授業形態	単位数	
			必 修	選 択
保育の本質・目的に関する科目	子どもと環境	講義	1	
保育の対象の理解に関する科目	子どもと人間関係	講義	1	
保育の内容・方法に関する科目	子どもと健康	講義	1	
	子どもと言葉	講義	1	
	子どもと音楽表現	演習	1	
	子どもと造形表現（基礎）	演習	1	
	子どもと造形表現（応用）	演習		1
	子どもの歌と伴奏法 a	演習		1
	子どもの歌と伴奏法 b	演習		1

系 列	授業科目	授業形態	単位数	
			必 修	選 択
保育の内容・方法に関する科目	領域「健康」の指導法Ⅱ	演習		1
	領域「人間関係」の指導法Ⅱ	演習		1
	領域「環境」の指導法Ⅱ	演習		1
	領域「言葉」の指導法Ⅱ	演習		1
	領域「表現」の指導法Ⅱ	演習		1
	子どもの絵と製作Ⅰ	演習		1
	子どもの絵と製作Ⅱ	演習		2
	造形原理	演習		1
	保育とICT活用	講義		1
	保育方法論	講義		1
	保育実習	保育実習Ⅱ	実習	
保育実習Ⅲ		実習		2
保育実習指導Ⅱ		演習		1
保育実習指導Ⅲ		演習		1
合 計			6	20
備考				
(1) 保育実習の単位の修得方法は、「保育実習Ⅱ」(2単位)及び「保育実習Ⅲ」(2単位)から2単位以上を、「保育実習指導Ⅱ」(1単位)及び「保育実習指導Ⅲ」(1単位)から1単位以上を修得するものとする。				
(2) 「保育実習Ⅱ」(2単位)を履修するためには、「保育実習指導Ⅱ」(1単位)を履修しなければならない。				
(3) 「保育実習Ⅲ」(2単位)を履修するためには、「保育実習指導Ⅲ」(1単位)を履修しなければならない。				

## 長崎女子短期大学栄養士免許取得に関する履修細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、長崎女子短期大学学則（以下第2条において「学則」という。）第33条第3項並びに長崎女子短期大学履修規程第8条及び第13条の規定に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における栄養士免許の取得に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許取得要件)

第2条 本学において栄養士免許を取得しようとする者は、学則第31条及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号。以下「施行規則」という。）第9条第1号の規定に基づき、卒業要件を満たし、かつ、別表に定める単位を修得しなければならない。

(学外実習に係る授業科目の履修の制限)

第3条 栄養士免許を取得しようとする者であって、次の各号に掲げる授業科目の履修開始までの通算GPAが1.20未満の者は、原則として、当該各号に掲げる授業科目を履修することができない。

- (1) 施行規則別表第1備考第3号に規定する「校外実習」に対応して本学が開設する授業科目
- (2) 学外実習総合演習
- (3) 栄養士スキルアップ特講Ⅰ及び栄養士スキルアップ特講Ⅱ

(改 廃)

第4条 この細則の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年度に在籍する令和7年度以前の入学者に対する細則の適用については、第3条の規定を除き、なお従前の例による。この場合において、同条第3号中「栄養士スキルアップ特講Ⅰ及び栄養士スキルアップ特講Ⅱ」とあるのは、「栄養士スキルアップ特講」と読み替えるものとする。

別表 施行規則第9条第1号により定める授業科目及び単位数

教育内容	授業科目名	授業形態	単位数	
			必修	選択
社会生活と健康	公衆衛生学	講義	2	
	社会福祉概論	講義	2	
人体の構造と機能	解剖生理学	講義	2	
	解剖生理学実習	実習	1	
	生化学Ⅰ	講義	2	
	生化学Ⅱ	講義	2	
	生化学実験	実験	1	
	運動生理学	講義	1	
	病理学	講義	1	
	食品と衛生	食品学Ⅰ（食品成分の科学）	講義	2
	食品学基礎実験	実験	1	
	食品学Ⅱ（食品の機能）	講義	2	
	食品衛生学	講義	2	
	食品衛生学実験	実験	1	
栄養と健康	栄養学Ⅰ（基礎栄養学）	講義	2	
	栄養学Ⅱ（ライフステージと栄養）	講義	2	
	応用栄養学実習	実習	1	
	臨床栄養学Ⅰ（病態の理論）	講義	2	
	臨床栄養学Ⅱ（食事療法の原理）	講義	2	
	臨床栄養学実習	実習	1	
栄養の指導	栄養指導論Ⅰ	講義	2	
	栄養指導論実習Ⅰ	実習	1	
	栄養指導論Ⅱ	講義	2	
	栄養指導論実習Ⅱ	実習	1	
	公衆栄養学	講義	2	
給食の運営	給食経営管理論	講義	2	
	給食経営管理論実習Ⅰ	実習	1	
	給食経営管理論実習Ⅱ	実習	1	
	学外実習総合演習	演習	1	
	学外実習Ⅰ	実習	1	
	学外実習Ⅱ	実習	1	
	調理学	講義	2	
	調理学実習Ⅰ（調理実験を含む）	実習	1	
	調理学実習Ⅱ	実習	1	
合 計			51	

## 長崎女子短期大学公欠に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における公欠に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規程において「公欠」とは、次条に規定する対象学生が、本学が認める一定の事由によりやむを得ず授業を欠課した場合、これを当該授業科目の単位授与に関わる欠課時数には計上しない取

扱いをいう。

(対象学生)

第3条 公欠制度の対象学生は、本学に在学する学生、科目等履修生、特別科目等履修学生のうち、授業科目の履修が認められている者とする。

(対象授業科目)

第4条 公欠が適用される授業科目は、原則として、本学が開設する全ての授業科目とする。

(適用事由等)

第5条 公欠が適用される事由、公欠として認められる期間の目安、公欠事由の証明書類及び届出時期は、別表のとおりとする。

(手続等)

第6条 学生が別表に規定する事由による公欠の適用を希望する場合は、公欠届(別記様式第1号)に、別表に定める公欠事由の証明書類等を添えて、教務課及び公欠の適用を希望する授業科目の担当者(以下「授業担当者」という。)に提出の上、確認を受けなければならない。

2 公欠事由が就職試験及び進学試験の場合にあっては、前項の手続に加えて、キャリア支援センターの確認を受けなければならない。

3 前2項の規定による手続は、別表に定める届出時期の期間内に行わなければならない。

4 正当な理由なく届出期間を著しく遅れて提出された公欠届については、これを受理することができない。

(適用回数)

第7条 1の授業科目について、公欠扱いとすることができる授業時数は、公欠以外の欠課時数と合わせて当該授業科目の授業時数の2分の1を超えることができないものとする。

(学生への配慮義務等)

第8条 授業担当者は、公欠が適当であると認めた学生から求めがあった場合は、当該学生に対して、必要に応じて、公欠期間中の授業において使用した教材及び補足資料等を提供すること等により、履修上の不利益が生じないよう配慮するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業担当者は、必要に応じて、公欠を届け出た学生に対し、学修内容の補充措置として課題等を指示し、これの提出をもって当該学生の公欠を適用することができる。

3 第1項のほか、授業担当者は、定期試験実施日に公欠が適当であると認めた学生に対しては、追試験又は課題提出による評価等の配慮を行うものとする。

(適用除外等)

第9条 公欠の期間が長期間にわたることにより、当該授業科目の単位を修得することが困難であると授業担当者が判断した場合は、当該授業の公欠を適用しない場合がある。

2 前条第2項の規定による学修内容の補充措置としての課題等を指示されたにもかかわらず、これに応じない場合は、当該授業の公欠は適用しない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年10月13日から施行する。

2 この規程の施行の際この規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程の改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この規程は、令和6年9月13日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際この規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程の改正後の様式によるものとみなす。

別表（第5条関係）

公欠事由	公欠として認められる期間	公欠事由の証明書類等	届出時期
長崎女子短期大学における学校感染症罹患等学生に対する出席停止取扱要項第2条第1項及び第3条第1項の規定により出席停止となった場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準のとおり。	医療機関発行の診断書、治癒証明書（別記様式第5号を含む。）等当該感染症に罹患した事実又は感染のおそれがある事実が確認できる書類	公欠として認められる期間（以下「公欠期間」という。）が終了し、通学が可能となった日から起算して1週間以内
親族（配偶者及び2親等以内の親族に限る。）が死亡した場合	配偶者及び1親等（父母、子）の親族が死亡した場合	忌引届（別記様式第2号）及び会葬礼状等当該事実が確認できる書類	同上
	2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）の親族が死亡した場合		
裁判員制度による裁判員若しくは裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員若しくは補充員に選任された場合	授業担当者が必要と認めた期間	裁判所又は検察審査会事務局からの通知書その他事実が確認できる書類	事実が確認できる書類の到着後から公欠期間開始の日の前日まで
災害等（特別警報又は気象警報が発表された場合等）により現に居住している住居の被災又は住居等からの通学手段の遮断に伴い通学が著しく困難な場合（本学の所在地に災害等が発生し、休講となった場合を除く。）	同上	罹災証明書、公的機関等の証明書その他事実が確認できる書類	公欠事由が発生してから相当の期間内
学外施設等での実習（教育実習、保育実習、栄養士養成施設における校外実習及びインターンシップのことをいう。以下「学外実習」という。）	学外実習の実施期間（当該実習施設等の所在地が遠隔地の場合、当該学外実習期間の前後1日を含む。）	学外実習等証明書（別記様式第3号）	学外実習が終了し、通学を再開する日から起算して1週間以内
就職試験	当該就職試験の実施期間	就職・進学試験受験証明書（別記様式第4号）又は当該事実が確認できる書類	公欠期間が終了し、通学を再開する日から起算して1週間以内
進学試験	当該進学試験の実施期間	同上	同上
鉄道の遅延あるいは運転見合せに伴い通学が著しく困難である場合	授業担当者が必要と認めた期間	遅延証明書等当該事実が確認できる書類	同上
その他特別の事由により本学において承認する場合	本学が承認する期間	本学が必要と認める事実が確認できる書類	同上

## 備考

- 公欠事由は、この表に掲げる事由に限るものとする。
- 当該授業科目の欠課事由がこの表に掲げる事由であっても、当該公欠事由を証明する書類等を提

出ることができない場合、当該欠課に公欠を適用しない。

- (3) 公欠期間については、全て長崎女子短期大学学則（以下次号において「学則」という。）第9条に規定する休業日を含むものとする。
- (4) 届出時期については、全て学則第9条に規定する休業日を除くものとする。
- (4)の2 学外実習については、当該学外実習の依頼等に伴う当該実習施設等の訪問（当該学外実習の課題等の提出等に伴う訪問は除く。）を含むものとする。
- (5) その他特別の事由については、教務委員会による審議の上、公欠の適用の可否を判断するものとする。

※この規程は、学生向け周知を目的として、様式を省略して掲載しています。

## 長崎女子短期大学試験に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、長崎女子短期大学学則（以下「学則」という。）第25条第2項の規定に基づき、長崎女子短期大学における試験（次条に規定する各種試験の総称をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（試験の種類）

第2条 試験は、次の表の左欄にこれを種別する。

試験の種類別	定義
定期試験	授業科目の授業の終了に応じて、原則として、各学期の所定の期間に行う試験
追試験	受験資格を有する者が、やむを得ない事由により定期試験を受けられなかった場合に、願い出により行う試験
再試験	定期試験及び追試験で不合格になった科目について、願い出により行う試験
臨時試験	授業科目担当者が、必要に応じて随時に行う試験

（受験資格）

第3条 学生は、長崎女子短期大学履修規程第9条の規定に従って履修登録を行い、各授業科目担当者から履修の承認を受けた授業科目について受験することができる。ただし、次の各号の一に該当する者には、受験資格を認めない。

- (1) 授業科目担当者から履修の承認を受けていない者
- (2) 欠課時数が授業時数の3分の1を超える者
- (3) 当該学期の授業料を納付していない者
- (4) その他教授会において、受験資格喪失を決議された者

2 前項第2号に該当する者について、やむを得ない事由による欠課と学長が認め、当該授業科目担当者が不足時数を補講する場合には、受験資格を認めることができる。

（定期試験の実施時期）

第4条 定期試験は、各年度の学期末ごとに実施することを原則とする。

（定期試験に関する通知）

第5条 定期試験の科目、期日、時間割及びその他必要な事項については、試験実施の1週間前までに通知する。

（試験場への入室制限）

第6条 次の各号の一に該当する者は、試験場に入室することができない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を所持しない者
- (3) 定刻から20分を超えて遅刻した者
- (4) 一旦試験場から退室した者

(試験時間)

第7条 試験は、原則として50分間で行い、遅刻者に対しての時間の延長は認めない。

(試験場の途中退室等)

第8条 受験者は、試験開始後30分を経過しなければ、試験場から退室することはできない。ただし、やむを得ない事由により試験監督者の許可を得た場合にはこの限りではないが、再度の入室は原則として認められない。

(答案の提出義務)

第9条 受験者は、試験監督者の指示に従い、必ず答案用紙を提出しなければならない。

(追試験)

第10条 長崎女子短期大学公欠に関する規程に規定する公欠事由（以下「公欠事由」という。）により定期試験を受験できなかった者は、1回に限り追試験を受けることができる。

2 公欠事由により定期試験を受験できなかった者は、速やかにその旨を教務課に届け出なければならない。

3 受験者の責めに帰すべき事由により定期試験を受験できなかった場合は、原則として、追試験の受験資格は認められない。

4 公欠事由以外の事由により定期試験を受験できなかった者であって、当該受験科目の担当者が当該事由をやむを得ないものと認める場合に限り、追試験の受験資格を認めることができる。

(追試験の受験手続)

第11条 追試験を受けようとする者は、速やかに所定の追試験願に必要事項を記入し、公欠届及びその他必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

2 前条第4項の規定により追試験の受験資格を認められた者は、第18条に規定する受験料を会計課に納付しなければならない。

(追試験に関する通知)

第12条 追試験の科目、期日、時間割及びその他必要事項は、学務システムで通知する。

(追試験の実施に係る規定の準用)

第13条 追試験の実施については、第6条から第9条までの規定を準用する。ただし、第11条第2項の規定により受験料を納付した者は、受験料納付の証明書を併せて机上に提示しなければならない。

(再試験)

第14条 定期試験及び追試験において不合格となった者は、再試験を受けることができる。

(再試験の受験手続)

第15条 再試験を受けようとする者は、不合格発表後速やかに所定の再試験願に必要事項を記入し、第18条に規定する受験料を会計課に納付しなければならない。

(再試験に関する通知)

第16条 再試験の科目、期日、時間割及びその他必要事項は、その都度学務システムで通知する。

(再試験の実施に係る規定の準用)

第17条 再試験の実施については、第6条から第9条までの規定を準用する。ただし、受験者は、再試験料納付の証明書を併せて机上に提示しなければならない。

(再試験に代わる課題等による成績評価の場合の手続)

第17条の2 定期試験及び追試験において不合格となった者であって、当該受験科目の担当者から再試験に代わる課題等の提出を求められた者は、第15条に規定する受験手続を行わなければならない。

(追試験及び再試験の受験料)

第18条 追試験及び再試験の受験料は、次の表の定めるところによる。

試験の種別	受験料
追試験	原則として無料。第10条第4項の規定により受験資格が認められた者は、1科目につき1,000円
再試験	1科目につき1,000円

(定期試験の成績評価)

第19条 定期試験の成績評価は、評点により行い、100点を最高評点とする。評点は、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

(追試験の成績評価)

第20条 追試験の成績評価は、100点を最高評点とする。ただし、第10条第4項の規定により受験資格が認められた者の追試験の成績評価は、80点を最高評点とする。

(再試験の成績評価)

第21条 再試験の成績評価は、60点を最高評点とする。

(試験場における遵守事項)

第22条 受験者は、公正な態度で受験し、いささかも他者から疑問をもたれるような行為のないように努めるとともに、試験場では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 受験者は、指定された教室及び座席で受験しなければならない。
- (2) 受験者は、学生証を机上に提示しなければならない。万一、学生証不携帯の場合は、学生課発行の仮学生証を提示しなければならない。
- (3) 受験者は、持込み使用を許可されていない物を机上に置くことはできない。
- (4) 受験者は、試験場内で私語をしてはならない。
- (5) 受験者は、たとえ持込み使用を許可されている物であっても、受験者間での物品の貸借をしてはならない。
- (6) 受験者は、試験開始後退場まで試験監督者の許可なく席を離れてはならない。

(遵守事項違反者に対する退場命令)

第23条 試験監督者は、前条の規定に反した者に対し、退場を命ずることができる。

(不正行為者に対する処分)

第24条 試験中に不正行為をした者は、その科目の得点を無効とし、それ以外の処分については、学則第49条の規定に基づき、教授会で決定する。

(再履修)

第25条 第3条の規定により、受験資格を認められなかった者及び再試験において不合格になった者は、当該授業科目について次年度以降に再履修することを原則とする。ただし、再履修を考慮しての正規の時間割の変更は原則として行わない。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 長崎女子短期大学長期履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長崎女子短期大学学則（以下「学則」という。）第29条に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）における長期履修（学則第6条第1項に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号の一に該当する者で修業年限での修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（雇用形態を問わず、当該収入を生計維持の収入とする者）

- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
  - (3) その他相当の事由があると認められる者
- (長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間（以下「履修期間」という。）は、学則第6条第1項に規定する修業年限の2倍を超えない範囲内において、1年を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条第2項の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第20条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、入学手続時から入学年度の4月の第2週の末日までの間に、長期履修申請書（様式第1号）、長期履修計画書（様式第2号）及び本学が必要と認める書類により学長に申請しなければならない。

2 在学途中から長期履修を希望する者は、1年次の1月末までに、前項に規定する書類により学長に申請しなければならない。ただし、2年次に在学する者は、長期履修を申請することができない。

(履修期間の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者が、当該履修期間の短縮又は延長（以下「履修期間の変更」という。）を希望する場合は、希望する卒業年度の前年度の1月末までに、長期履修期間変更申請書（様式第3号）及び長期履修計画書（様式第2号）により学長に申請しなければならない。

2 前項の規定による履修期間の変更は、1回限りとする。

(長期履修の取りやめ)

第8条 長期履修を認められた者は、就業環境等の変動又はやむを得ない事情があると認められる場合、長期履修取りやめ申請書（様式第4号）により学長に申請することができる。

2 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修を申請することができない。

(許可)

第9条 第6条から第8条第1項までの申請に基づく許可は、教授会の議を経て学長が行い、当該者に許可書（様式第5号から様式第7号まで）を交付するものとする。

(授業料等の徴収)

第10条 長期履修を認められた者の入学金、授業料及び教育運営費の徴収については、原則として、学則第35条及び第36条の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情により当該規定による納付が困難な者は、願い出により、学則第35条に規定する授業料及び教育運営費（以下「授業料等」という。）に限り、当該者が入学から卒業までに通常納付すべき授業料等の総額を、在学する年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を年額として、これを前期及び後期の2期に分けて各学期に納付することができるものとする。

2 前項ただし書の規定による授業料等の納付が認められた者であって、第7条第1項の規定により履修期間の短縮を認められた者は、当該者が入学から卒業までに通常納付すべき授業料等の総額から当該短縮を認められたときまでに当該者が納付した授業料等の総額を控除した額を年額として、これを前期及び後期の2期に分けて各学期に納付するものとする。

3 第1項ただし書の規定による授業料等の納付が認められた者であって、第8条第1項の規定により長期履修の取りやめを認められた者は、当該者が入学から卒業までに通常納付すべき授業料等の総額から当該取りやめを認められたときまでに当該者が納付した授業料等の総額を控除した額を、当該学期以降に在学する年数（前期及び後期は、それぞれ2分の1年とする）で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を各学期に納付するものとする。

4 在学途中から長期履修への変更を認められた者の授業料等の年額は、当該者が長期履修をしなかったものとした場合に入学から卒業までに通常納付すべき授業料等の総額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料等の総額を控除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を当該年度以降に在学する年数で除した額とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



教育システム総覧  
教職員名簿  
学内配置図



※このページ以下に掲載する「教育システム総覧」は、令和8年度入学者が対象となります。

## 令和8年度 長崎女子短期大学 教育システム総覧【全学科・コース共通】

### 建学の精神

「鶴九阜に鳴きて声天に聞ゆゆ。」  
これは、中国の古典「詩経」の小雅・鶴鳴篇の中の一節で、本学園の建学の精神である。鶴は、人に知られない山奥の沢辺で鳴いても、その声は速くまで運ぶという意味であり、この詩句には深い人間の意味が込められている。  
社会の中で人に知られなくても、地味だが現実的に根ざして誠実に生き、学びつづけている人は、深い谷間で鳴く鶴の音が、やがて天の高みまで響くように、必ず人々から高く評価されるようになることである。  
本学園では、深い誠実な生き方を示す「至誠」を基本として、人間教育を大切に、「品性」を涵養する学園を創造しつづけている。

### 教育理念

明治29年の創立以来、輝く女子教育の伝統と歴史の上にたち、建学の精神に基づいて、深い学理の探求と優れた技術の練磨とによって、社会の平和と幸福の増進に専心し、自立性をもつ現代女性の育成を使命とする。

### 教育目標（学訓）

「**尽心・創造・実践**」  
これは、建学の精神と教育理念に基づいて生まれたものである。即ち、常に至誠の心をもって事に当たり、「もの・こと」の本質を見つめつけ、古き慣習にとらわれず、より良きもの、より高きものを創ることに努め、かつこれを単なる理念にとどめることなく実践することを意味する。

### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育目標（学訓）と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学期に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者に卒業を認定する。これにより社会に貢献できる資質を身に付けた者に、短期大学士の学位を授与する。また、各学科・コースが定める所定の単位を修得した者に、所定の免許・資格を授与する。

【**良心**】  
新しい時代に求められる資質や能力を修得するために、高い向学心と誠意を持って、「**誠実な態度と人間力**」を身につける。

【**創造**】  
職場や社会で生じる問題を発見し解決するために、必要な資質や能力の修得に専心し、「**高度な知性と創造力**」を身につける。

【**実践**】  
修得した資質や能力を生かし、地域社会に貢献するために、他者との協力で尽力し、「**適切な行動と実践力**」を身につける。

### 学修成果の到達目標

建学の精神と教育理念を具現化するために、教育目標（学訓）に基づいて以下の項目を学修成果の到達目標とする。

【**良心**】  
★**態度・志向（心構え）**  
①「**学習意欲**」：勤勉さと真面目さがあり、目標達成に向けて粘り強く学ぼうとする意志を有している。  
②「**規律性**」：善悪や道理の基準となる考え方が明確で、良心と社会の規範やルールに従い、状況に応じて自らを律することができる。

【**創造**】  
★**知識・技能（専門的能力）**  
③「**知識**」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な知識を身につけている。  
④「**技能**」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な技能を身につけている。  
★**思考・判断（汎用的能力）**  
⑤「**情報活用能力**」：多様な情報を適切に収集・分析・判断し、情報および情報機器を効果的に活用することができる。  
⑥「**課題解決力**」：論理的思考と想像力により、課題に取り組み、新しい良いものを生み出すことができる。  
★**表現（汎用的能力）**  
⑦「**言語活用能力**」：言葉の基本的知識と文章構成力に基づき、日常生活の中で状況に応じて適切に活用できる。  
⑧「**コミュニケーション力**」：自分の意思や感情を的確に伝えるとともに、相手の考えや気持ちを理解することができる。

【**実践**】  
★**行動・応用（実践力）**  
⑨「**主体性**」：自分の意志や判断に基づき、方針や計画を立てて行動し、結果に対して責任を負うことができる。  
⑩「**協働性**」：共通の目標達成のため、他者と協力して課題に取り組み、自己の能力を引き出すことができる。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育目標（学訓）と学修成果の到達目標及び学位授与の方針を達成するために、次の項目を教育課程編成・実施の方針として教育を実施する。

授業運営と成績評価は、学期及び各授業科目のシラバスに従って実施する。各科目と学修成果との関連及び系統的な科目構成は、カリキュラム・マップ（リスト型、ツリー型）に示す。

【**良心**】  
多様な価値観や人生観を学び、自分の生き方を見つめ直す教育課程・教育プログラムを編成し、誠実な態度と人間力の修得を目指す。

【**創造**】  
汎用的能力と専門的能力を修得する基礎科目と専門科目の教育課程・教育プログラムを編成し、高度な知性と創造力の修得を目指す。

【**実践**】  
職場での専門的な業務や地域社会の人々に貢献するための教育課程・教育プログラムを編成し、適切な行動と実践力の修得を目指す。

### 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

学修成果の到達目標と学位授与の方針を達成するために、教育目標（学訓）に基づいて以下の項目を入学者受け入れの方針（評価項目、評価方法、評価割合）に定める。「募集要項」に定める。

【**良心**】  
誠実な態度と人間力を身につけるために、何事にも真面目で真剣に取り組む、他者を思いやる気持ちを持てること。

【**創造**】  
高度な知性と創造力を身につけるために、基礎学力と教養があり、真摯に学ぶ姿勢を継続することができる。

【**実践**】  
適切な行動と実践力を身につけるために、強い意志と行動力、責任感があり、社会に貢献する志を持った者。

本学では、特に次のような受験生の入学を期待している。

- ①高等学校までに修得すべき基礎学力を有し、本学進学後も意欲的に学業に取り組もうとする者。
- ②免許・資格等の取得に積極的に取り組む、卒業後は地域社会に貢献しようとする意欲のある者。
- ③部活動、資格取得、生徒会活動、ボランティア活動等に地道に努力した者。

なお、これらの活動等において、実績を上げた者については、本学独自の奨学金・減免制度の運営において評価の対象とする。

**教育目標（学訓）**

生活創造学科では、建学の精神と教育理念に基づき、常に向上心を持ち、現代社会における豊かな生活の創造に寄与する者の養成を教育目標とする。具体的には各コースが定める学修成果の目標達成を目指す。

**卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

生活創造学科の各コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者に、短期大学の学位を授与する。また、各コースが定める所定の単位を修得した者に、所定の資格を授与する。

**学修成果の到達目標**

建学の精神と生活創造学科の各コースの教育目標を具現化するために、各コースが定める項目を学修成果の到達目標とする。

**教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）**

生活創造学科の各コースの教育目標と学修成果の到達目標および学位授与の方針を達成するために、各コースが定める項目を教育課程の編成・実施の方針とする。

**入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）**

生活創造学科の各コースの教育目標と学修成果の到達目標および学位授与の方針を達成するために、各コースが定める項目を入学者受け入れの方針とする。

## 生活創造学科栄養士コース

### 教育目標 (学訓)

栄養士コースでは、建学の精神と教育理念に基づき、実社会で役立つ実践力を備えた栄養士及び食に関する専門家の養成を教育目標とする。そのために地域の食文化を基礎とした教育を実践する。具体的には栄養士コースが定める学修成果の目標達成を目指す。

### 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

栄養士コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学期に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者、これにより「食」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士 (栄養学) の学位を授与する。また、所定の単位を修得した者に栄養士の資格を授与する。

【良心】  
**★態度・志向 (心構え)**  
 ① 「学習意欲」: 勤勉さと真面目さがあり、目標達成に向けて粘り強く学ぼうとする意志を有している。  
 ② 「規律性」: 善悪や道理の基準となる考え方が明確で、良心と社会の規範やルールに従い、状況に応じて自らを律することができる。

【創造】  
**★知識・技能 (専門的能力)**  
 ③ 「知識」: 社会人として必要とされる基礎的・専門的な知識を身につけている。  
 ④ 「技能」: 社会人として必要とされる基礎的・専門的な技能を身につけている。  
**★思考・判断 (汎用的能力)**  
 ⑤ 「情報活用能力」: 多様な情報を適切に収集・分析・判断し、情報および情報機器を効果的に活用することができる。  
 ⑥ 「課題解決力」: 論理的思考と想像力により、課題の発見と解決に取り組み、新しくより良いものを生み出すことができる。  
**★表現 (汎用的能力)**  
 ⑦ 「言語活用能力」: 言葉の基本的知識と文章構成力を身につけ、日常生活の中で状況に応じて適切に活用することができる。  
 ⑧ 「コミュニケーション力」: 自分の意思や感情を的確に伝えるときにも、相手の考えや気持ちを理解することができる。

【実践】  
**★行動・応用 (実践力)**  
 ⑨ 「主体性」: 自分の意志や判断に基づき、方針や計画を立てて行動し、結果に対して責任を負うことができる。  
 ⑩ 「協働性」: 共通の目標達成のため、他の人と協力して課題に取り組み、自己の能力を引き出すことができる。

### 学修成果の到達目標

建学の精神と教育理念を具現化するために、教育目標 (学訓) に基づいて以下の項目を学修成果の到達目標とする。

【良心】  
**★態度・志向 (心構え)**  
 ① 「学習意欲」: 勤勉さと真面目さがあり、目標達成に向けて粘り強く学ぼうとする意志を有している。  
 ② 「規律性」: 善悪や道理の基準となる考え方が明確で、良心と社会の規範やルールに従い、状況に応じて自らを律することができる。

【創造】  
**★知識・技能 (専門的能力)**  
 ③ 「知識」: 社会人として必要とされる基礎的・専門的な知識を身につけている。  
 ④ 「技能」: 社会人として必要とされる基礎的・専門的な技能を身につけている。  
**★思考・判断 (汎用的能力)**  
 ⑤ 「情報活用能力」: 多様な情報を適切に収集・分析・判断し、情報および情報機器を効果的に活用することができる。  
 ⑥ 「課題解決力」: 論理的思考と想像力により、課題の発見と解決に取り組み、新しくより良いものを生み出すことができる。  
**★表現 (汎用的能力)**  
 ⑦ 「言語活用能力」: 言葉の基本的知識と文章構成力を身につけ、日常生活の中で状況に応じて適切に活用することができる。  
 ⑧ 「コミュニケーション力」: 自分の意思や感情を的確に伝えるときにも、相手の考えや気持ちを理解することができる。

【実践】  
**★行動・応用 (実践力)**  
 ⑨ 「主体性」: 自分の意志や判断に基づき、方針や計画を立てて行動し、結果に対して責任を負うことができる。  
 ⑩ 「協働性」: 共通の目標達成のため、他の人と協力して課題に取り組み、自己の能力を引き出すことができる。

### 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

教育目標 (学訓) と学修成果の到達目標及び学位授与の方針を達成するために、次の項目を教育課程編成・実施の方針として教育を実施する。  
 授業運営と成績評価は、学期及び授業科目のシラバスに従って実施する。各科目と学修成果との関連及び系統的な科目構成は、カリキュラム・マップ (リスト型、ツリー型) に示す。

1. 「専門基礎」: 長崎の食文化を学ぶ長崎食育学を含め、栄養士としての専門的な知識や技術を身につける上での基礎的な知識・技能に関する科目で編成・実施する。
2. 「人体生活と健康」: 公衆衛生、社会福祉など、社会や環境と健康との関係理解と、保健・医療・福祉・介護システムの概要に関する知識を涵養する科目で編成・実施する。
3. 「人体の構造と機能」: 解剖生理学、運動生理学、生化学、細胞生理学、病理学など、人体の構造と機能、栄養との関わりに関する知識と技術を涵養する科目で編成・実施する。
4. 「食品と衛生」: 食品と衛生に関する知識を涵養し、食品の衛生管理に関する実践能力を養成する科目で編成・実施する。
5. 「栄養と健康」: 栄養・食生活に関する基本的な知識と健康との関連について理解を深め、ライフステージ別や病態に応じた栄養管理の実践能力を養成する科目で編成・実施する。
6. 「栄養の指導」: 公衆栄養学を基礎に、栄養教育指導についての知識と指導技術を深め、ライフステージ別や病態に応じた栄養管理の実践能力を養成する科目で編成・実施する。
7. 「給食の運営」: 給食の経営管理に必要な知識と技術を身につけ、給食の運営に関する実践能力を養成する科目で編成・実施する。
8. 「ゼミナール」: 主体的・自立的に学びを深め、食を通じた社会貢献への実践力を高める科目として編成する。

### 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

学修成果の到達目標と学位授与の方針を達成するために、教育目標 (学訓) に基づいて以下の項目を入学受け入れの方針とする。入学者選抜の基本方針 (評価項目、評価割合) については、「募集要項」に定める。

【良心】  
 他者を思いやる気持ちを持ち、何事にも誠実に取り組む意欲のある者。

【創造】  
 食に関する興味関心と、栄養士免許取得の基礎となる基礎学力があり、真摯な態度で学ぶ心を持つ者。

【実践】  
 長崎の食文化を学び、伝承し、情報発信力を身につけて、社会貢献をたいと願う者。

本学では、特に次のような受験生の入学を期待している。  
 ①高等学校までに修得すべき基礎学力を有し、本学進学後も意欲的に学業に取り組もうとする者。  
 ②免許・資格等の取得に積極的に関わり、卒業後は地域社会に貢献しようとする意欲のある者。  
 ③部活動、資格取得、生徒会活動、ボランティア活動等に地道に努力した者。  
 なお、これらの活動等において、実績を上げた者については、本学独自の奨学金・減免制度の選考において評価の対象とする。

## 生活創造学科地域未来創生コース

### 教育目標 (学訓)

地域未来創生コースでは、建学の精神と教育理念に基づき、社会人として求められる教養やマナーを身につけて求められる教育課程の科目を履修し、学期に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより「ビジネス・地域創生」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士（生活創造学）の学位を授与する。

### 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

地域未来創生コースの教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学期に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者。これにより「ビジネス・地域創生」の分野で社会に貢献できる資質を身につけた者に、短期大学士（生活創造学）の学位を授与する。

【**尽心**】  
 新しい時代求められる資質や能力を修得するために、ホスピタリティマインドと人間性を持って、「**誠実な態度と人間力**」を身につける。

【**創造**】  
 ビジネスや観光・医療等の現場で生じる問題を発見し解決するために、資質や能力の修得に専念し、「**高度な知性と創造力**」を身につける。

【**実践**】  
 修得した資質や能力を生かし、地域社会に貢献するために、多様な人々と意思の疎通を図り協働できる「**適切な行動と実践力**」を身につける。

### 学修成果の到達目標

建学の精神と教育理念を具現化するために、教育目標（学訓）に基づいて以下の項目を学修成果の到達目標とする。

【**尽心**】  
 ★**態度・志向（心構え）**  
 ①「**学習意欲**」：勤勉さと真面目さがあり、目標達成に向けて粘り強く学ぼうとする意志を有している。  
 ②「**規律性**」：善悪や道理の規範となる考え方が明確で、良心と社会の規範やルールに従い、状況に応じて自らを律することができる。

【**創造**】  
 ★**知識・技能（専門的能力）**  
 ③「**知識**」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な知識を身につけている。  
 ④「**技能**」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な技能を身につけている。  
 ★**思考・判断（汎用的能力）**  
 ⑤「**情報活用能力**」：多様な情報を適切に収集・分析・判断し、情報及び情報機器を効果的に活用することができる。  
 ⑥「**課題解決力**」：論理的思考と想像力により、課題の発見と解決に取り組む、新しくより良いものを生み出すことができる。  
 ★**表現（汎用的能力）**  
 ⑦「**言語活用能力**」：言葉の基本的知識と文章構成力を身につけ、日常生活の中で状況に応じて適切に活用できる。  
 ⑧「**コミュニケーション力**」：自分の意思や感情を的確に伝えるとともに、相手の考えや気持ちを理解することができる。

【**実践**】  
 ★**行動・応用（実践力）**  
 ⑨「**主体性**」：自分の意志や判断に基づき、方針や計画を立てて行動し、結果に対して責任を負うことができる。  
 ⑩「**協働性**」：共通の目標達成のため、他の人と協力して課題に取り組み、自他の能力を引き出すことができる。

### 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

教育目標（学訓）と学修成果の到達目標及び学位授与の方針を達成するために、次の項目を教育課程編成・実施の方針として教育を実施する。各科目と学修成果との関連及び系統的な科目構成は、カリキュラム・マップ（リスト型、ツリー型）に示す。

1. 「コアカリキュラム」：ビジネスの現場で求められる総合的な能力の育成に関する科目で編成・実施する。
2. 「地域ビジネスデザインユニット」：地域社会の経済活性化や課題等を学ぶ科目で編成・実施する。
3. 「食・観光・ホスピタリティユニット」：食や観光、まちづくり等を学ぶ科目で編成・実施する。
4. 「健康・医療事務ユニット」：健康や医療事務等に関わる職場で必要な能力の育成に関する科目で編成・実施する。

### 入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

学修成果の到達目標と学位授与の方針を達成するために、教育目標（学訓）に基づいて以下の項目を入学者受け入れの方針とする。入学者選抜の基本方針（評価方法、評価項目、評価割合）については、「募集要項」に定める。

【**尽心**】  
 他者を思い遣る気持ちを持ち、ホスピタリティマインドを理解することができる者。

【**創造**】  
 基礎学力と素養があり、ビジネスや観光・医療等の分野を学ぶ姿勢を持ち続ける者。

【**実践**】  
 ビジネスや観光・医療等の現場で、人の役に立ちたいという強い気持ちを持った者。

本学では、特に次のような受験生の入学を期待している。

- ①高等学校までに修得すべき基礎学力を有し、本学進学後も意欲的に学業に取り組もうとする者。
- ②免許・資格等の取得に積極的に取り組み、卒業後は地域社会に貢献しようとする意欲のある者。
- ③部活動、資格取得、生徒会活動、ボランティア活動等に地道に努力した者。

なお、これらの活動等において、実績を上げた者については、本学独自の奨学金・減免制度の選考において評価の対象とする。

# 幼児教育学科

## 教育目標（学訓）

幼児教育学科では、建学の精神と教育理念に基づき、豊かな人間性と思いやりの心を持ち、社会の平和と幸福に寄与する自立した保育者の養成を教育目標とする。具体的には幼児教育学科が定める学修成果の目標達成を目指す。

### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

幼児教育学科の教育目標と学修成果の到達目標に基づいて開講されている教育課程の科目を履修し、学則に規定する成績評価の基準で卒業に必要な単位を修得した者、これにより「保育」の分野で社会に貢献できる資質を身に付けた者に、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。また、所定の単位を修得した者に幼稚園教諭二種の免許と保育士の資格を授与する。

**【良心】**  
 ①「学習意欲」：勤勉さと真面目さがあり、目標達成に向けて粘り強く学ぼうとする意志を有している。  
 ②「規律性」：善悪や道徳の基準となる考え方が明確で、良心と社会の規範やルールに従い、状況に応じて自らを律することができる。

**【創造】**  
 ③「知識」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な知識を身につけている。  
 ④「技能」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な技能を身につけている。  
 ⑤「情報活用能力」：多様な情報を適切に収集・分析・判断し、情報および情報機器を効果的に活用することができる。  
 ⑥「課題解決力」：論理的思考と想像力により、課題の発見と解決に取り組み、新しくより良いものを生み出すことができる。  
 ⑦「言語活用能力」：自分の意思や感情を的確に伝えるとともに、相手の考えや気持ちを理解することができる。  
 ⑧「コミュニケーション力」：言葉の基本的知識と文章構成力を身につけ、日常生活の中で状況に応じて適切に活用することができる。

**【創造】**  
 保育現場で生じる問題を発見し解決するために、資質や能力の修得に専念し「高度な知性と創造力」を身につける。

**【実践】**  
 修得した資質や能力を生かし、地域社会に貢献するために、他者との協力を尽力し、「適切な行動と実践力」を身につける。

### 学修成果の到達目標

建学の精神と教育理念を具現化するために、教育目標（学訓）に基づいて以下の項目を学修成果の到達目標とする。

**【良心】**  
 ①「学習意欲」：勤勉さと真面目さがあり、目標達成に向けて粘り強く学ぼうとする意志を有している。  
 ②「規律性」：善悪や道徳の基準となる考え方が明確で、良心と社会の規範やルールに従い、状況に応じて自らを律することができる。

**【創造】**  
 ③「知識・技能（専門的能力）」  
 ③「知識」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な知識を身につけている。  
 ④「技能」：社会人として必要とされる基礎的・専門的な技能を身につけている。  
 ⑤「情報活用能力」：多様な情報を適切に収集・分析・判断し、情報および情報機器を効果的に活用することができる。  
 ⑥「課題解決力」：論理的思考と想像力により、課題の発見と解決に取り組み、新しくより良いものを生み出すことができる。  
 ⑦「言語活用能力」：自分の意思や感情を的確に伝えるとともに、相手の考えや気持ちを理解することができる。  
 ⑧「コミュニケーション力」：言葉の基本的知識と文章構成力を身につけ、日常生活の中で状況に応じて適切に活用することができる。

**【実践】**  
 ⑨「主体性」：自分の意志や判断に基づき、方針や計画を立てて行動し、結果に対して責任を負うことができる。  
 ⑩「協働性」：共通の目標達成のため、他の人と協力して課題に取り組み、自己の能力を引き出すことができる。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育目標（学訓）と学修成果の到達目標及び学位授与の方針を達成するために、次の項目を教育課程編成・実施の方針として教育を実施する。  
 授業運営と成績評価は、学則及び各授業科目のシラバスに従って実施する。各科目と学修成果との関連性及び系統的な科目構成は、カリキュラム・マップ（リスト型、ツリー型）に示す。

- 「教科に関する科目」：保育の5領域を学ぶ上での基礎的素養を養成する科目で構成する。
- 「保育職の意義」：保育者の在り方、職業倫理を考ふる力を養う科目で構成する。
- 「保育の基礎理論」：教育・心理・福祉の基礎理論を学ぶとともに、自らの保育観を見つめ直す科目で構成する。
- 「教育・保育課程及び指導法」：子どもを理解に基づいた保育計画の立案・実践・自己評価を行う上での基礎力を養う科目で構成する。
- 「ゼミナール」：主体的・自立的に学びを深め、自らの保育実践に活用できる科目として構成する。
- 「学外実習」：真摯に子どもと関わる中で、保育者として求められる知識・技能を確認するとともに、多様な保育者との関わりの中で自らの保育観を見つめ直す科目として構成する。

### 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

学修成果の到達目標と学位授与の方針（学訓）に基づいて以下の項目を入学受け入れの方針（評価項目、評価割合）に定める。「募集要項」に定める。

**【良心】**  
 保育者として誠実な人間性と人間力を身につけるために、子どもや保護者を思いやりの心を持ち、協働にむけた努力を惜しまない者。

**【創造】**  
 保育者としての高度な専門性と創造力を身につけるための基礎学力と素養があり、保育について学ぶ姿勢を持ち続けることができる者。

**【実践】**  
 保育者として地域社会に貢献する実践力を身につける努力を惜しまない者。

本学では、特に次のような受験生の入学を期待している。  
 ①高等学校までに修得すべき基礎学力を有し、本学進学後も意欲的に授業に取り組もうとする者。  
 ②免許・資格等の取得に積極的に関わり、卒業後は地域社会に貢献しようとする意欲のある者。  
 ③部活動、資格取得、生徒会活動、ボランティア活動等に地道に努力した者。  
 なお、これらの活動等において、実績を上げた者については、本学独自の奨学金・減免制度の選考において評価の対象とする。

## 教 職 員 名 簿

役 職 名	氏 名
理 事 長・学 長	橋 本 剛
生 活 創 造 学 科 長 (兼) 学 務 課 長	古 賀 克 彦
地 域 未 来 創 生 コー ス 長	松 島 完
幼 児 教 育 学 科 長	本 村 弥 寿 子
学 生 部 長	濱 口 な ぎ さ
図 書 館 長	森 弘 行

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 授	森 弘 行	実 習 助 手	有 得 結	非 常 勤 講 師	高 柳 篤 江
〃	織 田 芳 人	〃	松 尾 知 華	〃	武 内 一 矢
〃	松 島 完	非 常 勤 講 師	秋 山 寛 治	〃	大 安 貴 佳 子
〃	中 澤 伸 元	〃	池 田 光 壱	〃	南 條 恵
〃	松 尾 公 則	〃	井 上 靖 久	〃	西 田 聖 子
〃	福 井 昭 史	〃	内 田 誠	〃	林 徹
准 教 授	濱 口 な ぎ さ	〃	江 頭 万 里 子	〃	馬 場 敦 子
〃	本 村 弥 寿 子	〃	太 田 久 美 子	〃	平 山 広 孝
〃	中 村 浩 美	〃	大 野 陽 子	〃	松 永 公 隆
〃	古 賀 克 彦	〃	大 町 福 美	〃	宮 崎 美 保
〃	野 田 章 子	〃	尾 崎 好 子	〃	宮 崎 洋 子
講 師	船 勢 肇	〃	甲 斐 亮	〃	村 川 千 佳
〃	桑 原 真 美	〃	北 山 千 代 子	〃	村 田 実 智 代
〃	三 原 ミ ヨ 子	〃	小 林 寿 人	〃	山 浦 直 子
〃	山 中 慶 子	〃	堺 蘭	〃	山 口 響
〃	小 槻 智 彩	〃	佐 々 木 大	〃	山 口 広 助
〃	富 工 由 貴	〃	七 條 和 子	〃	吉 井 学
〃	宮 崎 美 緒 子	〃	下 瀬 和 枝	〃	吉 田 高 文
助 教	太 田 智 子	〃	ジ ェ ム ス プ リ ガ ン ティ	〃	吉 田 智 子
〃	木 須 裕 也	〃	関 口 良 嗣	〃	米 倉 源 藏
実 習 助 手	石 橋 花 琳	〃	孫 承 言		

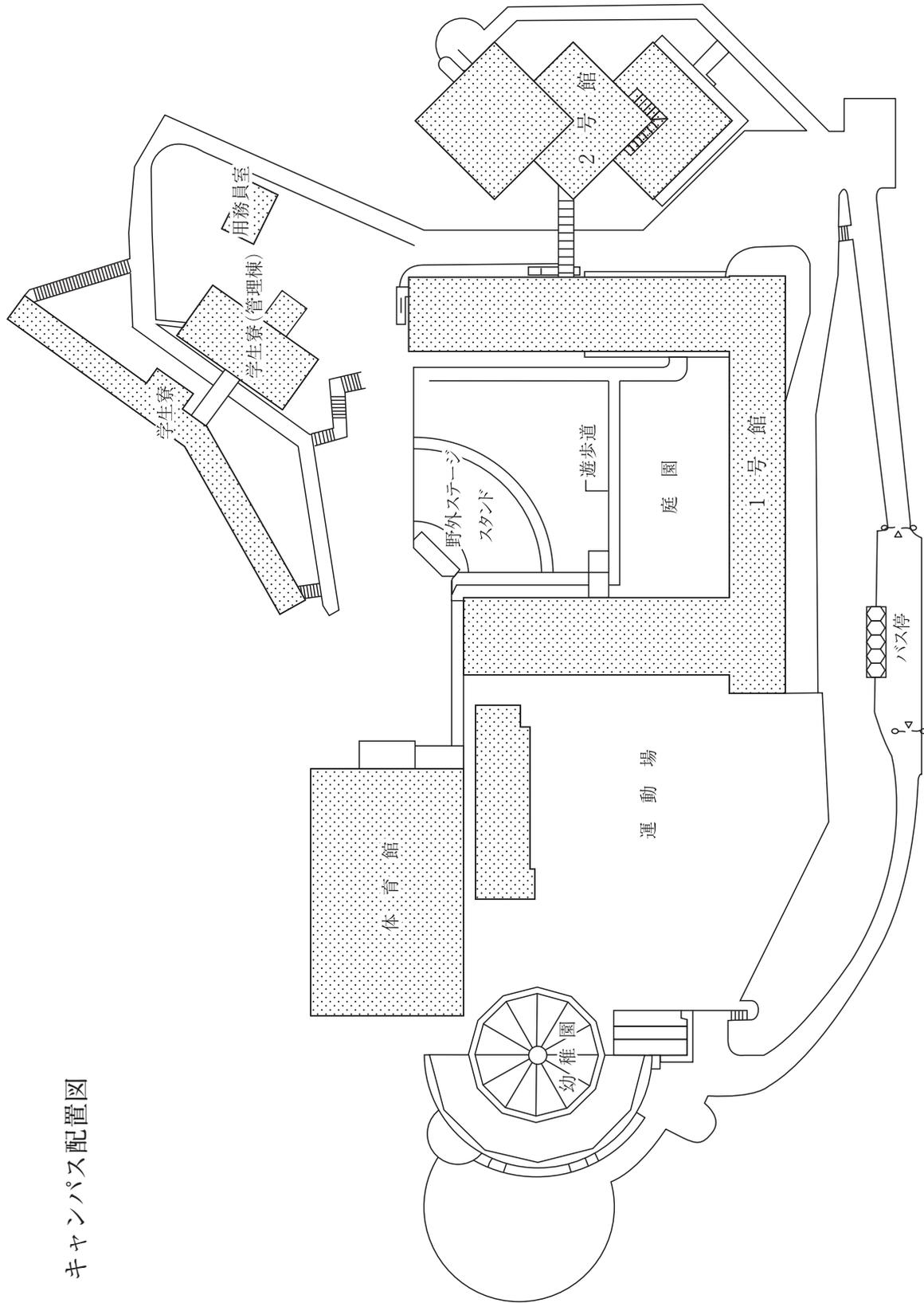
### 【事務局等】

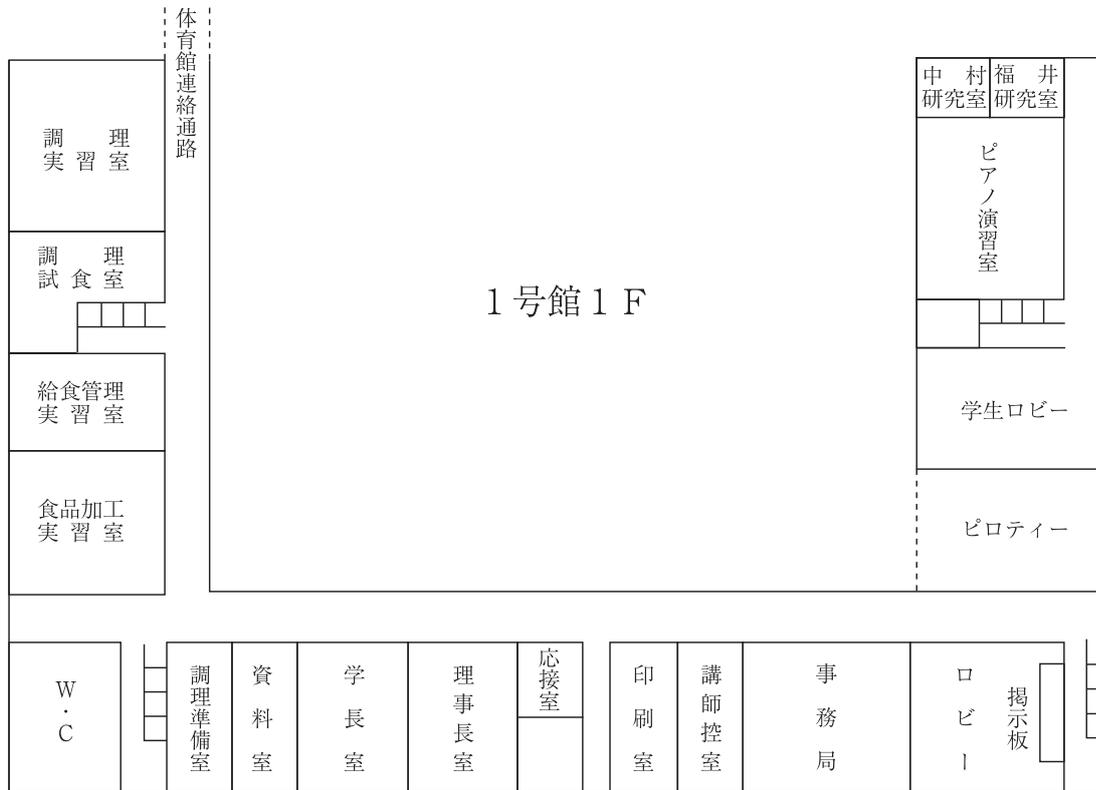
職 名	氏 名
事 務 局 長	宮 崎 伸 一 郎
キ ャ リ ア 支 援 セ ン タ ー 長	原 田 実 輝
自 己 点 検 評 価 室 長	玉 島 健 二
入 試 課 主 任 ・ 教 務 課	森 口 和 美
教 務 課 主 任	林 田 翔 太 郎
学 生 課	櫻 井 緑
〃	牧 島 愛 実
会 計 課	岩 目 後 南
入 試 課 ・ 庶 務 課	宮 野 詩 乃
情 報 管 理 セ ン タ ー	山 口 洋
国 際 化 推 進 チ ー フ	岩 本 儀 則
司 書	伊 藤 理 恵 子
幼 児 教 育 学 科 事 務 補 助	木 下 久 美
事 務 補 助	田 頭 未 幸
用 務	山 口 幸 雄
〃	村 里 守 子
〃	畠 中 や す 子
〃	出 口 玲 菜
顧 問	高 井 達 司

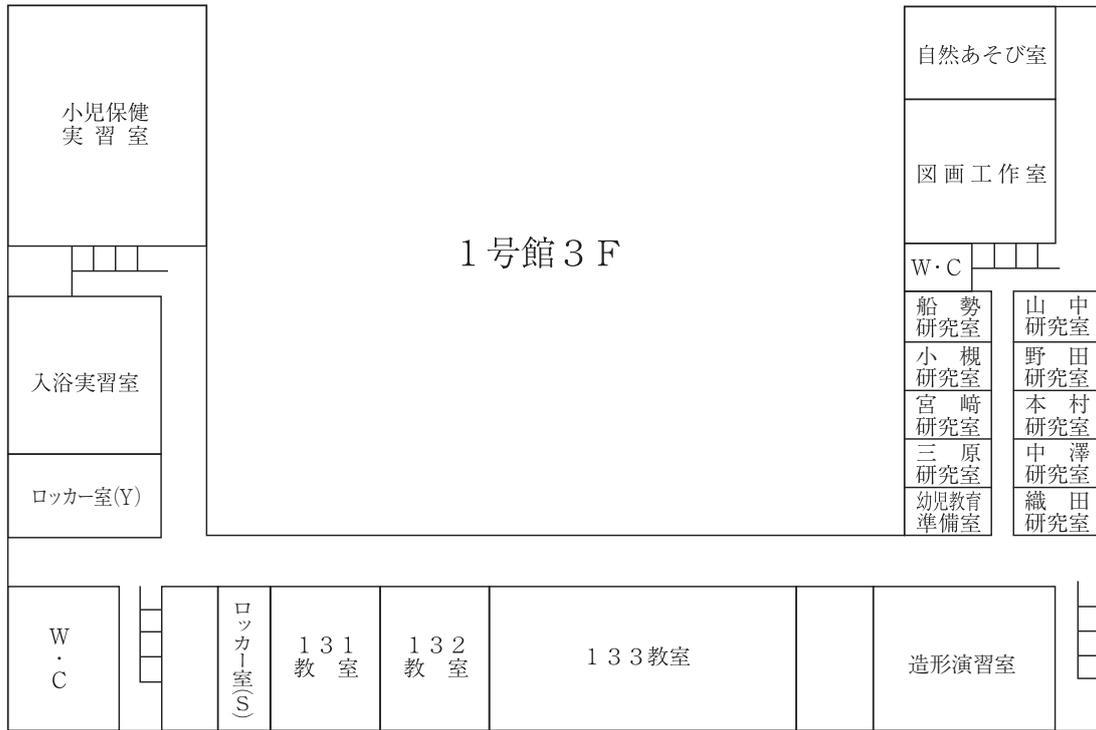
### 【鶴鳴学園法人本部事務局】

職 名	氏 名
法 人 本 部 長	川 原 田 典 昭
法 人 本 部 統 括 次 長	松 尾 康 宏
事 務	溝 口 恵 津 子
〃	有 田 知 世
〃	山 本 真 理
〃	森 恵 美

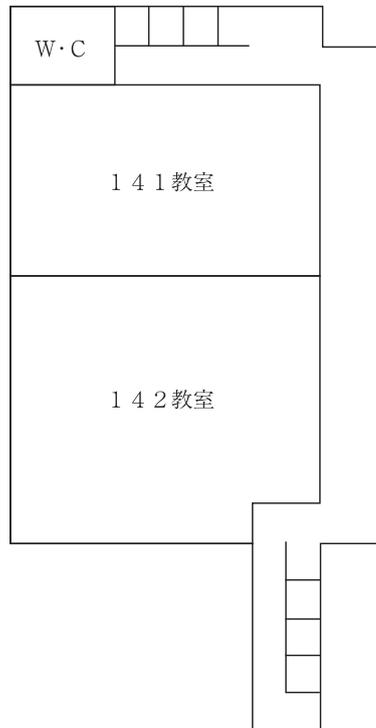
キャンパス配置図



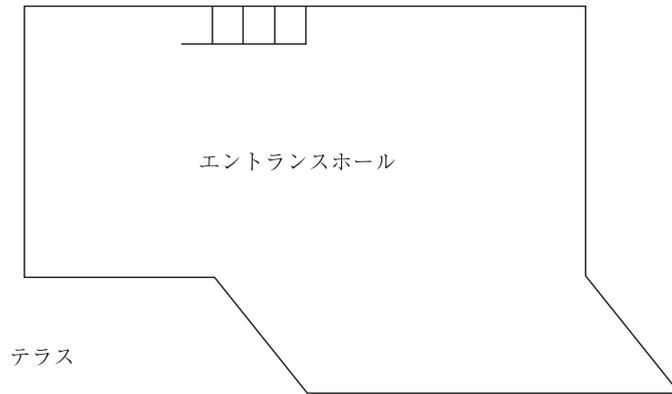




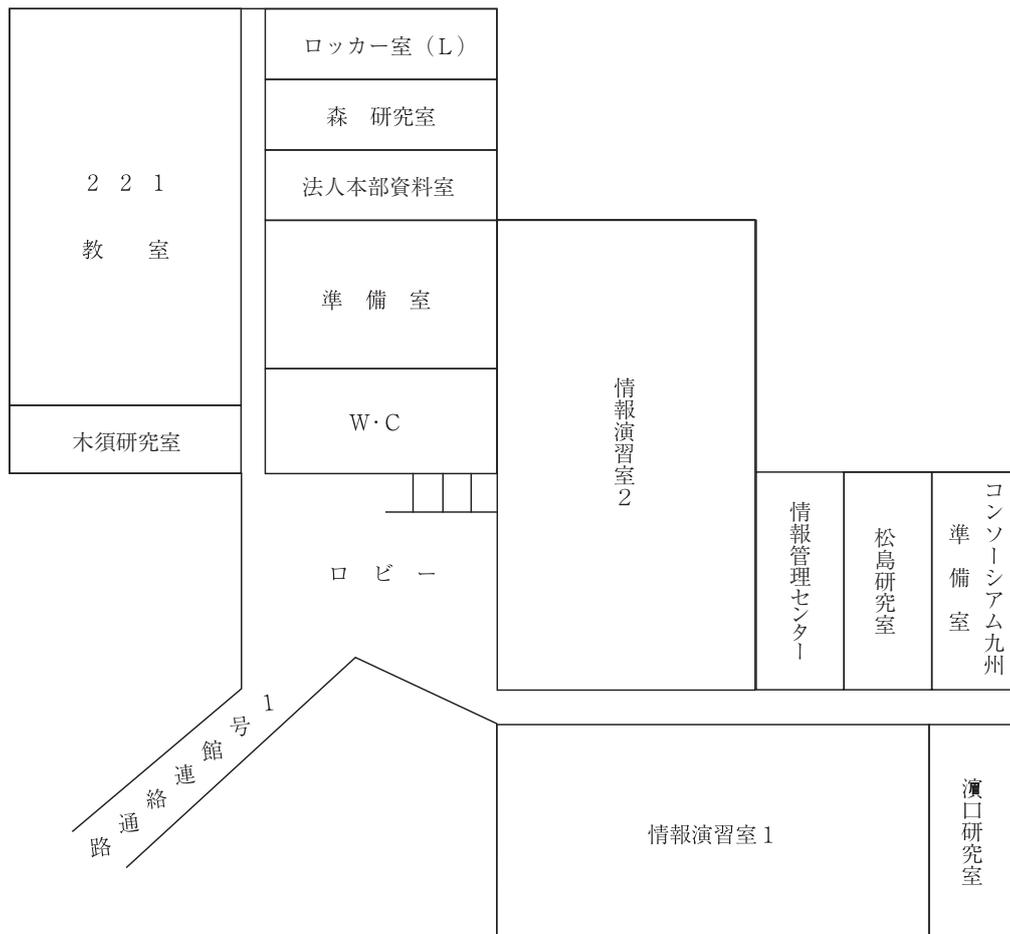
1号館4F



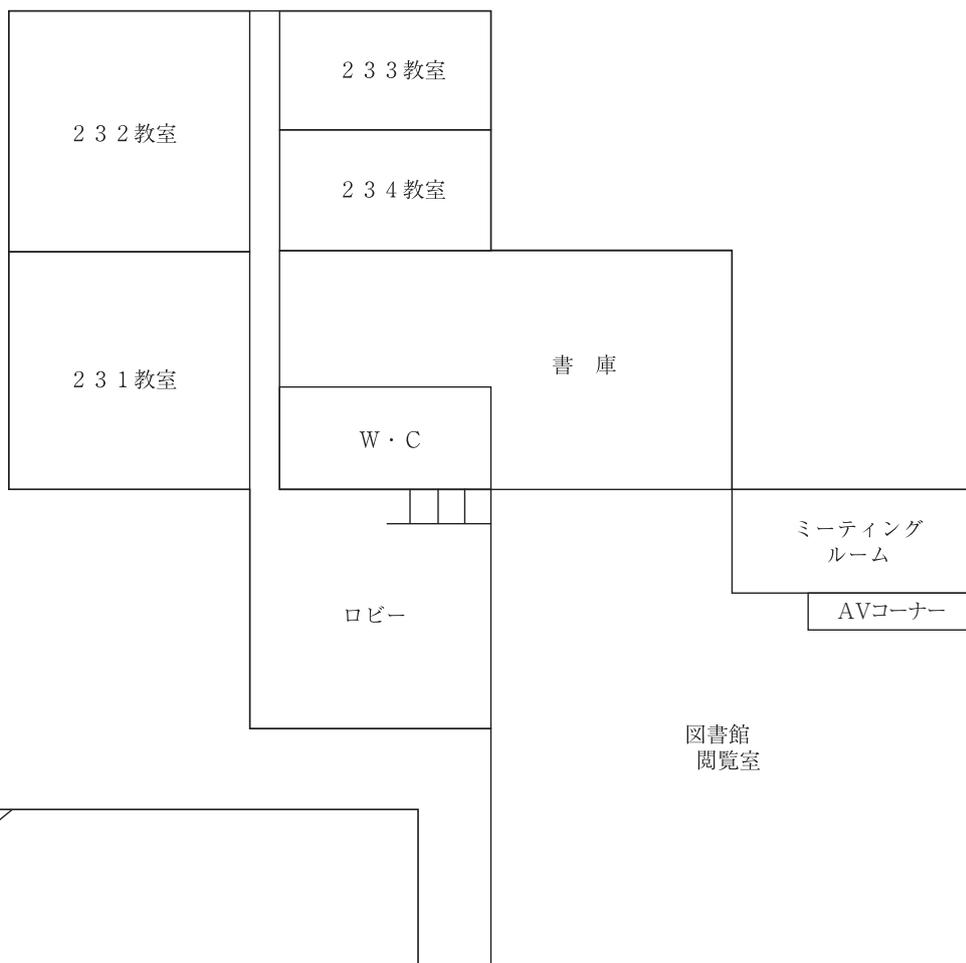
## 2号館1F



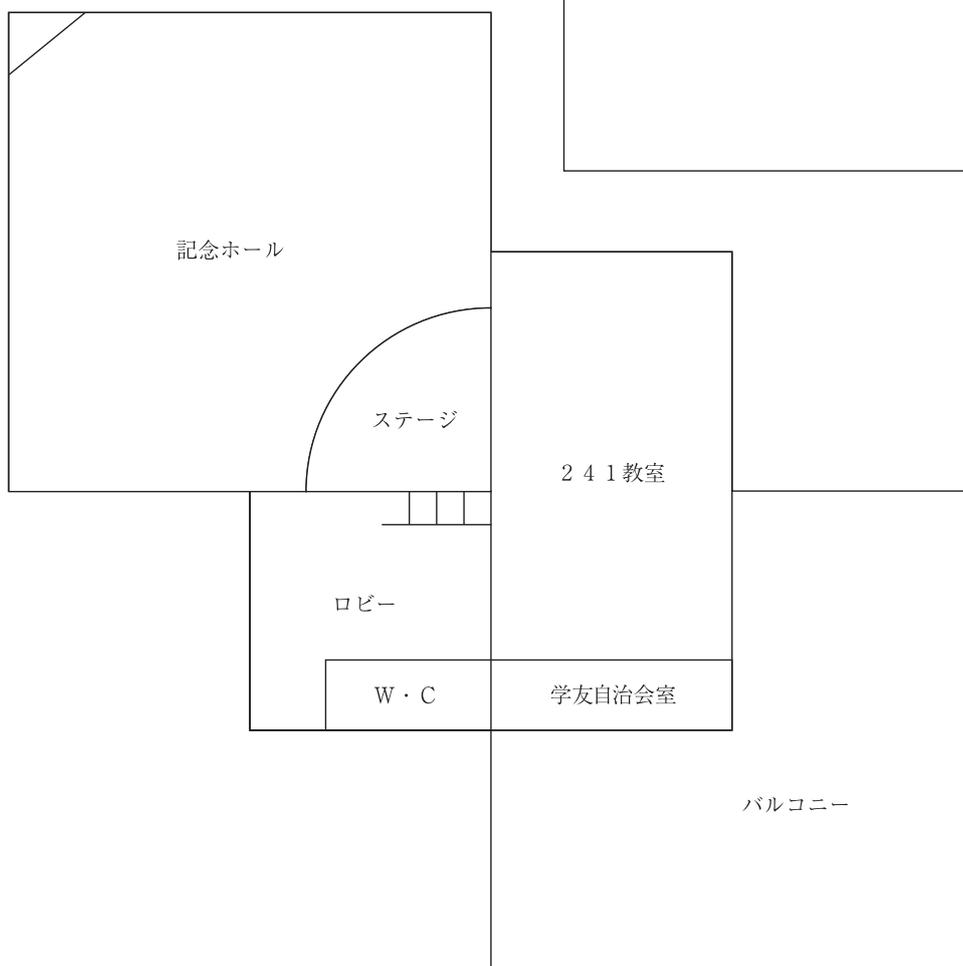
## 2号館2F



2号館3F



2号館4F





〔その他の学園施設〕

鶴鳴高等学校

〒850-0834 長崎市上小島1丁目11番8号 ☎095(826)4321

幼保連携型認定こども園  
長崎女子短期大学附属鶴鳴幼稚園

〒850-0823 長崎市弥生町19番2号 ☎095(823)7981

〔系列の施設〕

社会福祉法人 鶴鳴会 茂木保育園

〒851-0241 長崎市茂木町75番地9 ☎095(836)0109

*COLLEGE LIFE*

2026年4月1日発行

発行 長崎女子短期大学  
〒850-8512 長崎市弥生町19番1号  
☎095(826)5344  
印刷 株式会社 正文社



学校法人 鶴鳴学園

長崎女子短期大学

〒850-8512 長崎市弥生町19番1号

TEL 095-826-5344 FAX 095-826-4772

URL <https://www.nagasaki-joshi.ac.jp/>

E-mail: [info@nagasaki-joshi.ac.jp](mailto:info@nagasaki-joshi.ac.jp)



NUMBER					
NAME					